

強い農業づくり交付金の配分基準について

16生産第8451号
平成17年4月1日
大臣官房国際部長
総合食料局長
生産局長 通知
経営局長

改正	平成18年	3月31日	17生産第8569号
改正	平成19年	3月30日	18生産第9316号
改正	平成20年	4月1日	19生産第9995号
改正	平成20年	10月16日	20生産第3974号
改正	平成21年	3月31日	20生産第10021号
改正	平成21年	3月31日	20総合第2242号
改正	平成21年	3月31日	20経営第7197号
改正	平成21年	5月29日	21生産第1067号
改正	平成21年	5月29日	21総合第323号
改正	平成21年	5月29日	21経営第934号
改正	平成22年	5月28日	21生産第9806号
改正	平成22年	5月28日	21総合第2156号
改正	平成22年	5月28日	21経営第7165号
最終改正	平成23年	4月1日	22生産第9709号
最終改正	平成23年	4月1日	22総合第1767号
最終改正	平成23年	4月1日	22経営第7281号

強い農業づくり交付金については、強い農業づくり交付金実施要綱（平成17年4月1日付け生産第8260号農林水産事務次官依命通知）が定められたところであるが、その交付金の配分基準について、別紙のとおり定めたので、御了知の上、本交付金の実施につき、適切な御指導をお願いする。

強い農業づくり交付金の配分基準について

強い農業づくり交付金の配分基準については、以下のとおりとする。

第1 推進事業

推進事業（強い農業づくり交付金実施要綱（平成17年4月1日付け16生産第8260号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）別表のメニューの欄に定める推進事業をいう。以下同じ。）の配分は、次に掲げる事項で算定された額を各都道府県への配分額とする。なお、1事業実施主体当たりの上限要望額を500万円とする。

ただし、要綱第8の4に基づき評価結果を反映する場合にあっては、第3の2により算定された額を各都道府県への配分額とする。

1 事業実施計画の成果目標に応じた配分

事業実施計画を別表1に基づき算定したポイントの高い順に並べ、ポイントが上位の事業実施計画から順に要望額に相当する額を配分する。ただし、その最終の配分可能額が要望額を下回る場合には、当該配分可能額を配分する。なお、当該配分可能額に同一ポイントを獲得した事業実施計画が複数ある場合には、当該事業実施計画の要望額の割合に応じて配分するものとする。

第2 整備事業

整備事業（要綱別表のメニューの欄に定める整備事業をいう。以下同じ。）の配分は、次に掲げる事項ごとに算定された額を合計し、各都道府県への配分額とする。

1 前年度からの継続事業等に対する配分

整備事業予算額から要綱附則の6の規定に基づく事業の実施に要する要望額、平成22年度以前に本交付金を受けて着工された事業であって事業実施期間が平成23年度以降に及ぶものに要する要望額及び要綱別表のメニューの欄に定める取組のうち、事業実施期間が複数年の事業の2年度目以降の実施に要する要望額に相当する額を、都道府県ごとに合計した額を配分する。

2 事業実施計画の成果目標等に応じた配分

- （1）整備事業予算額から1に要する額を減じた額の範囲内で、事業実施主体ごとの事業実施計画を別表2-1-①から2-4までに基づき算定したポイント及び2の（2）で並べた事業実施計画と合わせてポイントの

高い順に並べ、ポイントが上位の事業実施計画から順に要望額に相当する額を都道府県ごとに合計し、当該合計額を配分する。

ただし、食品流通の合理化に資する事業実施計画を除き、事業実施主体が要望できる1事業実施計画当たりの上限要望額は1億円とする。

(2)(1)により配分した結果、最後の配分可能額が事業実施計画の要望額を下回る場合には、当該配分可能額を当該都道府県に配分する。

なお、当該配分可能額に同一ポイントを獲得した事業実施計画が複数ある場合には、以下のとおり配分するものとする。

ア 要綱第2に定める政策目的のうち食品流通の合理化に資する事業実施計画がある場合は、当該事業実施計画については、要望額に相当する額を配分する。

イ アにより配分した結果、更に配分可能額がある場合には、アの事業実施計画を除いた事業実施計画の要望額の割合に応じて当該都道府県に配分する。

第3 評価結果の配分額への反映

推進事業及び整備事業に係る交付金の配分における要綱第8の4に基づく評価結果の反映は、次によるものとする。

1 評価結果の反映は、要綱第8の4に基づき取りまとめた推進事業及び整備事業の評価結果における都道府県別の成果目標の達成度（当該達成度が2以上の政策目的にわたる場合にあっては、各政策目的の事業実績に応じて加重平均した値とする。以下「達成度」という。）に基づき行うものとする。ただし、中間的な事業の評価結果については、配分額への反映対象としないものとする。

2 評価結果を反映した配分額は、都道府県からの交付要望額に、次の(1)又は(2)の表の左欄に掲げる達成度の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる率を乗じて得た額とする。

(1) 推進事業

達成度	乗率
80%以上	100.0%
60%以上80%未満	95.0%
40%以上60%未満	90.0%
20%以上40%未満	85.0%
20%未満	80.0%

(2) 整備事業

達成度	乗率
80%以上	100.0%
60%以上80%未満	95.0%
40%以上60%未満	90.0%
20%以上40%未満	85.0%
20%未満	80.0%

第4 前々年度不用額の配分額への反映

都道府県に配分した交付金の効率的な予算執行を推進するために、要綱第9の2の(1)に基づき、以下のとおり前々年度の都道府県における整備交付金の不用額を都道府県からの交付要望額に反映させるものとする。

不用額とは、都道府県が配分を受けた割当額のうち、未執行となった額をいう。

(反映手法)

次の表の左欄に掲げる前々年度都道府県別不用額率（都道府県の前々年度の割当額に対する前々年度の不用額の割合）を算出し、該当する右欄の不用額換算率を事業実施計画の交付要望額に反映させるものとする。

不用額ペナルティ査定額＝事業実施計画の交付要望額×不用額換算率

前々年度都道府県別不用額	不用額換算率
5 %未満	100%
5 %以上20%未満	95%
20%以上40%未満	90%
40%以上	80%

(注) 前々年度都道府県別不用額率＝前々年度不用額／前々年度割当額×100

第5 配分基準の考え方の見直し

本通知の配分基準の考え方については、個別地区の成果目標の実績、総合的な政策推進の観点等を踏まえ、必要に応じ、関係者以外の者の意見を聴取した上で見直しを行うものとする。

附 則

- 1 この改正された要領は、平成18年3月31日から施行する。ただし、同年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この通知は、平成19年4月1日から施行する。

附則

- 1 この通知は、平成20年4月1日から施行する。

附則

- 1 この通知は、平成20年10月16日から施行する。

附則

- 1 この通知は、平成21年4月1日から施行する。

附則

- 1 この通知は、平成21年5月29日から施行する。

附則

- 1 この改正は、平成22年5月28日から施行する。

附則

- 1 この通知は、平成23年4月1日から施行する。

別表 1 （経営力の強化）

メニュー	達成すべき成果目標の基準	ポイント										
新規就農者の育成・確保	新規就農者の育成 新たな研修教育コースの研修修了者が新規就農すること。	都道府県等における多様な就農形態に対応した新たな研修教育コースの設置に伴う体制整備等を支援するため、次に掲げるポイントの合計値を各事業実施主体ごとの獲得ポイントとする。										
		1 成果目標に応じたポイント										
		<table><tr><td>新たな研修教育コースの研修修了者のうちの新規就農者数</td><td>ポイント</td></tr><tr><td>9 名以上</td><td>8</td></tr><tr><td>6 名以上 9 名未満</td><td>6</td></tr><tr><td>3 名以上 6 名未満</td><td>4</td></tr><tr><td>1 名以上 3 名未満</td><td>2</td></tr></table>	新たな研修教育コースの研修修了者のうちの新規就農者数	ポイント	9 名以上	8	6 名以上 9 名未満	6	3 名以上 6 名未満	4	1 名以上 3 名未満	2
		新たな研修教育コースの研修修了者のうちの新規就農者数	ポイント									
		9 名以上	8									
		6 名以上 9 名未満	6									
		3 名以上 6 名未満	4									
		1 名以上 3 名未満	2									
		※既存のコースを拡充したものは、拡充に伴い増加した新規就農者数										
		上記のポイントに加算するポイント										
1 新たな研修教育コースの研修修了者に占める新規就農者の割合												
<table><tr><td>新たな研修教育コースの研修修了者に占める新規就農者の割合</td><td>ポイント</td></tr><tr><td>80%以上</td><td>8</td></tr><tr><td>60%以上80%未満</td><td>6</td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>	新たな研修教育コースの研修修了者に占める新規就農者の割合	ポイント	80%以上	8	60%以上80%未満	6						
新たな研修教育コースの研修修了者に占める新規就農者の割合	ポイント											
80%以上	8											
60%以上80%未満	6											

		<table><tr><td>40%以上60%未満</td><td>4</td></tr><tr><td>20%以上40%未満</td><td>2</td></tr></table>	40%以上60%未満	4	20%以上40%未満	2
40%以上60%未満	4					
20%以上40%未満	2					
	2	目標時の新規就農者に占める認定就農者及び認定農業者の割合				
		(1) 40%以上・・・・・・・・・・4ポイント				
		(2) 20%以上40%未満・・・・・・・・・・2ポイント				
	3	就農に向けた計画指導等を担当する専任者の設置・・・・・・・・4ポイント				

別表２－１－①（産地競争力の強化）
各メニューの中で整備する施設等は以下のとおりとする。また、類別欄に定める番号の達成すべき成果目標基準、ポイント等は別表２－１－②のとおりとする。

メニュー	共同利用施設等	類別														
土地利用型作物 （稲（新規需要米を除く。））	耕種作物小規模土地基盤整備	1	2	3	4	5	6	7	8	9						
	共同育苗施設	1	2	3	4	5	6	7	8	9						
	乾燥調製施設	1	2	3	4	5	6	7	8	9						
	穀類乾燥調製貯蔵施設	1	2	3	4	5	6	7	8	9						
	農産物処理加工施設	1	2	3	4	5	6	7	8	9						
	集出荷貯蔵施設	1	2	3	4	5	6	7	8	9						
	産地管理施設	1	2	3	4	5	6	7	8	9						
	生産技術高度化施設	1	2	3	4	5	6	7	8	9						
土地利用型作物 （新規需要米）	耕種作物小規模土地基盤整備	10	11	16												
	共同育苗施設	10	11	12	13	14										
	乾燥調製施設	10	11	12	13	14										
	穀類乾燥調製貯蔵施設	10	11	12	13	14										
	農産物処理加工施設	10	11	15												
	集出荷貯蔵施設	10	11	12	13	14										
	産地管理施設	10	11	12	13	14										
	用土等供給施設	10	11	12	13	14										
	生産技術高度化施設	10	11	12	13	14										
	種子種苗生産関連施設	10	11	12	13	14										
	有機物処理・利用施設	10	11	16												
土地利用型作物 （麦）	耕種作物小規模土地基盤整備	17	18	19	20	21	22	23	24	25						
	乾燥調製施設	17	18	19	20	21	22	25								
	穀類乾燥調製貯蔵施設	17	18	19	20	21	22	25								

	茶加工機															
	農産物処理加工施設のうち仕上茶加工機	58	65	69	71	75	77									
	集出荷貯蔵施設	61	66	70	71	74										
	産地管理施設	58	59	63	64	68	71	72								
	生産技術高度化施設のうち栽培管理支援施設	58	59	63	64	68	71	72								
	農作物被害防止施設のうち防霜施設、病害虫防除施設	59	62	64	67	68	71	72	76	77						
畑作物・地域特産物（いぐさ・畳表）	共同育苗施設	78	79	80	81	83										
	乾燥調製施設	78	79	80	81	83										
	農産物処理加工施設	78	79	80	81	82	83									
	集出荷貯蔵施設	78	79	80	81	83										
	産地管理施設	78	79	80	81	82	83									
	生産技術高度化施設	78	79	80	81	83										
畑作物・地域特産物（その他）	耕種作物小規模土地基盤整備	84	85	86	88	90	91									
	共同育苗施設	84	85	86	88	89	91									
	乾燥調製施設	84	85	86	88	89	91									
	農産物処理加工施設	85	86	87	88	92	93									
	集出荷貯蔵施設	84	85	86	88	89	91									
	産地管理施設	84	85	86	88	90	91									
	生産技術高度化施設	84	85	86	88	90	91									
果樹	耕種作物小規模土地基盤整備	94	95	96	97	98	99	100	101	102	105					
	共同育苗施設	94	95	96	97	98	99	100	101	102	105					
	農産物処理加工施設	94	95	96	97	98	99	100	101	102	105					
	集出荷貯蔵施設	94	95	96	98	99	100	101	102							
	産地管理施設	94	95	96	97	98	99	100	102	105						

[illegible]

[illegible]

	離農跡地・後継者不在経営施設	191	192	193	194											
家畜改良増殖	家畜改良増殖関連施設（牛肉）	195	196	197	198											
	家畜改良増殖関連施設（豚肉）	199	200	201	202	203										
	家畜改良増殖関連施設（鶏肉）	204	205	206	207											
	家畜改良増殖関連施設（鶏卵）	208	209	210	211											
	家畜改良増殖関連施設（馬及び特用家畜）	212	213	214	215											
飼料増産	飼料作物作付条件整備	216	217	218												
	放牧利用条件整備	216	217	218												
	水田飼料作物作付条件整備	216	217	218												
	家畜飼養管理施設	216	217	218												
	自給飼料関連施設	216	217	218												
飼料増産（地域未 利用資源の飼料利用）	自給飼料関連施設	219	220	221	222											
食肉等流通体制整備	産地食肉センター	223	224	225	226											
	家畜市場	227	228	229												
	食鳥処理施設	230	231	232												
	鶏卵処理施設	233	232	235	236											
草地環境基盤整備 対策	草地環境基盤整備	237	238	239	240											

- (注) 1：環境保全（環境保全型農業）の取組で有機物処理・利用供給施設のうち地域資源肥料化処理施設を整備する場合は、130を必須とし、128又は129の中から成果目標を1つ、合計2つの成果目標を立てること。
- 2：畜産周辺環境影響低減の取組を行う場合は、以下のとおりとする。
- (1) 浄化処理施設を整備する場合は、135を必須とし、160から190の中から施設内において飼養する畜種に応じた成果目標を1つ、合計2つの成果目標を立てること。
- (2) 脱臭施設を整備する場合は136を必須とし、160から190の中から施設内において飼養する畜種に応じた成果目標を1つ、合計2つの成果目標を立てること。
- 3：穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用の取組を行う場合は143から145の中から成果目標を1つ、当該施設で取り扱う作物の成果目標から1つ、合計2つの成果目標を立てること。
- なお、新規需要米以外の米のみを取り扱う施設の再編整備の取組を行う場合は必ず144の成果目標を、麦のみを取り扱う施設の再編整備の取組を行う場合は必ず145の成果目標を、それぞれ1つは必須とする。

組を行う場合は 145 の成果目標を立てること。

ただし、新規需要米以外の米のみを取り扱う施設において、144 の成果目標に掲げる施設運営等の転換の取組のうち①の取組を既に行っている場合、麦のみを取り扱う施設において、145 の成果目標に掲げる施設運営等の転換の取組のうち①の取組を既に行っている場合は、143 の成果目標を立てることができる。

4：集出荷貯蔵施設等再編利用の取組を行う場合は 146 を必須とし、当該施設で取り扱う作物（野菜、果樹及び花き）の成果目標から 1 つ、合計 2 つの成果目標を立てること。

5：畜産生産基盤育成強化の取組で家畜飼養管理施設を整備する場合は、当該施設において飼養する畜種に応じた成果目標を選択すること。

別表２－１－②（産地競争力の強化）

同じメニューの中から達成すべき成果目標及び成果目標に対する現況値を１つ又は２つ選択できるものとする。

ただし、複数の作物（メニュー）に関連する施設等の整備を行う場合は、主要な２つの作物（メニュー）の達成すべき成果目標を１つずつ選択するものとする。

メニュー	類別	達成すべき成果目標基準及びポイント	成果目標に対する現況値ポイント
土地利用型作物 （稲（新規需要米を除く。））	※乾燥調製施設及び穀類乾燥調製貯蔵施設の新設・増設を行う場合は必ず、２つのうち１つの成果目標について、成果目標ポイントの10ポイント満点を５ポイント満点に圧縮し、残りの５ポイントについては、以下のいずれかを選択するものとする。		
	・ 策定する利用計画において、戦略的な販売のための施設運営を行うため、当該施設において、 ①担い手で構成される組織への施設運営委託又はサイロ単位等施設の部分貸与に取り組む計画となっている場合・・・５ポイント ②担い手に対しての大口割引や平日割引等優先配慮に取り組む計画となっている場合・・・３ポイント		
	1	・ 小売店や個人消費者等に対しての直接販売又は中食・外食用等向けの原料用等米の契約栽培の取組について、その取扱量の割合が10ポイント以上増加。 30ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 25ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・ 小売店や個人消費者等に対しての直接販売又は中食・外食用等向けの原料用等米の契約栽培の取組について、その取扱量の割合が10.0%以上。 40.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 32.5%以上・・・・・・・・・・4ポイント 25.0%以上・・・・・・・・・・3ポイント 17.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 10.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント 又は、 ・ 現状の品質分析の実施生産者（又は受益面積）の実施割合について ① 稲（米の内部品質について２種類以上の指標を分析）・麦ともに90%以上・・・・・・・・・・5ポイント ② 稲（米の内部品質について２種類以上の指標を分析）・麦ともに80%以上・・・・・・・・・・4ポイント ③ 稲（米の内部品質について２種類以上の指標を分析）・麦ともに70%以上・・・・・・・・・・3ポイント ④ 稲（米の内部品質について１種類の指標を分析）・麦ともに70%以上・・・・・・・・・・2ポイント ⑤ 稲（米の内部品質について１種類の指標を分析）で70%以上・・・・・・・・・・1ポイント ※一つの取組において、本現況値を選択した場合は、類別５の現況値を選択することはできない。
	2	・ 10 a 当たり物財費を１％以上削減。 8％以上・・・・・・・・・・10ポイント 6％以上・・・・・・・・・・8ポイント 4％以上・・・・・・・・・・6ポイント 2％以上・・・・・・・・・・4ポイント 1％以上・・・・・・・・・・2ポイント	・ 現状の10 a 当たり物財費について 都道府県平均値より15%以上下回る場合・・・5ポイント 都道府県平均値より10%以上下回る場合・・・4ポイント 都道府県平均値より５％以上下回る場合・・・3ポイント 又は、 ・ 現在、コスト削減の取組として、事業実施地区の作付面積又は生産量の過半数において、品目別生産コスト削減戦略及び農業新技術20XXに記載されている、稲の生産に係る物財費削減に資する取組のうち、 １つを３年以上取り組んでいる場合・・・・3ポイント
	3	・ 10 a 当たり労働時間を10%以上削減。 26%以上・・・・・・・・・・10ポイント 22%以上・・・・・・・・・・8ポイント 18%以上・・・・・・・・・・6ポイント 14%以上・・・・・・・・・・4ポイント 10%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・ 現状の10 a 当たり労働時間について 都道府県平均値より30%以上下回る場合・・・5ポイント 都道府県平均値より20%以上下回る場合・・・4ポイント 都道府県平均値より10%以上下回る場合・・・3ポイント 又は、 ・ 現在、コスト削減の取組として、事業実施地区の作付面積又は生産量の過半数において、品目別生産コスト削減戦略及び農業新技術20XXに記載されている、稲の生産に係る労働時間削減に資する取組のうち、 １つを３年以上取り組んでいる場合・・・・3ポイント
	4	・ 品質分析（米の食味値等（米の内部品質について２種類以上	・ 品質分析（米のタンパク値（％））の結果が、前年産（又

	の指標を分析）の結果、①食味値②アミロース値（％）③タンパク値（％）④その他①～③と同程度の品質向上指標、のうち2項目以上が、前年産（又は前5中3）より改善されているとともに、タンパク値（％）について分析結果が0.1ポイント以上低下。 0.8ポイント以上・・・・・・・・・・5ポイント 0.6ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 0.4ポイント以上・・・・・・・・・・3ポイント 0.2ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント 0.1ポイント以上・・・・・・・・・・1ポイント かつ、 (a)区分集荷(b)区分販売(c)農家への精算(d)施肥等生産技術への反映について、分析結果を(a)～(d)のうち 4つの項目に反映する場合・・・・・・・・5ポイント 3つの項目に反映する場合・・・・・・・・4ポイント 2つの項目に反映する場合・・・・・・・・3ポイント 1つの項目に反映する場合・・・・・・・・2ポイント	は前5中3）と比較して0.1ポイント以上低い。 0.8ポイント以上・・・・・・・・・・5ポイント 0.6ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 0.4ポイント以上・・・・・・・・・・3ポイント 0.2ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント 0.1ポイント以上・・・・・・・・・・1ポイント
5	・重金属等の有害物質の低減に取り組む面積を5ポイント以上増加。（ただし、作付面積全体に占める重金属等の有害物質の低減に取り組む面積の割合を10%以上確保するものとする） 25ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・重金属等の有害物質の低減に取り組む面積が全体に占める割合5.0%以上。 38.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 29.8%以上・・・・・・・・・・4ポイント 21.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント 13.3%以上・・・・・・・・・・2ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント 又は、 ・現状の品質分析の実施生産者（又は受益面積）の実施割合について、 ① 稲（米の内部品質について2種類以上の指標を分析）・麦ともに90%以上・・・・・・・・5ポイント ② 稲（米の内部品質について2種類以上の指標を分析）・麦ともに80%以上・・・・・・・・4ポイント ③ 稲（米の内部品質について2種類以上の指標を分析）・麦ともに70%以上・・・・・・・・3ポイント ④ 稲（米の内部品質について1種類の指標を分析）・麦ともに70%以上・・・・・・・・2ポイント ⑤ 稲（米の内部品質について1種類の指標を分析）で70%以上・・・・・・・・1ポイント ※一つの取組において、本現況値を選択した場合は、類別1の現況値を選択することはできない。
6	・事業の受益に係る販売農家の経営面積のうち環境保全型農業に取り組む面積（持続農業法に基づく認定、有機JAS認定又は特別栽培農産物その他の環境負荷を低減する方法により栽培される農産物の認証を都道府県等行政機関から受けている面積の合計）の割合を1ポイント以上増加。 40ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 30ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 1ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別7の成果目標を選択することはできない。	・事業の受益に係る販売農家の経営面積のうち環境保全型農業に取り組む面積の割合が、全国の平均である25%以上。 60%以上・・・・・・・・・・5ポイント 50%以上・・・・・・・・・・4ポイント 40%以上・・・・・・・・・・3ポイント 30%以上・・・・・・・・・・2ポイント 25%以上・・・・・・・・・・1ポイント
7	・事業の受益に係る販売農家のうち環境保全型農業に取り組む農業者（持続農業法に基づく認定、有機JAS認定又は特別栽培農産物その他の環境負荷を低減する方法により栽培される農産物の認証を都道府県等行政機関から受けている農業者の合計）の割合を1ポイント以上増加。 50ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 40ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 25ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント	・事業の受益に係る販売農家のうち環境保全型農業に取り組む農業者割合が1%以上。 35%以上・・・・・・・・・・5ポイント 20%以上・・・・・・・・・・4ポイント 10%以上・・・・・・・・・・3ポイント 5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 1%以上・・・・・・・・・・1ポイント

		1ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別6の成果目標を選択することはできない。	
	8	・事業実施地区における1等比率を事業実施年度の前7中5平均の値と比べて6ポイント以上改善。 10ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 8ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 7ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント 又は ・事業実施地区における下位等級指数（1等以外の数量を全出荷量で除して100を乗じたもの）を10%以上削減。 事業実施年度の前7中5平均の値と比べて 5割以上削減・・・・・・・・・・10ポイント 4割以上削減・・・・・・・・・・8ポイント 3割以上削減・・・・・・・・・・6ポイント 2割以上削減・・・・・・・・・・4ポイント 1割以上削減・・・・・・・・・・2ポイント	・事業実施地区における1等比率の直近7中5平均が40%以上。 80%以上・・・・・・・・・・5ポイント 70%以上・・・・・・・・・・4ポイント 60%以上・・・・・・・・・・3ポイント 50%以上・・・・・・・・・・2ポイント 40%以上・・・・・・・・・・1ポイント 又は ・産地単位の取組として、高温障害対策について『慣行栽培より作期を遅らせる遅植栽培』及び『かけ流し灌漑や適正施肥等の営農技術』を都道府県の策定する指針等に基づいて実施している場合 ・・・・・・・・・・5ポイント 『慣行栽培より作期を遅らせる遅植栽培』又は『かけ流し灌漑や適正施肥等の営農技術』を都道府県の策定する指針等に基づいて実施している場合 ・・・・・・・・・・3ポイント ※一つの取組において、本現況値のうち高温障害対策を選択した場合は、類別9の現況値のうち高温障害対策を選択することはできない。
	9	・事業実施地区における高温耐性品種※（複数品種がある場合はその合計）の作付割合を1ポイント以上向上。 5ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 2ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 1ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント 又は ・事業実施地区における高温耐性品種※（複数品種がある場合はその合計）の作付割合を1ポイント以上向上。 5ポイント以上・・・・・・・・・・5ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・3ポイント 2ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント 1ポイント以上・・・・・・・・・・1ポイント かつ、 ・産地単位の取組として、高温障害対策について、今後新たに『慣行栽培より作期を遅らせる遅植栽培』及び『かけ流し灌漑や適正施肥等の営農技術』を実施する場合 ・・・・・・・・・・5ポイント 『慣行栽培より作期を遅らせる遅植栽培』又は『かけ流し灌漑や適正施肥等の営農技術』を実施する場合 ・・・・・・・・・・3ポイント ※（独）農業・食品産業技術総合研究機構や各都道府県の農業試験場において、高温耐性を有する品種（もしくは登熟期に高温に遭遇することが回避可能な品種）として育成された品種、又は、従来品種と比較して高温耐性を有することが客観データ（一等米比率等）で示すことが可能な品種に限るものとする。	・事業実施地区における高温耐性品種（複数品種がある場合はその合計）の作付割合が1%以上。 5%以上・・・・・・・・・・5ポイント 4%以上・・・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・3ポイント 2%以上・・・・・・・・・・2ポイント 1%以上・・・・・・・・・・1ポイント 又は ・産地単位の取組として、高温障害対策について『慣行栽培より作期を遅らせる遅植栽培』及び『かけ流し灌漑や適正施肥等の営農技術』を都道府県の策定する指針等に基づいて実施している場合 ・・・・・・・・・・5ポイント 『慣行栽培より作期を遅らせる遅植栽培』又は『かけ流し灌漑や適正施肥等の営農技術』を都道府県の策定する指針等に基づいて実施している場合 ・・・・・・・・・・3ポイント ※一つの取組において、本現況値のうち高温障害対策を選択した場合は、類別8の現況値のうち高温障害対策を選択することはできない。
土地利用型作物（新規需要米）	※乾燥調製施設及び穀類乾燥調製貯蔵施設の新設・増設を行う場合は必ず、2つのうち1つの成果目標について、成果目標ポイントの10ポイント満点を5ポイント満点に圧縮し、残りの5ポイントについては、以下のいずれかを選択するものとする。		
※新規需要米とは、米粉用米及び飼料用米をいう。以下同じ。	・事業実施地区における新規需要米の作期を、品種の選定、栽培技術の導入等によって主食用米とずらし、施設利用の効率化及び用途に応じた分別管理に取り組む計画となっている場合・・・5ポイント ・気象情報を活用し、立毛乾燥の推進に取り組む計画となっている場合・・・3ポイント		
	10	・事業実施地区における水稻作付面積のうち、新規需要米が占める面積割合が4ポイント以上増加。	・現状の事業実施地区における水稻作付面積のうち、新規需要米が占める面積割合が2.0%以上。ただし、事業実施地区が

	12ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・ 8ポイント 8ポイント以上・・・・・・・・・・ 6ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・ 4ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・・・ 2ポイント	所在する都道府県における水稲作付面積に対する新規需要米の作付面積の割合を上回るものとする。 8.0%以上・・・・・・・・・・ 5ポイント 6.5%以上・・・・・・・・・・ 4ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・ 3ポイント 3.5%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント 2.0%以上・・・・・・・・・・ 1ポイント
11	・事業実施地区における新規需要米の作付面積のうち、米粉・飼料用米向けに育成された多収性の専用品種の作付面積の占める割合が20ポイント以上増加。 40ポイント以上・・・・・・・・・・ 5ポイント 35ポイント以上・・・・・・・・・・ 4ポイント 30ポイント以上・・・・・・・・・・ 3ポイント 25ポイント以上・・・・・・・・・・ 2ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・ 1ポイント かつ、 ・事業実施地区における多収性の専用品種の栽培に当たって、(a)土壌・生育診断結果を反映した施肥管理、(b)耕畜連携体制の構築による堆肥の利用、(c)大豆等他作物との輪作体系の確立による肥料費の抑制の各項目に新たに取り組む場合 (a)、(b)、(c)の全てに取り組む場合・・・・・・・・ 5ポイント (a)、(b)、(c)のいずれか2つに取り組む場合・ 3ポイント (a)、(b)、(c)のいずれか1つに取り組む場合・ 1ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別14の成果目標を選択することはできない。	・現状の事業実施地区における新規需要米の作付面積のうち、米粉・飼料用米向けに育成された多収性の専用品種の作付面積の割合が10%以上。 50%以上・・・・・・・・・・ 5ポイント 40%以上・・・・・・・・・・ 4ポイント 30%以上・・・・・・・・・・ 3ポイント 20%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント 10%以上・・・・・・・・・・ 1ポイント
12	・新規需要米の10 a 当たり物財費が事業実施地区における直近の水稲全体の物材費に対して95%以下。 85%以下・・・・・・・・・・10ポイント 87.5%以下・・・・・・・・・・ 8ポイント 90%以下・・・・・・・・・・ 6ポイント 92.5%以下・・・・・・・・・・ 4ポイント 95%以下・・・・・・・・・・ 2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別12の成果目標を選択することはできない。	・現状の水稲について 10 a 当たり物財費が都道府県平均値を11%以上下回る場合・・・・・・・・・・ 5ポイント 10 a 当たり物財費が都道府県平均値を 8 %以上下回る場合・・・・・・・・・・ 4ポイント 10 a 当たり物財費が都道府県平均値を 5 %以上下回る場合・・・・・・・・・・ 3ポイント 又は、 ・現在、コスト縮減の取組として、事業実施地区の作付面積又は生産量の過半数において、品目別生産コスト縮減戦略及び農業新技術200Xに記載されている、稲又は飼料用米の生産に係る物財費縮減に資する取組のうち、 2つ以上に取り組んでいる場合・・・・・・・・ 2ポイント 1つに取り組んでいる場合・・・・・・・・ 1ポイント
13	・新規需要米の10 a 当たり労働時間が事業実施地区における直近の水稲全体の労働時間に対して85%以下。 65%以下・・・・・・・・・・10ポイント 70%以下・・・・・・・・・・ 8ポイント 75%以下・・・・・・・・・・ 6ポイント 80%以下・・・・・・・・・・ 4ポイント 85%以下・・・・・・・・・・ 2ポイント	・現状の水稲について 10 a 当たり労働時間が都道府県平均値を20%以上下回る場合・・・・・・・・・・ 5ポイント 10 a 当たり労働時間が都道府県平均値を10%以上下回る場合・・・・・・・・・・ 3ポイント 又は、 ・現在、コスト縮減の取組として、事業実施地区の作付面積又は生産量の過半数において、品目別生産コスト縮減戦略及び農業新技術200Xに記載されている、稲又は飼料用米の生産に係る労働時間縮減に資する取組のうち、 2つ以上に取り組んでいる場合・・・・・・・・ 2ポイント 1つに取り組んでいる場合・・・・・・・・ 1ポイント
14	・新規需要米の60kg当たり物財費が事業実施地区における直近の水稲全体の物材費に対して95%以下。 85%以下・・・・・・・・・・10ポイント 87.5%以下・・・・・・・・・・ 8ポイント 90%以下・・・・・・・・・・ 6ポイント 92.5%以下・・・・・・・・・・ 4ポイント 95%以下・・・・・・・・・・ 2ポイント	・現状の水稲について 60kg当たり物財費が都道府県平均値を10%以上下回る場合・・・・・・・・・・ 5ポイント 60kg当たり物財費が都道府県平均値を 5 %以上下回る場合・・・・・・・・・・ 3ポイント 又は、 ・現在、コスト縮減の取組として、事業実施地区の作付面積

		又は生産量の過半数において、品目別生産コスト縮減戦略及び農業新技術200Xに記載されている、稲又は飼料用米の生産に係る物財費縮減に資する取組のうち、 2つ以上に取り組んでいる場合・・・2ポイント 1つに取り組んでいる場合・・・1ポイント
	15 ・地場製粉等の加工（事業実施地区の生産物を当該地区が所在する産地の施設等において製粉等の加工を行うこと）により新規需要米の販売単価（新規需要米の単位重量当りに換算）が50%以上増加。 150%以上・・・10ポイント 125%以上・・・8ポイント 100%以上・・・6ポイント 75%以上・・・4ポイント 50%以上・・・2ポイント	・現状の事業実施地区における新規需要米の販売単価について 前年から増加・・・2ポイント 取組開始年から増加・・・1ポイント かつ、 ・新規需要米の販売先と複数年の販売契約を有している場合・・・3ポイント
	16 ・新規需要米の単収が事業実施地区における直近の水稻全体の平年単収に対して105%以上。 125%以上・・・10ポイント 120%以上・・・8ポイント 115%以上・・・6ポイント 110%以上・・・4ポイント 105%以上・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別9の成果目標を選択することはできない。	・現状の事業実施地区における新規需要米の生産が米粉・飼料用米向けに育成された多収性の専用品種によって行われている割合が20%以上。 100%・・・5ポイント 80%以上・・・4ポイント 60%以上・・・3ポイント 40%以上・・・2ポイント 20%以上・・・1ポイント
土地利用型作物（麦）	※乾燥調製施設及び穀類乾燥調製貯蔵施設の新設・増設を行う場合は必ず、2つのうち1つの成果目標について、成果目標ポイントの10ポイント満点を5ポイント満点に圧縮し、残りの5ポイントについては、以下のいずれかを選択するものとする。 ・事業実施地区において、複数品種又は麦種による作付体系（作付面積比率が25%以上）へと転換することによって施設利用の効率化に取り組む場合・・・5ポイント ※作付面積比率＝A／B A：事業実施地区に作付けられている麦について、上位1品種（もしくは上位1麦種）を除いた作付面積の合計 B：事業実施地区における麦作付面積 ・人工衛星等による上空からの撮影画像の解析と気象情報の活用による雨害の回避（高水分収穫）及び収穫順序の決定技術、ヘイバインピックアップ収穫技術等の導入による乾燥調製に係るコスト縮減に取り組む場合・・・3ポイント	
	17 ・民間流通におけるは種前契約の契約数量又は作付面積の割合が5%以上増加。 25%以上・・・10ポイント 20%以上・・・8ポイント 15%以上・・・6ポイント 10%以上・・・4ポイント 5%以上・・・2ポイント	・民間流通におけるは種前契約の契約数量又は作付面積について、直近5ヵ年（5ヵ年遡る事が困難な場合は直近3ヵ年）の増加割合が5%以上。 25%以上・・・5ポイント 20%以上・・・4ポイント 15%以上・・・3ポイント 10%以上・・・2ポイント 5%以上・・・1ポイント 又は、 ・事業実施地区の既存の共同乾燥調製施設の麦における利用率（計画処理量の設定の際の荷受原料の水分設定値と、実際の荷受原料の水分値が大きく異なる場合は、実際の水分値を計画処理量の設定の際の水分値に補正することで算出した処理量をもって利用率を算出することも可とする。）について、直近5ヵ年（5ヵ年遡る事が困難な場合は直近3ヵ年）の平均値が100%以上。 114%以上・・・5ポイント 110.5%以上・・・4ポイント 107%以上・・・3ポイント 103.5%以上・・・2ポイント 100%以上・・・1ポイント
	18 ・裏作麦の作付拡大により麦の増産に取り組む地域において、事業実施地区における麦の作付面積に占める裏作麦の作付面積の割合が7ポイント以上増加。	・事業実施地区における麦の作付面積のうち裏作麦の割合が6%以上。 17%以上・・・5ポイント

	11ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 8ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 7ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	14%以上・・・・・・・・・・4ポイント 11%以上・・・・・・・・・・3ポイント 8%以上・・・・・・・・・・2ポイント 6%以上・・・・・・・・・・1ポイント
19	・10 a 当たり物財費を3%以上削減。 7%以上・・・・・・・・・・10ポイント 6%以上・・・・・・・・・・8ポイント 5%以上・・・・・・・・・・6ポイント 4%以上・・・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・現状の10 a 当たり物財費について 都道府県平均値を15%以上下回る場合・・・5ポイント 都道府県平均値を10%以上下回る場合・・・4ポイント 都道府県平均値を5%以上下回る場合・・・3ポイント ※都道府県平均値の統計データが無い場合は、ブロック別平均値を用いることも可とする。 又は、 ・現在、コスト削減の取組として、事業実施地区の作付面積又は生産量の過半数において、品目別生産コスト削減戦略及び農業新技術20XXに記載されている、麦の生産に係る物財費削減に資する取組のうち、 1つを3年以上取り組んでいる場合・・・3ポイント
20	・10 a 当たり労働時間を3%以上削減。 7%以上・・・・・・・・・・10ポイント 6%以上・・・・・・・・・・8ポイント 5%以上・・・・・・・・・・6ポイント 4%以上・・・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・現状の10 a 当たり労働時間について 都道府県平均値を30%以上下回る場合・・・5ポイント 都道府県平均値を20%以上下回る場合・・・4ポイント 都道府県平均値を10%以上下回る場合・・・3ポイント ※都道府県平均値の統計データが無い場合は、ブロック別平均値を用いることも可とする。 又は、 ・現在、コスト削減の取組として、事業実施地区の作付面積又は生産量の過半数において、品目別生産コスト削減戦略及び農業新技術20XXに記載されている、麦の労働時間削減に資する取組のうち、 1つを3年以上取り組んでいる場合・・・3ポイント
21	国内産小麦の加工適性試験（100点満点）において、総合評価の合計点が0.4ポイント以上増加。 2.0ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 1.6ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 1.2ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 0.8ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 0.4ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・国内産小麦の加工適性試験（100点満点）において、めん用品種についてはASW並、パン用品種ではHRW並の加工適正を持つことを目標に、現在、それぞれの品種との総合評価の合計点の得点差が以下のポイント以内。 ・めん用品種の場合 1.7ポイント以内・・・・・・・・・・5ポイント 2.5ポイント以内・・・・・・・・・・4ポイント 3.4ポイント以内・・・・・・・・・・3ポイント 4.3ポイント以内・・・・・・・・・・2ポイント 5.2ポイント以内・・・・・・・・・・1ポイント ・パン用品種の場合 0.4ポイント以内・・・・・・・・・・5ポイント 1.5ポイント以内・・・・・・・・・・4ポイント 2.5ポイント以内・・・・・・・・・・3ポイント 3.6ポイント以内・・・・・・・・・・2ポイント 4.6ポイント以内・・・・・・・・・・1ポイント
22	・事業実施地区における、現状の小麦作付面積に対するパン・中華めん用品種の作付面積の増加面積の割合が9%以上。 15%以上・・・・・・・・・・10ポイント 13.5%以上・・・・・・・・・・8ポイント 12%以上・・・・・・・・・・6ポイント 10.5%以上・・・・・・・・・・4ポイント 9%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※増加面積の割合の算定式 増加面積割合＝（実施後の作付面積－実施前の作付面積）÷ 現状の小麦作付面積	・現状の事業実施地区におけるパン・中華めん用品種の占める割合が9%以上。 25%以上・・・・・・・・・・5ポイント 21%以上・・・・・・・・・・4ポイント 17%以上・・・・・・・・・・3ポイント 13%以上・・・・・・・・・・2ポイント 9%以上・・・・・・・・・・1ポイント
23	・人工衛星又は航空機等による上空からの撮影画像の解析と気象情報の活用によって雨害の回避（高水分収穫）、収穫順序の決定及び乾燥調製施設の荷受数量の平準化に取り組む面積につ	・人工衛星又は航空機等による上空からの撮影画像の解析と気象情報の活用によって雨害の回避（高水分収穫）、収穫順序の決定及び乾燥調製施設の荷受数量の平準化に取り組む麦

		いて、麦全体の作付面積に占める割合を10ポイント以上増加かつその取組面積を70%以上確保。 20ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 17.5ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 12.5ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	の作付面積の割合が60%以上。 80%以上・・・・・・・・・・5ポイント 75%以上・・・・・・・・・・4ポイント 70%以上・・・・・・・・・・3ポイント 65%以上・・・・・・・・・・2ポイント 60%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	24	・単収を3%以上増加。 15%以上・・・・・・・・・・10ポイント 12%以上・・・・・・・・・・8ポイント 9%以上・・・・・・・・・・6ポイント 6%以上・・・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・現状の事業実施地区の麦の単収が当該都道府県の平均単収に対して101%以上。 107%以上・・・・・・・・・・5ポイント 105.5%以上・・・・・・・・・・4ポイント 104%以上・・・・・・・・・・3ポイント 102.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 101%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	25	・事業実施地区における1等比率を事業実施年度の前7中5平均の値と比べて5ポイント以上改善。 15ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 12.5ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 7.5ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント 又は ・事業実施地区における下位等級指数（1等以外の数量を全出荷量で除して100を乗じたもの）を1割以上削減。 事業実施年度の前7中5平均の値と比べて 5割以上削減・・・・・・・・・・10ポイント 4割以上削減・・・・・・・・・・8ポイント 3割以上削減・・・・・・・・・・6ポイント 2割以上削減・・・・・・・・・・4ポイント 1割以上削減・・・・・・・・・・2ポイント	・事業実施地区における1等比率の直近7中5平均が60%以上 80%以上・・・・・・・・・・5ポイント 75%以上・・・・・・・・・・4ポイント 70%以上・・・・・・・・・・3ポイント 65%以上・・・・・・・・・・2ポイント 60%以上・・・・・・・・・・1ポイント 又は ・産地単位の取組として、品質向上のため、以下の取組を都道府県の策定する指針等に基づいて実施している。 5つ以上取り組んでいる場合・・・・・・・・5ポイント 3つ以上取り組んでいる場合・・・・・・・・3ポイント 1つ以上取り組んでいる場合・・・・・・・・1ポイント ・病虫害耐性の強い新品種への転換 ・栽培実証試験の実施と栽培マニュアルの作成 ・実需者と連携した加工適性試験を実施し実需者ニーズを栽培方法等へ反映 ・弾丸暗渠施工等排水対策の徹底 ・収穫期の雨害回避のための収穫作業の共同組織化 ・赤かび病防除の徹底 ・その他各都道府県が指導している品質向上に資する取組
土地利用型作物 （豆類）	26	・豆類の上位等級（1、2等）比率を50%以上とし、かつ、事業開始年前年から15ポイント以上向上。 35ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 30ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 25ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・現状の地区の事業開始年前年の上位等級比率（前5中3）が全国平均値（前5中3）と比較して3ポイント以上。 15ポイント以上・・・・・・・・・・5ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・・・3ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・1ポイント
	27	・豆類の契約栽培比率が事業開始年前年（前5中3）と比較して3ポイント以上向上。（契約栽培比率が40%以上である場合に限る。） 15ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント ・新たに契約栽培に取り組む場合、豆類生産量に占める契約栽培比率が10%以上向上。 30%以上・・・・・・・・・・10ポイント 25%以上・・・・・・・・・・8ポイント 20%以上・・・・・・・・・・6ポイント 15%以上・・・・・・・・・・4ポイント 10%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・現状の地区の事業開始年前年の契約栽培比率（前5中3）が全国平均値（前5中3）と比較して10ポイント以上。 30ポイント以上・・・・・・・・・・5ポイント 25ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・3ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・1ポイント

28	・豆類の単収が事業開始前年（前５中３）と比較して２％以上増加。 10％以上・・・・・・・・・・10ポイント ８％以上・・・・・・・・・・８ポイント ６％以上・・・・・・・・・・６ポイント ４％以上・・・・・・・・・・４ポイント ２％以上・・・・・・・・・・２ポイント	・現状の地区の事業開始前年の単収（前５中３）が当該都道府県の平均単収（前５中３）と比較して102.0％以上。 127.0％以上・・・・・・・・・・５ポイント 120.8％以上・・・・・・・・・・４ポイント 114.5％以上・・・・・・・・・・３ポイント 108.3％以上・・・・・・・・・・２ポイント 102.0％以上・・・・・・・・・・１ポイント
29	・豆類の作付面積が事業開始前年（前５中３）と比較して２％以上増加。 10％以上・・・・・・・・・・10ポイント ８％以上・・・・・・・・・・８ポイント ６％以上・・・・・・・・・・６ポイント ４％以上・・・・・・・・・・４ポイント ２％以上・・・・・・・・・・２ポイント	・事業実施地区における事業開始前年の豆類の作付面積が事業開始前々年（前５中３）と比較して１％以上。 45％以上・・・・・・・・・・５ポイント 35％以上・・・・・・・・・・４ポイント 25％以上・・・・・・・・・・３ポイント 15％以上・・・・・・・・・・２ポイント １％以上・・・・・・・・・・１ポイント
30	・豆類の10 a 当たり物財費を６％以上削減。 22％以上・・・・・・・・・・10ポイント 18％以上・・・・・・・・・・８ポイント 14％以上・・・・・・・・・・６ポイント 10％以上・・・・・・・・・・４ポイント ６％以上・・・・・・・・・・２ポイント	・事業実施地区の事業実施前年の豆類の10 a 当たり物財費の削減が、当該都道府県の平均値と比較して６％以上。 22％以上・・・・・・・・・・５ポイント 18％以上・・・・・・・・・・４ポイント 14％以上・・・・・・・・・・３ポイント 10％以上・・・・・・・・・・２ポイント ６％以上・・・・・・・・・・１ポイント
31	・豆類の10 a 当たり労働時間を７％以上削減。 15％以上・・・・・・・・・・10ポイント 13％以上・・・・・・・・・・８ポイント 11％以上・・・・・・・・・・６ポイント ９％以上・・・・・・・・・・４ポイント ７％以上・・・・・・・・・・２ポイント	・事業実施地区の事業実施前年の豆類の10 a 当たり労働時間の削減が、当該都道府県の平均値と比較して７％以上。 15％以上・・・・・・・・・・５ポイント 13％以上・・・・・・・・・・４ポイント 11％以上・・・・・・・・・・３ポイント ９％以上・・・・・・・・・・２ポイント ７％以上・・・・・・・・・・１ポイント
32	・豆類の新品種（今まで作付されていなかった従来品種は除く）の作付面積が全体の作付面積に占める割合に対して５ポイント以上増加。 20ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 16ポイント以上・・・・・・・・・・８ポイント 13ポイント以上・・・・・・・・・・６ポイント ９ポイント以上・・・・・・・・・・４ポイント ５ポイント以上・・・・・・・・・・２ポイント ※「新品種」とは、独立行政法人や都道府県農試において、平成10年以降に育成された豆類の品種をいう。	・豆類の新品種（今まで作付されていなかった従来品種は除く）の作付面積が全体の作付面積に占める割合に対してが5.0％以上。 15.0％以上・・・・・・・・・・５ポイント 12.5％以上・・・・・・・・・・４ポイント 10.0％以上・・・・・・・・・・３ポイント ７.5％以上・・・・・・・・・・２ポイント 5.0％以上・・・・・・・・・・１ポイント
33	・事業実施主体（事業実施主体が食品製造業者の場合に限る）の国産豆類の契約栽培比率（事業実施主体が取り扱う全量あるいは、当該県産大豆の契約栽培比率に対する数量割合）が事業開始年前年と比較して30ポイント向上。 50ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 45ポイント以上・・・・・・・・・・８ポイント 40ポイント以上・・・・・・・・・・６ポイント 35ポイント以上・・・・・・・・・・４ポイント 30ポイント以上・・・・・・・・・・２ポイント	・当該加工施設における事業実施主体が既に産地と行っている国産豆類の契約栽培比率（数量割合）について、事業開始年の前年の割合が30％以上。 50％以上・・・・・・・・・・５ポイント 45％以上・・・・・・・・・・４ポイント 40％以上・・・・・・・・・・３ポイント 35％以上・・・・・・・・・・２ポイント 30％以上・・・・・・・・・・１ポイント 又は、 ・当該加工施設における事業実施主体が過去５年以上契約栽培を継続している場合、契約栽培の比率の増加割合が５年前と比較して５ポイント以上増加。 25ポイント以上・・・・・・・・・・５ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・４ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・３ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・２ポイント ５ポイント以上・・・・・・・・・・１ポイント
34	・豆類の上位等級（１、２等）の比率が現状と比較して15ポイント向上。	・現状の地区の事業開始年前年の上位等級比率（前５中３）が全国平均値（前５中３）と比較して３ポイント以上。

土地利用型作物 （主要農作物種子）		35ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 30ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 25ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	15ポイント以上・・・・・・・・・・5ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・・・3ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・1ポイント
	35	・事業実施主体（事業実施主体が食品製造業者の場合に限る）の国産豆類の使用量（事業実施主体が取り扱う全量あるいは、当該県産大豆の使用量に対する数量割合）が事業開始年前年と比較して22ポイント向上。 30ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 28ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 26ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 24ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 22ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・当該加工施設における事業実施主体が既に産地と行っている国産豆類の使用割合が事業開始年前年と比較して58%以上。 70%以上・・・・・・・・・・5ポイント 67%以上・・・・・・・・・・4ポイント 64%以上・・・・・・・・・・3ポイント 61%以上・・・・・・・・・・2ポイント 58%以上・・・・・・・・・・1ポイント 又は、 ・当該加工施設における事業実施主体が過去5年以上国産豆類を使用している場合、国産豆類の使用比率が5年前と比較して5ポイント以上増加。 25ポイント以上・・・・・・・・・・5ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・3ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・1ポイント
	36	・事業の対象となる主要農作物種子の合格率が4ポイント以上向上。 20ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 16ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 8ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・当該地区の主要農作物種子の合格率について、過去5ヶ年のうち80%以上となった年数 5年・・・・・・・・・・5ポイント 4年・・・・・・・・・・4ポイント 3年・・・・・・・・・・3ポイント 2年・・・・・・・・・・2ポイント 1年・・・・・・・・・・1ポイント
	37	・事業の対象となる主要農作物種子の生産面積が3%以上増加。 15%以上・・・・・・・・・・10ポイント 12%以上・・・・・・・・・・8ポイント 9%以上・・・・・・・・・・6ポイント 6%以上・・・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・当該地区の主要農作物種子の生産面積について、過去5ヶ年間の増加率が3%以上。 15%以上・・・・・・・・・・5ポイント 12%以上・・・・・・・・・・4ポイント 9%以上・・・・・・・・・・3ポイント 6%以上・・・・・・・・・・2ポイント 3%以上・・・・・・・・・・1ポイント
土地利用型作物 （主要農作物種子）	38	・事業の対象となる主要農作物種子の生産に要する10 a 当たりの労働時間を10%以上削減。 30%以上・・・・・・・・・・10ポイント 25%以上・・・・・・・・・・8ポイント 20%以上・・・・・・・・・・6ポイント 15%以上・・・・・・・・・・4ポイント 10%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・当該地区の主要農作物種子の現状における10 a 当たりの生産に要する時間が以下の時間未満。 ＜稲＞ 35 h 未満・・・・・・・・・・5ポイント 38 h 未満・・・・・・・・・・4ポイント 41 h 未満・・・・・・・・・・3ポイント 44 h 未満・・・・・・・・・・2ポイント 47 h 未満・・・・・・・・・・1ポイント ＜麦＞ 6 h 未満・・・・・・・・・・5ポイント 6.5 h 未満・・・・・・・・・・4ポイント 7 h 未満・・・・・・・・・・3ポイント 7.5 h 未満・・・・・・・・・・2ポイント 8 h 未満・・・・・・・・・・1ポイント ＜大豆＞ 12 h 未満・・・・・・・・・・5ポイント 13 h 未満・・・・・・・・・・4ポイント 14 h 未満・・・・・・・・・・3ポイント 15 h 未満・・・・・・・・・・2ポイント 16 h 未満・・・・・・・・・・1ポイント
	39	・事業の対象となる主要農作物種子の生産に要する10 a 当たりの物財費を10%以上削減。 30%以上・・・・・・・・・・10ポイント	・当該地区の主要農作物種子の現状における10 a 当たりの物財費が以下の金額未満。 ＜稲＞

		25%以上・・・・・・・・・・・・・8ポイント 20%以上・・・・・・・・・・・・・6ポイント 15%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント	79,800円未満・・・・・・・・・・・・・5ポイント 84,850円未満・・・・・・・・・・・・・4ポイント 89,900円未満・・・・・・・・・・・・・3ポイント 94,950円未満・・・・・・・・・・・・・2ポイント 100,000円未満・・・・・・・・・・・・・1ポイント ＜麦＞ 45,000円未満・・・・・・・・・・・・・5ポイント 48,000円未満・・・・・・・・・・・・・4ポイント 50,000円未満・・・・・・・・・・・・・3ポイント 53,000円未満・・・・・・・・・・・・・2ポイント 55,000円未満・・・・・・・・・・・・・1ポイント ＜大豆＞ 35,000円未満・・・・・・・・・・・・・5ポイント 38,000円未満・・・・・・・・・・・・・4ポイント 40,000円未満・・・・・・・・・・・・・3ポイント 43,000円未満・・・・・・・・・・・・・2ポイント 45,000円未満・・・・・・・・・・・・・1ポイント
畑作物・地域特産物（いも類）	40	【でん粉原料用以外】 ・販売金額を4.8%以上増加。 24.0%以上・・・・・・・・・・・・・10ポイント 19.2%以上・・・・・・・・・・・・・8ポイント 14.4%以上・・・・・・・・・・・・・6ポイント 9.6%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 4.8%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別38の成果目標を選択することはできない。	・過去5年間における販売金額の増加割合が2.4%以上増加。 12.0%以上・・・・・・・・・・・・・5ポイント 9.6%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 7.2%以上・・・・・・・・・・・・・3ポイント 4.8%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント 2.4%以上・・・・・・・・・・・・・1ポイント
	41	【でん粉原料用以外】 ・販売数量を4%以上増加。 20%以上・・・・・・・・・・・・・10ポイント 16%以上・・・・・・・・・・・・・8ポイント 12%以上・・・・・・・・・・・・・6ポイント 8%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 4%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別37の成果目標を選択することはできない。	・過去5年間における販売数量の増加割合が2%以上増加。 10%以上・・・・・・・・・・・・・5ポイント 8%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 6%以上・・・・・・・・・・・・・3ポイント 4%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント 2%以上・・・・・・・・・・・・・1ポイント
	42	【でん粉原料用以外】 ・契約取引割合を2.8ポイント以上増加。 14ポイント・・・・・・・・・・・・・10ポイント 11.2ポイント・・・・・・・・・・・・・8ポイント 8.4ポイント・・・・・・・・・・・・・6ポイント 5.6ポイント・・・・・・・・・・・・・4ポイント 2.8ポイント・・・・・・・・・・・・・2ポイント	・契約取引割合が22.4%以上。 45.0%以上・・・・・・・・・・・・・5ポイント 39.4%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 33.7%以上・・・・・・・・・・・・・3ポイント 28.1%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント 22.4%以上・・・・・・・・・・・・・1ポイント
	43	【でん粉原料用】 ・国内産いもでん粉のトン当たり販売単価（全用途の加重平均）を2.2%以上増加。 11.8%以上・・・・・・・・・・・・・10ポイント 8.6%以上・・・・・・・・・・・・・8ポイント 6.5%以上・・・・・・・・・・・・・6ポイント 4.3%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 2.2%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント	・事業実施主体の国内産いもでん粉販売単価（全用途の加重平均）が、でん粉価格調整制度における交付金算定上の国内産いもでん粉価格より1.1%以上高い。 5.4%以上・・・・・・・・・・・・・5ポイント 4.3%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 3.2%以上・・・・・・・・・・・・・3ポイント 2.2%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント 1.1%以上・・・・・・・・・・・・・1ポイント
	44	【でん粉原料用】 ・糖化用販売割合を1.4ポイント以上削減。 7.0ポイント・・・・・・・・・・・・・10ポイント 5.6ポイント・・・・・・・・・・・・・8ポイント 4.2ポイント・・・・・・・・・・・・・6ポイント 2.8ポイント・・・・・・・・・・・・・4ポイント 1.4ポイント・・・・・・・・・・・・・2ポイント	・事業実施主体の糖化用販売割合が38.3%以下。 35.5%以下・・・・・・・・・・・・・5ポイント 36.2%以下・・・・・・・・・・・・・4ポイント 36.9%以下・・・・・・・・・・・・・3ポイント 37.6%以下・・・・・・・・・・・・・2ポイント 38.3%以下・・・・・・・・・・・・・1ポイント

45	【でん粉原料用】 ・トン当たり製造コスト（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）第35条第3号の事業の合理化その他の経営の改善を図るための措置に関する計画中の費用項目に準じた事業実施主体の製造コスト）を2％以上削減。 10％以上・・・・・・・・・・10ポイント 8％以上・・・・・・・・・・8ポイント 6％以上・・・・・・・・・・6ポイント 4％以上・・・・・・・・・・4ポイント 2％以上・・・・・・・・・・2ポイント	・平均的な製造コスト（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）第35条第3号の事業の合理化その他の経営の改善を図るための措置に関する計画中の各工場の製造コストから国が算定した平均的な製造コスト。）より1％以上低い。 5％以上・・・・・・・・・・5ポイント 4％以上・・・・・・・・・・4ポイント 3％以上・・・・・・・・・・3ポイント 2％以上・・・・・・・・・・2ポイント 1％以上・・・・・・・・・・1ポイント
46	【共通】 ・10 a 当たり物材費を1.2％以上削減。 6.0％以上・・・・・・・・・・10ポイント 4.8％以上・・・・・・・・・・8ポイント 3.6％以上・・・・・・・・・・6ポイント 2.4％以上・・・・・・・・・・4ポイント 1.2％以上・・・・・・・・・・2ポイント	・10 a 当たり物材費が都道府県又は地域の前5中3と比較して0.6％以上低い。 3.0％以上・・・・・・・・・・5ポイント 2.4％以上・・・・・・・・・・4ポイント 1.8％以上・・・・・・・・・・3ポイント 1.2％以上・・・・・・・・・・2ポイント 0.6％以上・・・・・・・・・・1ポイント
47	【共通】 ・10 a 当たり労働時間を2.6％以上削減。 13.0％以上・・・・・・・・・・10ポイント 10.4％以上・・・・・・・・・・8ポイント 7.8％以上・・・・・・・・・・6ポイント 5.2％以上・・・・・・・・・・4ポイント 2.6％以上・・・・・・・・・・2ポイント	・10 a 当たり労働時間が都道府県又は地域の前5中3と比較して1.3％以上低い。 6.5％以上・・・・・・・・・・5ポイント 5.2％以上・・・・・・・・・・4ポイント 3.9％以上・・・・・・・・・・3ポイント 2.6％以上・・・・・・・・・・2ポイント 1.3％以上・・・・・・・・・・1ポイント
48	【共通】 ・10 a 当たり単収を2.4％以上増加。 12％以上・・・・・・・・・・10ポイント 9.6％以上・・・・・・・・・・8ポイント 7.2％以上・・・・・・・・・・6ポイント 4.8％以上・・・・・・・・・・4ポイント 2.4％以上・・・・・・・・・・2ポイント	・10 a 当たり単収が都道府県又は地域の平均単収より1.2％以上高い。 6.0％以上・・・・・・・・・・5ポイント 4.8％以上・・・・・・・・・・4ポイント 3.6％以上・・・・・・・・・・3ポイント 2.4％以上・・・・・・・・・・2ポイント 1.2％以上・・・・・・・・・・1ポイント
49	【共通】 ・ジャガイモシストセンチュウの新規発生率を8.1％以下に抑制。 0.1％以下・・・・・・・・・・10ポイント 2.7％以下・・・・・・・・・・8ポイント 4.5％以下・・・・・・・・・・6ポイント 6.3％以下・・・・・・・・・・4ポイント 8.1％以下・・・・・・・・・・2ポイント	・ジャガイモシストセンチュウ発生面積割合が16.2％以下。 1.8％以下・・・・・・・・・・5ポイント 5.4％以下・・・・・・・・・・4ポイント 9.0％以下・・・・・・・・・・3ポイント 12.6％以下・・・・・・・・・・2ポイント 16.2％以下・・・・・・・・・・1ポイント
50	【共通】 ・ジャガイモシストセンチュウ発生ほ場のシスト密度（乾土100 g 当たり）を5％以上低減。 25％以上・・・・・・・・・・10ポイント 20％以上・・・・・・・・・・8ポイント 15％以上・・・・・・・・・・6ポイント 10％以上・・・・・・・・・・4ポイント 5％以上・・・・・・・・・・2ポイント	・ジャガイモシストセンチュウ発生ほ場のシスト密度（乾土100 g 当たり）が70シスト以下。 50シスト以下・・・・・・・・・・5ポイント 55シスト以下・・・・・・・・・・4ポイント 60シスト以下・・・・・・・・・・3ポイント 65シスト以下・・・・・・・・・・2ポイント 70シスト以下・・・・・・・・・・1ポイント
51	【共通】 ・事業実施地区における被害粒の出荷割合（出荷時の被害数量を全出荷量で除して100を乗じたもの）を1割以上削減。 事業実施年度の前7中5平均の値と比べて 5割以上削減・・・・・・・・・・10ポイント 4割以上削減・・・・・・・・・・8ポイント 3割以上削減・・・・・・・・・・6ポイント 2割以上削減・・・・・・・・・・4ポイント 1割以上削減・・・・・・・・・・2ポイント	・事業実施地区における被害粒の出荷割合（出荷時の被害数量を全出荷量で除して100を乗じたもの）が3.0％以下。 事業実施年度の前7中5平均の値が 1.0％以下・・・・・・・・・・5ポイント 1.5％以下・・・・・・・・・・4ポイント 2.0％以下・・・・・・・・・・3ポイント 2.5％以下・・・・・・・・・・2ポイント 3.0％以下・・・・・・・・・・1ポイント

畑作物・地域特産物 (甘味資源作物)	52	・単収を２％以上増加。 10％以上・・・・・・・・・・10ポイント 8％以上・・・・・・・・・・8ポイント 6％以上・・・・・・・・・・6ポイント 4％以上・・・・・・・・・・4ポイント 2％以上・・・・・・・・・・2ポイント	・事業実施地区における10 a 当たりの単収が、統計部が調査した作物統計における過去５ヶ年の平均単収に対して１％以上高い。 5％以上・・・・・・・・・・5ポイント 4％以上・・・・・・・・・・4ポイント 3％以上・・・・・・・・・・3ポイント 2％以上・・・・・・・・・・2ポイント 1％以上・・・・・・・・・・1ポイント
	53	・収穫面積が１％以上増加。 5％以上・・・・・・・・・・10ポイント 4％以上・・・・・・・・・・8ポイント 3％以上・・・・・・・・・・6ポイント 2％以上・・・・・・・・・・4ポイント 1％以上・・・・・・・・・・2ポイント	・収穫面積が、過去５カ年の平均収穫面積と比較して１％以上高い。 3％以上・・・・・・・・・・5ポイント 2.5％以上・・・・・・・・・・4ポイント 2％以上・・・・・・・・・・3ポイント 1.5％以上・・・・・・・・・・2ポイント 1％以上・・・・・・・・・・1ポイント
	54	・従来品種と異なる高糖性、病害抵抗性又は風害・干ばつ耐性を有する品種の作付面積を５ポイント以上増加。 ※てん菜については、平成12年以降に優良品種認定を、さとうきびについては、平成12年以降に命名登録又は県の奨励品種に採用された品種を対象とする。 25ポイント以上・・・・・・・・10ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・8ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・6ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・2ポイント	・事業実施地区における高糖性、病害抵抗性又は風害・干ばつ耐性を有する品種の作付面積の割合10％以上。 40％以上・・・・・・・・・・5ポイント 35％以上・・・・・・・・・・4ポイント 30％以上・・・・・・・・・・3ポイント 20％以上・・・・・・・・・・2ポイント 10％以上・・・・・・・・・・1ポイント
	55	・糖度が１％以上上昇。 3％以上・・・・・・・・・・10ポイント 2.5％以上・・・・・・・・・・8ポイント 2％以上・・・・・・・・・・6ポイント 1.5％以上・・・・・・・・・・4ポイント 1％以上・・・・・・・・・・2ポイント	・事業実施地区における平均糖度が、地区平均と比較して１％以上高い。 3％以上・・・・・・・・・・5ポイント 2.5％以上・・・・・・・・・・4ポイント 2％以上・・・・・・・・・・3ポイント 1.5％以上・・・・・・・・・・2ポイント 1％以上・・・・・・・・・・1ポイント
	56	・10 a 当たり労働時間を６％以上削減。 15％以上・・・・・・・・・・10ポイント 14.5％以上・・・・・・・・・・8ポイント 14％以上・・・・・・・・・・6ポイント 10％以上・・・・・・・・・・4ポイント 6％以上・・・・・・・・・・2ポイント	・事業実施地区における10 a 当たり労働時間が、統計部が調査した生産費統計における10 a 当たり労働時間に対して１％以上短い。 3％以上・・・・・・・・・・5ポイント 2.5％以上・・・・・・・・・・4ポイント 2％以上・・・・・・・・・・3ポイント 1.5％以上・・・・・・・・・・2ポイント 1％以上・・・・・・・・・・1ポイント
	57	・製糖原料における夾雑物の混入率の削減割合を20％以上増加。 40％以上・・・・・・・・・・10ポイント 35％以上・・・・・・・・・・8ポイント 30％以上・・・・・・・・・・6ポイント 25％以上・・・・・・・・・・4ポイント 20％以上・・・・・・・・・・2ポイント	・事業実施地区における製糖原料における夾雑物の混入率の削減割合が地区平均と比較して１％以上。 5％以上・・・・・・・・・・5ポイント 4％以上・・・・・・・・・・4ポイント 3％以上・・・・・・・・・・3ポイント 2％以上・・・・・・・・・・2ポイント 1％以上・・・・・・・・・・1ポイント
畑作物・地域特産物 (茶)	58	・産物販売単価指数を直近値の５％以上増加。 (なお、産物販売単価指数とは、事業実施地区等における当該産物の平均販売単価を、直近の荒茶の全茶種全国平均価格で除し、100を乗じた数とする。) 22％以上・・・・・・・・・・10ポイント 18％以上・・・・・・・・・・8ポイント 14％以上・・・・・・・・・・6ポイント 9％以上・・・・・・・・・・4ポイント 5％以上・・・・・・・・・・2ポイント	・産物販売単価指数の過去３年間の増加率が3.0％以上。 38.0％以上・・・・・・・・・・5ポイント 29.3％以上・・・・・・・・・・4ポイント 20.5％以上・・・・・・・・・・3ポイント 11.8％以上・・・・・・・・・・2ポイント 3.0％以上・・・・・・・・・・1ポイント

59	・ おおい茶生産面積指数を直近値より 7 以上増加。 （なお、おおい茶生産面積指数とは、玉露、てん茶、かぶせ茶等のおおい茶の生産面積を茶栽培面積全体で除し、100を乗じた数とする。） 33以上・・・・・・・・・・10ポイント 27以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 20以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 14以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 7 以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・ 直近のおおい茶生産面積指数が 7 ポイント以上。 40ポイント以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 32ポイント以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 24ポイント以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 7 ポイント以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント
60	・ 産物販売単価指数を直近値の 5 %以上増加。 （なお、産物販売単価指数とは、事業実施地区等における当該産物の平均販売単価を、直近の荒茶の全茶種全国平均価格で除し、100を乗じた数とする。） 22%以上・・・・・・・・・・10ポイント 18%以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 14%以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 9 %以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 又は ・ 下級茶歩留指数を直近値の10%以上低減。 （なお、下級茶歩留指数とは、事業実施地区等における荒茶平均販売単価未満の荒茶（下級茶という。）の生産量を、当該年の荒茶生産量全体で除し、100を乗じた数とする。） 44%以上・・・・・・・・・・10ポイント 36%以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 27%以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 18%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 10%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・ 産物販売単価指数の過去 3 年間の増加率が 3 %以上。 12%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 10%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 8 %以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 3 %以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント 又は ・ 直近の下級茶歩留指数が47以下。 39以下・・・・・・・・・・ 5 ポイント 41以下・・・・・・・・・・ 4 ポイント 43以下・・・・・・・・・・ 3 ポイント 45以下・・・・・・・・・・ 2 ポイント 47以下・・・・・・・・・・ 1 ポイント
61	・ 取引単価補正指数を直近値の 1 %以上増加。 （なお、取引単価補正指数とは、事業実施地区等における取引単価を、直近の荒茶の全茶種全国平均価格で除し、100を乗じた数とする。） 12%以上・・・・・・・・・・10ポイント 9 %以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 7 %以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 4 %以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 1 %以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・ 取引単価補正指数の過去 3 年間の増加率が 1 %以上。 6 %以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 3 %以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 2 %以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 1 %以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント
62	・ 産物販売単価指数を直近値の 5 %以上増加。 （なお、産物販売単価指数とは、事業実施地区等における当該産物の平均販売単価を、直近の荒茶の全茶種全国平均価格で除し、100を乗じた数とする。） 22%以上・・・・・・・・・・10ポイント 18%以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 14%以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 9 %以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント ※ただし、防霜施設又は病虫害防除施設を整備する場合は、以下の成果目標を選択することも可とする。 ・ 産物販売単価指数を事業実施前における過去 5 年間の品質被害発生年度の産物販売単価指数に対して 5 %以上増加。 （なお、品質被害とは、災害等により産物販売単価指数が 3 %以上低下した被害とする。） 22%以上・・・・・・・・・・10ポイント 18%以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 14%以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 9 %以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・ 産物販売単価指数の過去 3 年間の増加率が 3 %以上。 12%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 10%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 8 %以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 3 %以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント ※ただし、防霜施設又は病虫害防除施設を整備する場合は、以下の現況値を選択することも可とする。 ・ 事業実施地区等における過去 5 年間の品質被害発生年度以外の産物販売単価指数の増加率が 3 %以上。 12%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 10%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 8 %以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 3 %以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント

	63 ・10 a 当たりの単収を直近値の 8 %以上増加。 （なお、現状の品種に比べて単収の増加がほぼ確実に見込まれる品種への改植を、事業実施地区等において行う場合にあっては、本成果目標を使用しないものとする。） 24%以上・・・・・・・・・・10ポイント 20%以上・・・・・・・・・・8ポイント 16%以上・・・・・・・・・・6ポイント 12%以上・・・・・・・・・・4ポイント 8 %以上・・・・・・・・・・2ポイント	・10 a 当たりの単収の過去 3 年間の増加率が 4 %以上。 12%以上・・・・・・・・・・5ポイント 10%以上・・・・・・・・・・4ポイント 8 %以上・・・・・・・・・・3ポイント 6 %以上・・・・・・・・・・2ポイント 4 %以上・・・・・・・・・・1ポイント
	64 ・契約取引量指数を直近値より 7 以上増加。 （なお、契約取引量指数とは、契約取引量を全出荷量で除した後に100を乗じた数とする。） 35以上・・・・・・・・・・10ポイント 28以上・・・・・・・・・・8ポイント 21以上・・・・・・・・・・6ポイント 14以上・・・・・・・・・・4ポイント 7 以上・・・・・・・・・・2ポイント	・契約取引量指数の直近値が 7 以上。 42以上・・・・・・・・・・5ポイント 33以上・・・・・・・・・・4ポイント 25以上・・・・・・・・・・3ポイント 16以上・・・・・・・・・・2ポイント 7 以上・・・・・・・・・・1ポイント
	65 ・契約取引量指数を直近値より 7 以上増加。 （なお、契約取引量指数とは、契約取引量を全出荷量で除した後に100を乗じた数とする。） 35以上・・・・・・・・・・10ポイント 28以上・・・・・・・・・・8ポイント 21以上・・・・・・・・・・6ポイント 14以上・・・・・・・・・・4ポイント 7 以上・・・・・・・・・・2ポイント 又は ・荒茶原料流入量指数を直近値より10以上増加。 （ここで、荒茶原料流入量指数とは、事業実施地区等以外の国内の荒茶製造者から調達される原料荒茶の量を、原料荒茶の全体量で除して、100を乗じた数とする。） 40以上・・・・・・・・・・10ポイント 33以上・・・・・・・・・・8ポイント 25以上・・・・・・・・・・6ポイント 18以上・・・・・・・・・・4ポイント 10以上・・・・・・・・・・2ポイント	・契約取引量指数の直近値が 7 以上。 42以上・・・・・・・・・・5ポイント 33以上・・・・・・・・・・4ポイント 25以上・・・・・・・・・・3ポイント 16以上・・・・・・・・・・2ポイント 7 以上・・・・・・・・・・1ポイント 又は ・荒茶原料流入量指数の直近値が 5 以上。 25以上・・・・・・・・・・5ポイント 20以上・・・・・・・・・・4ポイント 15以上・・・・・・・・・・3ポイント 10以上・・・・・・・・・・2ポイント 5 以上・・・・・・・・・・1ポイント
	66 ・取引量対全国指数を直近値の 3 %以上増加。 （なお、取引量対全国指数とは、取引量を全国荒茶生産量で除して、100を乗じた数とする。） 13%以上・・・・・・・・・・10ポイント 11%以上・・・・・・・・・・8ポイント 8 %以上・・・・・・・・・・6ポイント 6 %以上・・・・・・・・・・4ポイント 3 %以上・・・・・・・・・・2ポイント 又は ・時間当たり取引量を直近値の 3 %以上増加 （なお、時間当たり取引量とは、事業実施地区等における取引全体量を、取引幹旋時間当たりに換算した値とする。） 13%以上・・・・・・・・・・10ポイント 11%以上・・・・・・・・・・8ポイント 8 %以上・・・・・・・・・・6ポイント 6 %以上・・・・・・・・・・4ポイント 3 %以上・・・・・・・・・・2ポイント	・取引量対全国指数の過去 3 年間の増加率が 2 %以上。 7 %以上・・・・・・・・・・5ポイント 6 %以上・・・・・・・・・・4ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・3ポイント 3 %以上・・・・・・・・・・2ポイント 2 %以上・・・・・・・・・・1ポイント 又は ・時間当たり取引量の過去 3 年間の増加率が 2 %以上。 7 %以上・・・・・・・・・・5ポイント 6 %以上・・・・・・・・・・4ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・3ポイント 3 %以上・・・・・・・・・・2ポイント 2 %以上・・・・・・・・・・1ポイント
	67 ・10 a 当たりの単収を直近値の 8 %以上増加。 （なお、現状の品種に比べて単収の増加がほぼ確実に見込まれる品種への改植を、事業実施地区等において行う場合にあっては、本成果目標を使用しないものとする。） 24%以上・・・・・・・・・・10ポイント 20%以上・・・・・・・・・・8ポイント 16%以上・・・・・・・・・・6ポイント	・10 a 当たりの単収の過去 3 年間の増加率が 4 %以上。 12%以上・・・・・・・・・・5ポイント 10%以上・・・・・・・・・・4ポイント 8 %以上・・・・・・・・・・3ポイント 6 %以上・・・・・・・・・・2ポイント 4 %以上・・・・・・・・・・1ポイント

	12%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 8%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント ※ただし、防霜施設又は病虫害防除施設を整備する場合は、以下の成果目標を選択することも可とする。 ・10 a 当たりの単収を事業実施前における過去5年間の単収被害発生年度の10 a 当たりの単収に対して8%以上増加。 （なお、単収被害とは、災害等により10 a 当たりの単収が5%以上低下した被害とする。） 24%以上・・・・・・・・・・・・・10ポイント 20%以上・・・・・・・・・・・・・8ポイント 16%以上・・・・・・・・・・・・・6ポイント 12%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 8%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント	※ただし、防霜施設又は病虫害防除施設を整備する場合は、以下の現況値を選択することも可とする。 ・事業実施地区等における過去5年間の単収被害発生年度以外の10 a 当たりの単収の増加率が4%以上。 12%以上・・・・・・・・・・・・・5ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 8%以上・・・・・・・・・・・・・3ポイント 6%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント 4%以上・・・・・・・・・・・・・1ポイント
68	・10 a 当たり生産コスト（費用合計）を直近値の6%以上低減。 18%以上・・・・・・・・・・・・・10ポイント 15%以上・・・・・・・・・・・・・8ポイント 12%以上・・・・・・・・・・・・・6ポイント 9%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 6%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント 又は ・10 a 当たり労働時間を直近値の14%以上低減。 34%以上・・・・・・・・・・・・・10ポイント 29%以上・・・・・・・・・・・・・8ポイント 24%以上・・・・・・・・・・・・・6ポイント 19%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 14%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント	・10 a 当たり生産コスト（費用合計）の過去3年間の低減率が3%以上。 9%以上・・・・・・・・・・・・・5ポイント 8%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 6%以上・・・・・・・・・・・・・3ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント 3%以上・・・・・・・・・・・・・1ポイント 又は ・10 a 当たり労働時間の過去3年間の低減率が7%以上。 17%以上・・・・・・・・・・・・・5ポイント 15%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 12%以上・・・・・・・・・・・・・3ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント 7%以上・・・・・・・・・・・・・1ポイント
69	・産物1 k g 当たり生産コストを直近値の2%以上低減。 （なお、生産コストとは、産物の加工等に要する費用の合計とする。） 15%以上・・・・・・・・・・・・・10ポイント 12%以上・・・・・・・・・・・・・8ポイント 9%以上・・・・・・・・・・・・・6ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 2%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント	・産物1 kg当たり生産コストの過去3年間の低減率が1.0%以上。 28.0%以上・・・・・・・・・・・・・5ポイント 21.3%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 14.5%以上・・・・・・・・・・・・・3ポイント 7.8%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・・・・1ポイント
70	・施設利用料徴収指数を直近値の2%以上低減。 （ここで、施設利用料徴収指数とは、施設利用料金を荒茶販売金額で除し、100を乗じた数とする。） 23%以上・・・・・・・・・・・・・10ポイント 18%以上・・・・・・・・・・・・・8ポイント 13%以上・・・・・・・・・・・・・6ポイント 7%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 2%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント	・施設利用料徴収指数の過去3年間の低減率が1%以上。 11%以上・・・・・・・・・・・・・5ポイント 9%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 6%以上・・・・・・・・・・・・・3ポイント 4%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント 1%以上・・・・・・・・・・・・・1ポイント
71	・主要品種指数を直近値の2%以上低減。 （なお、主要品種指数とは、事業実施地区等における茶品種「やぶきた」の量を、当該年の全体量で除し、100を乗じた数とする。） 34%以上・・・・・・・・・・・・・10ポイント 26%以上・・・・・・・・・・・・・8ポイント 18%以上・・・・・・・・・・・・・6ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 2%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント	・直近の主要品種指数が75以下。 50以下・・・・・・・・・・・・・5ポイント 56以下・・・・・・・・・・・・・4ポイント 63以下・・・・・・・・・・・・・3ポイント 69以下・・・・・・・・・・・・・2ポイント 75以下・・・・・・・・・・・・・1ポイント
72	・無化学農薬栽培指数を直近値より2以上増加。 （なお、無化学農薬栽培指数とは、化学合成農薬を使用しない栽培（特定国への輸出に対応可能なごく一部の化学合成農薬のみを使用する場合を含む。）を行う面積を茶栽培面積全体で除し、100を乗じた数とする。） 22以上・・・・・・・・・・・・・10ポイント	・直近の無化学農薬栽培指数が2以上。 24以上・・・・・・・・・・・・・5ポイント 19以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 13以上・・・・・・・・・・・・・3ポイント 8以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント 2以上・・・・・・・・・・・・・1ポイント

		17以上・・・・・・・・・・・・・ 8 ポイント 12以上・・・・・・・・・・・・・ 6 ポイント 7 以上・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 2 以上・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント	
	73	・仕向先多様化指数を直近値より25以上増加。 （なお、仕向先多様化指数とは、既存のリーフ茶製品以外の茶製品（ティーバック、抹茶、ドリンク等）への仕向量を全仕向量で除し、100を乗じた数とする。） 45以上・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント 40以上・・・・・・・・・・・・・ 8 ポイント 35以上・・・・・・・・・・・・・ 6 ポイント 30以上・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 25以上・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・直近の仕向先多様化指数が13以上。 35以上・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 30以上・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 24以上・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 19以上・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 13以上・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント
	74	・主要茶種指数を直近値の 6 %以上低減。 （なお、主要茶種指数とは、事業実施地区等における茶種「せん茶」の量を、当該年の全体量で除し、100を乗じた数とする。） 24%以上・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント 20%以上・・・・・・・・・・・・・ 8 ポイント 15%以上・・・・・・・・・・・・・ 6 ポイント 11%以上・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 6 %以上・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・直近の主要茶種指数が66以下。 50以下・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 54以下・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 58以下・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 62以下・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 66以下・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント
	75	・仕向先多様化指数を直近値より25以上増加。 （なお、仕向先多様化指数とは、既存のリーフ茶製品以外の茶製品（ティーバック、抹茶、ドリンク等）への仕向量を全仕向量で除し、100を乗じた数とする。） 45以上・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント 40以上・・・・・・・・・・・・・ 8 ポイント 35以上・・・・・・・・・・・・・ 6 ポイント 30以上・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 25以上・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 又は ・主要茶種指数を直近値の 6 %以上低減。 （なお、主要茶種指数とは、事業実施地区等における茶種「せん茶」の量を、当該年の全体量で除し、100を乗じた数とする。） 24%以上・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント 20%以上・・・・・・・・・・・・・ 8 ポイント 15%以上・・・・・・・・・・・・・ 6 ポイント 11%以上・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 6 %以上・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・直近の仕向先多様化指数が13以上。 35以上・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 30以上・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 24以上・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 19以上・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 13以上・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 又は ・直近の主要茶種指数が66以下。 50以下・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 54以下・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 58以下・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 62以下・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 66以下・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント
	76	・事業実施地区等において、防霜対策未実施面積における防霜対策の実施率が20%以上増加。 100%・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント 80%以上・・・・・・・・・・・・・ 8 ポイント 60%以上・・・・・・・・・・・・・ 6 ポイント 40%以上・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 20%以上・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・事業実施地区等において、防霜対策の未実施率が19%未満 1 %未満・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 5 %未満・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 9 %未満・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 14%未満・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 19%未満・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント
	77	・事業実施地区等において、茶栽培面積のうち晩生品種の作付割合が直近より 2 ポイント以上増加。 11ポイント以上・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント 8 ポイント以上・・・・・・・・・・・・・ 8 ポイント 6 ポイント以上・・・・・・・・・・・・・ 6 ポイント 4 ポイント以上・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 2 ポイント以上・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・事業実施地区等において、茶栽培面積のうち晩生品種の作付割合が直近の県平均と比較して、 1 ポイント以上。 6 ポイント以上・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 4 ポイント以上・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 3 ポイント以上・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 2 ポイント以上・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 1 ポイント以上・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント
畑作物・地域特産物 (いぐさ・畳表)	78	・高品質品種の作付割合を 2 ポイント以上増加。 12ポイント以上・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・・・・ 8 ポイント 7 ポイント以上・・・・・・・・・・・・・ 6 ポイント	・高品質品種の作付割合が県平均と比較して 1 ポイント以上高い。 5 ポイント以上・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 4 ポイント以上・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント

		5 ポイント以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 2 ポイント以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	3 ポイント以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 2 ポイント以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 1 ポイント以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント
	79	・ 銘柄品畳表の出荷割合を 2 ポイント以上増加。 11ポイント以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 9 ポイント以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 7 ポイント以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 4 ポイント以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 2 ポイント以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・ 銘柄品畳表の出荷割合が県平均と比較して0.8ポイント以上高い。 4.0ポイント以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 3.2ポイント以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 2.4ポイント以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 1.6ポイント以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 0.8ポイント以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント
	80	・ 畳表一枚当たり（ただし、いぐさの生産過程に係る育苗から乾燥までの施設にあつては10 a 当たり）労働時間を 6 %以上削減。 17%以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 14%以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 11%以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 9 %以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 6 %以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・ 畳表一枚当たり（ただし、いぐさの生産過程に係る育苗から乾燥までの施設にあつては10 a 当たり）労働時間が県平均と比較して 1 %以上短い。 6 %以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 4 %以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 2 %以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 1 %以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント
	81	・ 一戸当たり作付面積を 3 %以上増加。 15%以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 12%以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 9 %以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 6 %以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 3 %以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・ 一戸当たり作付面積が県平均と比較して 1 %以上大きい。 6 %以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 4 %以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 2 %以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 1 %以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント
	82	・ Q R コード等による生産履歴付き畳表の出荷割合を 6 ポイント以上増加。 28ポイント以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 22ポイント以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 17ポイント以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 11ポイント以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 6 ポイント以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・ Q R コード等による生産履歴付き畳表の出荷割合が県平均と比較して 2 ポイント以上高い。 11ポイント以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 9 ポイント以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 7 ポイント以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 4 ポイント以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 2 ポイント以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント
	83	畳表 J A S の格付割合を 5 ポイント以上増加。 26ポイント以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 21ポイント以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 16ポイント以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 5 ポイント以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・ 畳表 J A S の格付割合が県平均と比較して 2 ポイント以上高い。 10ポイント以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 8 ポイント以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 6 ポイント以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 4 ポイント以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 2 ポイント以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント
畑作物・地域特産物 （その他）	84	・ 契約栽培による生産数量又は収穫面積を10ポイント以上増加。 ※カイコについては、蚕糸・絹業提携支援緊急対策事業において、蚕糸・絹業提携システムに移行する者の生産数量も含む。 35ポイント以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 28ポイント以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 22ポイント以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 16ポイント以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・ 事業実施地区における生産数量又は作付面積のうち契約栽培の割合が30.0%以上。 ※カイコについては、蚕糸・絹業提携支援緊急対策事業において、蚕糸・絹業提携システムに移行している者の生産数量も含む。 60.0%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 52.5%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 45.0%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 37.5%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 30.0%以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント
	85	・ 10 a 当たりの生産コスト（物財費）を 5 %以上削減。 17%以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 14%以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 11%以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 8 %以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・ 10 a 当たりの生産コスト（物財費）が、統計部、地方自治体又は日本たばこ産業株式会社等の調査における平均と比較して100%以下。 86%以下・・・・・・・・・・ 5 ポイント 90%以下・・・・・・・・・・ 4 ポイント 93%以下・・・・・・・・・・ 3 ポイント 97%以下・・・・・・・・・・ 2 ポイント 100%以下・・・・・・・・・・ 1 ポイント

		又は、 ・そばについては、全国そば生産者表彰事業における優良事例の平均（14,000円/10 a）と比較して107%以下。 93%以下・・・・・・・・・・・・・5ポイント 97%以下・・・・・・・・・・・・・4ポイント 100%以下・・・・・・・・・・・・・3ポイント 103%以下・・・・・・・・・・・・・2ポイント 107%以下・・・・・・・・・・・・・1ポイント
86	・10 a 当たり労働時間を10%以上削減。 30%以上・・・・・・・・・・・・・10ポイント 25%以上・・・・・・・・・・・・・8ポイント 20%以上・・・・・・・・・・・・・6ポイント 15%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント	・事業実施地区等における現在の10 a 当たり労働時間が、統計部、地方自治体又は日本たばこ産業株式会社等の調査における平均と比較して100%以下 72%以下・・・・・・・・・・・・・5ポイント 79%以下・・・・・・・・・・・・・4ポイント 86%以下・・・・・・・・・・・・・3ポイント 93%以下・・・・・・・・・・・・・2ポイント 100%以下・・・・・・・・・・・・・1ポイント 又は、 ・そばについては、全国そば生産者表彰事業における優良事例の平均（5.0h/10 a）と比較して114%以下。 86%以下・・・・・・・・・・・・・5ポイント 93%以下・・・・・・・・・・・・・4ポイント 100%以下・・・・・・・・・・・・・3ポイント 107%以下・・・・・・・・・・・・・2ポイント 114%以下・・・・・・・・・・・・・1ポイント
87	・既存の品種からより品質や収量の安定した新品種等へ転換する作付面積の割合が15ポイント以上増加。 ※なたねについては、低エルシン酸品種をいう。 ※そばについては、H11以降に育成された品種をいう。 ※こんにゃくいもについては、H14以降に育成された品種をいう。 ※カイコについては、特徴のある蚕品種（特徴のある蚕品種とは、繭糸が細い、節が少ない、染色性に優れている等の蚕品種をいう（「ぐんま200」、「新小石丸」、「世紀二一」等））をいう。 25ポイント以上・・・・・・・・・・・・・10ポイント 22.5ポイント以上・・・・・・・・・・・・・8ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・・・・6ポイント 17.5ポイント以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント	・既存の品種より品質や収量の安定した新品種等の作付面積の割合が16%以上。 ※なたねについては、低エルシン酸品種をいう。 ※そばについては、H11以降に育成された品種をいう ※こんにゃくいもについては、H14以降に育成された品種をいう。 ※カイコについては、特徴のある蚕品種（特徴のある蚕品種とは、繭糸が細い、節が少ない、染色性に優れている等の蚕品種をいう（「ぐんま200」、「新小石丸」、「世紀二一」等））をいう。 20%以上・・・・・・・・・・・・・5ポイント 19%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 18%以上・・・・・・・・・・・・・3ポイント 17%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント 16%以上・・・・・・・・・・・・・1ポイント
88	・搾油歩留まりが現状に対して5ポイント以上向上。 10ポイント以上・・・・・・・・・・・・・10ポイント 8ポイント以上・・・・・・・・・・・・・8ポイント 7ポイント以上・・・・・・・・・・・・・6ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント	・現状の搾油歩留まりが25%以上。 37%以上・・・・・・・・・・・・・5ポイント 34%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 31%以上・・・・・・・・・・・・・3ポイント 28%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント 25%以上・・・・・・・・・・・・・1ポイント
89	・葉たばこの上位等級（A品）比率が、現状に対して5ポイント以上高い。 13ポイント以上・・・・・・・・・・・・・10ポイント 11ポイント以上・・・・・・・・・・・・・8ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・・・・・・6ポイント 7ポイント以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント	・事業実施地区等における現在の葉たばこの上位等級（A品）比率が、全国平均に対して5%以上高い。 13%以上・・・・・・・・・・・・・5ポイント 11%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 9%以上・・・・・・・・・・・・・3ポイント 7%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・1ポイント
90	・単収を8%以上増加。 18%以上・・・・・・・・・・・・・10ポイント 15.5%以上・・・・・・・・・・・・・8ポイント 13%以上・・・・・・・・・・・・・6ポイント 10.5%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 8%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント	・現状の事業実施地区における単収が作物統計等における同一年度又は平均の単収に対して2%以上高い。 8%以上・・・・・・・・・・・・・5ポイント 6.5%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・3ポイント 3.5%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント

			2 %以上・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 又は、 ・事業実施地区における排水対策実施面積の割合が65%以上。 85%以上・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 80%以上・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 75%以上・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 70%以上・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 65%以上・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント
	91	・既存の品種からより品質や収量の安定した新品種等へ転換する作付面積の割合が15ポイント以上増加。 ※なたねについては、低エルシン酸品種をいう。 ※そばについては、H11以降に育成された品種をいう。 25ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント 22.5ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・ 8 ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・ 6 ポイント 17.5ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・既存の品種より品質や収量の安定した新品種等の作付面積の割合が16%以上。 ※なたねについては、低エルシン酸品種をいう。 ※そばについては、H11以降に育成された品種をいう。 40%以上・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 34%以上・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 28%以上・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 22%以上・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 16%以上・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント
	92	・地場加工、農村レストラン等によって向上する販売価格（原料価格に換算）が50%以上増加。 150%以上・・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント 125%以上・・・・・・・・・・・・・・ 8 ポイント 100%以上・・・・・・・・・・・・・・ 6 ポイント 75%以上・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 50%以上・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・販売価格が全国農業同組合連合会による販売価格等の平均的な価格と比較して88%以上。 ※そばについては、前年産の作付品種の販売価格が日経平均価格と比較して88%以上。 112%以上・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 106%以上・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 100%以上・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 94%以上・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 88%以上・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント
	93	・地場加工、農村レストラン等へ仕向けられる生産数量又は収穫面積が10ポイント以上増加。 35ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント 28ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・ 8 ポイント 22ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・ 6 ポイント 16ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・地場加工、農村レストラン等へ仕向けられる生産数量又は収穫面積の割合が30%以上。 50%以上・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 45%以上・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 40%以上・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 35%以上・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 30%以上・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント
果樹	94	・当該品目の秀品その他品質の上位規格品（大きさ、外観品質内部品質）の割合を3ポイント以上増加。 15ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・ 8 ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・ 6 ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・過去5年間の当該品目の秀品その他品質の上位規格品（大きさ、外観品質、内部品質）の割合が3.0ポイント以上増加。 16.0ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 12.8ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 9.5ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 6.3ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 3.0ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント ※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。
	95	・当該品目の全出荷量又は全作付面積に占めるブランド品（地域団体商標等、他との差別化により有利販売を図ったものであり、明確な基準、根拠があるもの）の割合を1ポイント以上増加。 9ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント 7ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・ 8 ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・ 6 ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 1ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・現状の当該品目の全出荷量又は全作付面積に占めるブランド品（地域団体商標等、他との差別化により有利販売を図ったものであり、明確な基準、根拠があるもの）の割合が1.0%以上。 38.0%以上・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 28.8%以上・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 19.5%以上・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 10.3%以上・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント
	96	・当該品目の全出荷量又は全栽培面積のうち、都道府県の果樹農業振興計画に定める若しくは定める予定になっている振興品目の品種、都道府県の奨励品種又は果樹産地構造改革計画における振興品目・品種の出荷量又は栽培面積の割合が3ポイント以上増加。 15ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント	・現状の全出荷量又は全栽培面積のうち、都道府県の果樹農業振興計画に定める若しくは定める予定になっている振興品種、都道府県の奨励品種又は果樹産地構造改革計画における振興品種の出荷量又は栽培面積の割合が3.0%以上。 24.0%以上・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 18.8%以上・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント

	12ポイント以上・・・・・・・・・・ 8ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・・・ 6ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・ 4ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・ 2ポイント	13.5%以上・・・・・・・・・・ 3ポイント 8.3%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント 3.0%以上・・・・・・・・・・ 1ポイント
97	・当該品目の10 a 当たり収量を 3 %以上増加。 15%以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 12%以上・・・・・・・・・・ 8ポイント 9 %以上・・・・・・・・・・ 6ポイント 6 %以上・・・・・・・・・・ 4ポイント 3 %以上・・・・・・・・・・ 2ポイント	・現状の当該品目の10 a 当たり収量が「果樹生産出荷統計」又は「特産果樹生産動態等調査」における全国又は当該都道府県の平均収量に対して 3 %以上高い。 15%以上・・・・・・・・・・ 5ポイント 12%以上・・・・・・・・・・ 4ポイント 9 %以上・・・・・・・・・・ 3ポイント 6 %以上・・・・・・・・・・ 2ポイント 3 %以上・・・・・・・・・・ 1ポイント
98	・当該品目の生産コスト（単位面積又は単位収量当たりの費用合計）又は流通コスト（単位面積又は単位収量当たりの集出荷・販売経費（卸売手数料を除く。））を 5 %以上縮減。 20%以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 16%以上・・・・・・・・・・ 8ポイント 13%以上・・・・・・・・・・ 6ポイント 9 %以上・・・・・・・・・・ 4ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・ 2ポイント ※一つの取組において、本成果目標のうち「生産コスト」を選択した場合は、類別99の成果目標を選択することはできない。 ※一つの取組において、本成果目標のうち「単位収量当たりの費用合計」を選択した場合は、類別97の成果目標を選択することはできない。	・現状の当該品目の生産コスト（単位面積又は単位収量当たりの費用合計）又は流通コスト（単位面積又は単位収量当たりの集出荷・販売経費（卸売手数料を除く。））が全国又は当該都道府県の平均値に対して3.0%以上低い。 22.0%以上・・・・・・・・・・ 5ポイント 17.3%以上・・・・・・・・・・ 4ポイント 12.5%以上・・・・・・・・・・ 3ポイント 7.8%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント 3.0%以上・・・・・・・・・・ 1ポイント
99	・当該品目の単位面積又は単位収量当たり労働時間を 5 %以上縮減。 33%以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 26%以上・・・・・・・・・・ 8ポイント 19%以上・・・・・・・・・・ 6ポイント 12%以上・・・・・・・・・・ 4ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・ 2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別98のうち「生産コスト」の成果目標を選択することはできない。 ※一つの取組において、本成果目標のうち「単位収量当たりの労働時間」を選択した場合は、類別87の成果目標を選択することはできない。	・現状の当該品目の単位面積又は単位収量当たり労働時間が全国又は当該都道府県の平均値に対して 3 %以上短い。 20%以上・・・・・・・・・・ 5ポイント 15%以上・・・・・・・・・・ 4ポイント 10%以上・・・・・・・・・・ 3ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・ 2ポイント 3 %以上・・・・・・・・・・ 1ポイント
100	・当該品目の全出荷量又は全栽培面積に占める契約取引の割合を 3 ポイント以上増加。 15ポイント以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・ 8ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・・・ 6ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・ 4ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・ 2ポイント	・現状の当該品目の全出荷量又は全栽培面積に占める契約取引の割合が3.0%以上。 34.0%以上・・・・・・・・・・ 5ポイント 26.3%以上・・・・・・・・・・ 4ポイント 18.5%以上・・・・・・・・・・ 3ポイント 10.8%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント 3.0%以上・・・・・・・・・・ 1ポイント
101	・当該品目の全出荷量又は全栽培面積に占める加工向けの割合を 3 ポイント以上増加。 15ポイント以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・ 8ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・・・ 6ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・ 4ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・ 2ポイント	・現状の当該品目の全出荷量又は全栽培面積に占める加工向けの割合が 3 %以上。 15%以上・・・・・・・・・・ 5ポイント 12%以上・・・・・・・・・・ 4ポイント 9 %以上・・・・・・・・・・ 3ポイント 6 %以上・・・・・・・・・・ 2ポイント 3 %以上・・・・・・・・・・ 1ポイント
102	・当該品目の全出荷量又は全出荷額に占める海外向けの割合を 1 ポイント以上増加。 5ポイント以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・・・ 8ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・ 6ポイント 2ポイント以上・・・・・・・・・・ 4ポイント	・現状の当該品目の全出荷量又は全出荷額に占める輸出向けの割合が 1 %以上。 5 %以上・・・・・・・・・・ 5ポイント 4 %以上・・・・・・・・・・ 4ポイント 3 %以上・・・・・・・・・・ 3ポイント 2 %以上・・・・・・・・・・ 2ポイント

		1 ポイント以上・・・・・・・・・・2 ポイント	1 %以上・・・・・・・・・・1 ポイント
	103	・当該品目の秀品その他品質の上位規格品（大きさ、外観品質、内部品質）の割合が、事業実施前5カ年の被害（病虫害を除く。）発生年度の平均上位規格品割合に対して5ポイント以上高い。 20ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 16ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 13ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント ※「被害発生年度」とは、当該産地において、市町村が被害額を計上した年度をいう。	・過去5年間の当該品目の秀品その他品質の上位規格品（大きさ、外観品質、内部品質）の割合が3ポイント以上増加。 15ポイント以上・・・・・・・・・・5ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・・・3ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・1ポイント ※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。
	104	・当該品目の10 a 当たりの収量が、事業実施前5カ年の被害（病虫害を除く。）発生年度の平均収量に対して5%以上高い。 32%以上・・・・・・・・・・10ポイント 25%以上・・・・・・・・・・8ポイント 19%以上・・・・・・・・・・6ポイント 12%以上・・・・・・・・・・4ポイント 5%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・現状の当該品目の10 a 当たり収量が「果樹生産出荷統計」又は「特産果樹生産動態等調査」における全国又は当該都道府県の平均収量に対して3.0%以上高い。 40.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 30.8%以上・・・・・・・・・・4ポイント 21.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント 12.3%以上・・・・・・・・・・2ポイント 3.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント ※一つの取組において、本現況値を選択した場合は、類別105の現況値を選択することはできない。
	105	・当該品目の目標年度までの病虫害による平均被害率を5ポイント以上低減。 20ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 16ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 13ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別97の成果目標を選択することはできない。 ※防風施設のうち、ネット式鋼管施設を整備する場合は、本成果目標を選択することはできない。	・現状の当該品目の10 a 当たり収量が「果樹生産出荷統計」又は「特産果樹生産動態等調査」における全国又は当該都道府県の平均収量に対して3%以上高い。 15%以上・・・・・・・・・・5ポイント 12%以上・・・・・・・・・・4ポイント 9%以上・・・・・・・・・・3ポイント 6%以上・・・・・・・・・・2ポイント 3%以上・・・・・・・・・・1ポイント ※一つの取組において、本現況値を選択した場合は、類別104の現況値を選択することはできない。
野菜	106	・当該品目の秀品その他品質の上位規格品（大きさ、外観品質、内部品質）の割合を3ポイント以上増加。 15ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・現状の当該品目の販売価格が、事業実施地区の主要取引市場における卸売価格の平均値に対して3%以上高い。 27%以上・・・・・・・・・・5ポイント 21%以上・・・・・・・・・・4ポイント 15%以上・・・・・・・・・・3ポイント 9%以上・・・・・・・・・・2ポイント 3%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	107	・当該品目の全出荷量に占めるブランド野菜（地域団体商標、伝統野菜等、他との差別化により有利販売を図ったものであり、明確な基準、根拠があるもの）の割合を5ポイント以上増加。 25ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・現状の当該品目の全出荷量に占めるブランド野菜（地域団体商標、伝統野菜等、他との差別化により有利販売を図ったものであり、明確な基準、根拠があるもの）の割合が5.0%以上。 30.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 23.8%以上・・・・・・・・・・4ポイント 17.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント 11.3%以上・・・・・・・・・・2ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	108	・当該品目の10 a 当たり収量を3%以上増加。 15%以上・・・・・・・・・・10ポイント 12%以上・・・・・・・・・・8ポイント 9%以上・・・・・・・・・・6ポイント 6%以上・・・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別116の成果目標を選択することはできない。	・現状の当該品目の10 a 当たり収量が、「野菜生産出荷統計」又は「地域特産野菜の生産状況」における全国又は当該都道府県の平均収量に対して3.0%以上高い。 62.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 47.3%以上・・・・・・・・・・4ポイント 32.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント 17.8%以上・・・・・・・・・・2ポイント 3.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント

109	・当該品目の生産コスト（単位面積又は単位収量当たりの費用合計）又は流通コスト（単位面積又は単位収量当たりの集出荷・販売経費（卸売手数料を除く。)) を５％以上縮減。 21％以上・・・・・・・・・・10ポイント 17％以上・・・・・・・・・・ 8ポイント 13％以上・・・・・・・・・・ 6ポイント 9％以上・・・・・・・・・・ 4ポイント 5％以上・・・・・・・・・・ 2ポイント ※一つの取組において、本成果目標のうち「生産コスト」を選択した場合は、類別110の成果目標を選択することはできない。 ※一つの取組において、本成果目標のうち「単位収量当たりの費用合計」を選択した場合は、類別108の成果目標を選択することはできない。	・現状の当該品目の生産コスト（単位面積又は単位収量当たりの費用合計）又は流通コスト（単位面積又は単位収量当たりの集出荷・販売経費（卸売手数料を除く。)) が全国又は当該都道府県の平均値に対して3.0％以上低い。 60.0％以上・・・・・・・・・・ 5ポイント 45.8％以上・・・・・・・・・・ 4ポイント 31.5％以上・・・・・・・・・・ 3ポイント 17.3％以上・・・・・・・・・・ 2ポイント 3.0％以上・・・・・・・・・・ 1ポイント
110	・当該品目の単位面積当たり又は単位収量当たりの労働時間を５％以上縮減。 41％以上・・・・・・・・・・10ポイント 31％以上・・・・・・・・・・ 8ポイント 21％以上・・・・・・・・・・ 6ポイント 11％以上・・・・・・・・・・ 4ポイント 5％以上・・・・・・・・・・ 2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別109のうち「生産コスト」の成果目標を選択することはできない。 ※一つの取組において、本成果目標のうち「単位収量当たりの労働時間」を選択した場合は、類別108の成果目標を選択することはできない。	・現状の当該品目の単位面積当たり又は単位収量当たり労働時間が、全国又は当該都道府県の平均値に対して3.0％以上短い。 24.0％以上・・・・・・・・・・ 5ポイント 18.8％以上・・・・・・・・・・ 4ポイント 13.5％以上・・・・・・・・・・ 3ポイント 8.3％以上・・・・・・・・・・ 2ポイント 3.0％以上・・・・・・・・・・ 1ポイント
111	・当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合を５ポイント以上増加。 33ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 26ポイント以上・・・・・・・・・・ 8ポイント 19ポイント以上・・・・・・・・・・ 6ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・ 4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・ 2ポイント	・現状の当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合が5.0％以上。 48.0％以上・・・・・・・・・・ 5ポイント 37.3％以上・・・・・・・・・・ 4ポイント 26.5％以上・・・・・・・・・・ 3ポイント 15.8％以上・・・・・・・・・・ 2ポイント 5.0％以上・・・・・・・・・・ 1ポイント
112	・当該品目の全出荷量に占める加工向け又は外食・中食向けの割合を５ポイント以上増加。 25ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・ 8ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・ 6ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・ 4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・ 2ポイント	・現状の当該品目の全出荷量に占める加工向け又は外食・中食向けの割合が５％以上。 49％以上・・・・・・・・・・ 5ポイント 38％以上・・・・・・・・・・ 4ポイント 27％以上・・・・・・・・・・ 3ポイント 16％以上・・・・・・・・・・ 2ポイント 5％以上・・・・・・・・・・ 1ポイント
113	・当該品目の出荷量又は出荷額に占める海外向けの割合を１ポイント以上増加。 5ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・・・ 8ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・ 6ポイント 2ポイント以上・・・・・・・・・・ 4ポイント 1ポイント以上・・・・・・・・・・ 2ポイント	・現状の当該品目の全出荷量又は全作付面積に占める輸出向け出荷量又は作付面積の割合が５％以上。 25％以上・・・・・・・・・・ 5ポイント 20％以上・・・・・・・・・・ 4ポイント 15％以上・・・・・・・・・・ 3ポイント 10％以上・・・・・・・・・・ 2ポイント 5％以上・・・・・・・・・・ 1ポイント
114	・当該品目の秀品その他品質の上位規格品（大きさ、外観品質、内部品質）の割合が、事業実施前５カ年の被害（病虫害を除く。）発生年度の平均上位規格品割合に対して５ポイント以上高い。 20ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 16ポイント以上・・・・・・・・・・ 8ポイント 13ポイント以上・・・・・・・・・・ 6ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・・・ 4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・ 2ポイント	・現状の当該品目の販売価格が、事業実施地区の主要取引市場における卸売価格の平均値に対して３％以上高い。 20％以上・・・・・・・・・・ 5ポイント 15％以上・・・・・・・・・・ 4ポイント 10％以上・・・・・・・・・・ 3ポイント 5％以上・・・・・・・・・・ 2ポイント 3％以上・・・・・・・・・・ 1ポイント
115	・当該品目の10 a 当たりの収量が、事業実施前５カ年の被害発生年度の平均単収に対して５％以上高い。 32％以上・・・・・・・・・・10ポイント	・現状の当該品目の10 a 当たり収量が、「野菜生産出荷統計」又は「地域特産野菜の生産状況」における全国又は当該都道府県の平均収量に対して3.0％以上高い。

		25%以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 19%以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 12%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	16.0%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 12.8%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 9.5%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 6.3%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 3.0%以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント ※一つの取組において、本現況値を選択した場合は、類別116の現況値を選択することはできない。
	116	・当該品目の目標年度までの病虫害による平均被害率を 5 ポイント以上低減。 25ポイント以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 5 ポイント以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別108の成果目標を選択することはできない。 ※防風施設のうち、ネット式鋼管施設を整備する場合は、本成果目標を選択することはできない。	・現状の当該品目の10 a 当たり収量が、「野菜生産出荷統計」又は「地域特産野菜の生産状況」における全国又は当該都道府県の平均収量に対して 3 %以上高い。 15%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 12%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 9 %以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 6 %以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 3 %以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント ※一つの取組において、本現況値を選択した場合は、類別115の現況値を選択することはできない。
花き	117	・当該品目の秀品その他品質の上位規格品（大きさ、外観品質）の割合を 3 ポイント以上増加。 15ポイント以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 9 ポイント以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 6 ポイント以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 3 ポイント以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・現状の当該品目の販売価格が、事業実施地区の主要取引市場における卸売価格の平均値に対して 3 %以上高い。 20%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 15%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 10%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 3 %以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント
	118	・当該品目の全出荷量に占める産地オリジナル品種（次に掲げる品種であって都道府県が認めたものをいう。）の出荷割合を 3 ポイント以上増加。 ① 都道府県が育成して当該都道府県内の特定の生産者に限定して供給している品種 ② 種苗会社又は生産者育種家が育成して当該都道府県内の特定の生産者に限定して供給している品種（新たに育成された品種であって、品種登録の出願公表日から 5 年以内のものに限る。） ③ 事業実施主体若しくはその構成員自らが育成して当該都道府県内の特定の生産者に限定して供給している品種 ただし、リレー出荷している場合にあっては、当該産地と他方の産地の生産者に限定して供給している品種を含む。 15ポイント以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 9 ポイント以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 6 ポイント以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 3 ポイント以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・現状の当該品目の全出荷量に占める産地オリジナル品種の割合が10%以上。 38%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 31%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 24%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 17%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 10%以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント
	119	・当該品目の10 a 当たり収量を 3 %以上増加。 15%以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 12%以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 9 %以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 6 %以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 3 %以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別127の成果目標を選択することはできない。	・現状の当該品目の10a当たり収量が、当該都道府県の経営指標の目標値に対して80%以上。 100%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 95%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 90%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 85%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 80%以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント
	120	・当該品目の生産コスト（単位面積又は単位収量当たりの費用合計）又は流通コスト（単位面積又は単位収量当たりの集出荷・販売経費（卸売手数料を除く。））を 5 %以上縮減。 20%以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 16%以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 13%以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 9 %以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント	・現状の当該品目の生産コスト（単位面積又は単位収量当たりの費用合計）又は流通コスト（単位面積又は単位収量当たりの集出荷・販売経費（卸売手数料を除く。））が、当該都道府県の経営指標の目標値に対して120%以下。 100%以下・・・・・・・・・・ 5 ポイント 105%以下・・・・・・・・・・ 4 ポイント 110%以下・・・・・・・・・・ 3 ポイント

	5 %以上・・・・・・・・・・2 ポイント ※一つの取組において、本成果目標のうち「生産コスト」を選択した場合は、類別121の成果目標を選択することはできない。 ※一つの取組において、本成果目標のうち「単位収量当たりの費用合計」を選択した場合は、類別119の成果目標を選択することはできない。	115%以下・・・・・・・・・・2 ポイント 120%以下・・・・・・・・・・1 ポイント
121	・当該品目の単位面積当たり又は単位収量当たり労働時間を 5 %以上縮減。 40%以上・・・・・・・・・・10ポイント 30%以上・・・・・・・・・・8 ポイント 20%以上・・・・・・・・・・6 ポイント 10%以上・・・・・・・・・・4 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・2 ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別120のうち「生産コスト」の成果目標を選択することはできない。 ※一つの取組において、本成果目標のうち「単位収量当たりの労働時間」を選択した場合は、類別119の成果目標を選択することはできない。	・現状の当該品目の単位面積当たり又は単位収量当たり労働時間が、当該都道府県の経営指標の目標値に対して120%以下。 100%以下・・・・・・・・・・5 ポイント 105%以下・・・・・・・・・・4 ポイント 110%以下・・・・・・・・・・3 ポイント 115%以下・・・・・・・・・・2 ポイント 120%以下・・・・・・・・・・1 ポイント
122	・当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合を 3 ポイント以上増加。 15ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・8 ポイント 9 ポイント以上・・・・・・・・・・6 ポイント 6 ポイント以上・・・・・・・・・・4 ポイント 3 ポイント以上・・・・・・・・・・2 ポイント	・現状の当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合が 3 %以上。 15%以上・・・・・・・・・・5 ポイント 12%以上・・・・・・・・・・4 ポイント 9 %以上・・・・・・・・・・3 ポイント 6 %以上・・・・・・・・・・2 ポイント 3 %以上・・・・・・・・・・1 ポイント
123	・当該品目の全出荷量に占める湿式低温流通の割合を 5 ポイント増加。 40ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 30ポイント以上・・・・・・・・・・8 ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・6 ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・4 ポイント 5 ポイント以上・・・・・・・・・・2 ポイント	・現状の当該品目の全出荷量に占める湿式低温流通の割合が、全国値に対して 3 ポイント以上高い。 15ポイント以上・・・・・・・・・・5 ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・4 ポイント 9 ポイント以上・・・・・・・・・・3 ポイント 6 ポイント以上・・・・・・・・・・2 ポイント 3 ポイント以上・・・・・・・・・・1 ポイント
124	・当該品目の海外向けの販路拡大に係る出荷量又は出荷額の割合を 1 ポイント以上増加。 5 ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 4 ポイント以上・・・・・・・・・・8 ポイント 3 ポイント以上・・・・・・・・・・6 ポイント 2 ポイント以上・・・・・・・・・・4 ポイント 1 ポイント以上・・・・・・・・・・2 ポイント	・現状の当該品目の全出荷量又は全出荷額に占める輸出向け割合が 5 %以上。 25%以上・・・・・・・・・・5 ポイント 20%以上・・・・・・・・・・4 ポイント 15%以上・・・・・・・・・・3 ポイント 10%以上・・・・・・・・・・2 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・1 ポイント
125	・当該品目の秀品その他品質の上位規格品（大きさ、外観品質）の割合が、事業実施前 5 カ年の被害（病虫害を除く。）発生年度の平均上位規格品割合に対して 5 ポイント以上高い。 20ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 16ポイント以上・・・・・・・・・・8 ポイント 13ポイント以上・・・・・・・・・・6 ポイント 9 ポイント以上・・・・・・・・・・4 ポイント 5 ポイント以上・・・・・・・・・・2 ポイント	・現状の当該品目の販売価格が、事業実施地区の主要取引市場における卸売価格の平均値に対して 3 %以上高い。 20%以上・・・・・・・・・・5 ポイント 15%以上・・・・・・・・・・4 ポイント 10%以上・・・・・・・・・・3 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・2 ポイント 3 %以上・・・・・・・・・・1 ポイント
126	・当該品目の10 a 当たり収量が、事業実施前 5 カ年の被害発生年度の平均単収に対して 5 %以上高い。 32%以上高い・・・・・・・・・・10ポイント 25%以上高い・・・・・・・・・・8 ポイント 19%以上高い・・・・・・・・・・6 ポイント 12%以上高い・・・・・・・・・・4 ポイント 5 %以上高い・・・・・・・・・・2 ポイント	・現状の当該品目の10 a 当たり収量が、当該都道府県の経営指標の目標値に対して80%以上。 100%以上・・・・・・・・・・5 ポイント 95%以上・・・・・・・・・・4 ポイント 90%以上・・・・・・・・・・3 ポイント 85%以上・・・・・・・・・・2 ポイント 80%以上・・・・・・・・・・1 ポイント ※一つの取組において、本現況値を選択した場合は、類別127の現況値を選択することはできない。

	127	・当該品目の目標年度までの病害虫による平均被害率を5ポイント以上低減。 25ポイント以上・・・10ポイント 20ポイント以上・・・8ポイント 15ポイント以上・・・6ポイント 10ポイント以上・・・4ポイント 5ポイント以上・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別119の成果目標を選択することはできない。 ※防風施設のうち、ネット式鋼管施設を整備する場合は、本成果目標を選択することはできない。	・現状の当該品目の10a 当たり収量が、当該都道府県の経営指標の目標値に対して80%以上。 100%以上・・・5ポイント 95%以上・・・4ポイント 90%以上・・・3ポイント 85%以上・・・2ポイント 80%以上・・・1ポイント ※一つの取組において、本現況値を選択した場合は、類別126の現況値を選択することはできない。
環境保全（環境保全型農業）	128	・事業の受益に係る販売農家の栽培面積のうちたい肥の施用面積の割合を1ポイント以上増加。 9ポイント以上・・・10ポイント 7ポイント以上・・・8ポイント 5ポイント以上・・・6ポイント 3ポイント以上・・・4ポイント 1ポイント以上・・・2ポイント	・事業の受益に係る販売農家の栽培面積のうちたい肥の施用面積割合が3.0%以上。 41.0%以上・・・5ポイント 31.5%以上・・・4ポイント 22.0%以上・・・3ポイント 12.5%以上・・・2ポイント 3.0%以上・・・1ポイント
	129	・事業の受益に係る販売農家の経営面積のうち環境保全型農業に取り組む農業者（持続農業法に基づく認定、有機JAS認定又は特別栽培農産物その他の環境負荷を低減する方法により栽培される農産物の認証を受けている農業者の合計）の割合を1ポイント以上増加。 50ポイント以上・・・10ポイント 40ポイント以上・・・8ポイント 25ポイント以上・・・6ポイント 10ポイント以上・・・4ポイント 1ポイント以上・・・2ポイント 又は ・事業の受益に係る販売農家の経営面積のうち環境保全型農業に取り組む面積（持続農業法に基づく認定、有機JAS認定又は特別栽培農産物その他の環境負荷を低減する方法により栽培される農産物の認証を受けている面積の合計）の割合を1ポイント以上増加。 40ポイント以上・・・10ポイント 30ポイント以上・・・8ポイント 15ポイント以上・・・6ポイント 10ポイント以上・・・4ポイント 1ポイント以上・・・2ポイント	（環境保全型農業に取り組む農業者の増加を成果目標とする場合） ・事業の受益に係る販売農家のうち環境保全型農業に取り組む農業者割合が1.0%以上。 51.0%以上・・・5ポイント 38.5%以上・・・4ポイント 26.0%以上・・・3ポイント 13.5%以上・・・2ポイント 1.0%以上・・・1ポイント （環境保全型農業に取り組む面積の増加を成果目標とする場合） ・事業の受益に係る販売農家の経営面積のうち環境保全型農業に取り組む面積の割合が、全国の平均である25%以上。 60%以上・・・5ポイント 50%以上・・・4ポイント 40%以上・・・3ポイント 30%以上・・・2ポイント 25%以上・・・1ポイント
	130	・受益地区内において事業対象とする地域有機資源（下水汚泥等有害成分を含むおそれの高い資源は除く。ただし、有害成分の除去に有効と認められる処理が行われている場合は、この限りではない。）を活用した肥料の生産量の割合を5ポイント以上増加。 70ポイント以上・・・10ポイント 55ポイント以上・・・8ポイント 40ポイント以上・・・6ポイント 25ポイント以上・・・4ポイント 5ポイント以上・・・2ポイント	・受益地区内における普通肥料取扱数量に占める有機質肥料の取扱数量の割合が1%以上 10%以上・・・5ポイント 7%以上・・・4ポイント 5%以上・・・3ポイント 3%以上・・・2ポイント 1%以上・・・1ポイント
環境保全（小規模公害防除）	131	・事業実施地区において、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）第4条第1項に規定する対策地域の指定の解除を5年以内に実施すること。・・・15ポイント	
	132	・特定有害物質の量が農用地の土壌の汚染防止等に関する法律施行令（昭和46年政令第204号）で規定するところの農用地汚染地域の指定要件の量を下回ること。・・・15ポイント	
環境保全（農業廃棄物の再生処理）	133	・事業実施地区で発生する農業廃棄物のうち、再生処理（マテリアルリサイクル、サーマルリサイクル）を行う割合を5ポイント以上増加。	・事業実施地区で発生する農業廃棄物のうち、再生処理（マテリアルリサイクル、サーマルリサイクル）を行う割合が40%以上。

		25ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	60%以上・・・・・・・・・・5ポイント 55%以上・・・・・・・・・・4ポイント 50%以上・・・・・・・・・・3ポイント 45%以上・・・・・・・・・・2ポイント 40%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	134	・農業廃棄物1kgの処理費用（農家負担額）を3%以上削減。 15%以上・・・・・・・・・・10ポイント 12%以上・・・・・・・・・・8ポイント 9%以上・・・・・・・・・・6ポイント 6%以上・・・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・農業廃棄物1kgの処理費用（農家負担額）が40円以下。 20円以下・・・・・・・・・・5ポイント 25円以下・・・・・・・・・・4ポイント 30円以下・・・・・・・・・・3ポイント 35円以下・・・・・・・・・・2ポイント 40円以下・・・・・・・・・・1ポイント
畜産周辺環境影響低減	135	・現行の農場排水1リットル当たりの硝酸性窒素量を100mg以上低減。 800mg以上・・・・・・・・・・15ポイント 600mg以上・・・・・・・・・・12ポイント 400mg以上・・・・・・・・・・9ポイント 200mg以上・・・・・・・・・・6ポイント 100mg以上・・・・・・・・・・3ポイント	
	136	・規制悪臭物質22物質のうち、畜産関連9物質を1物質以上現行量から90%以上除去。 9物質・・・・・・・・・・15ポイント 7物質以上・・・・・・・・・・12ポイント 5物質以上・・・・・・・・・・9ポイント 3物質以上・・・・・・・・・・6ポイント 1物質以上・・・・・・・・・・3ポイント ※畜産関連9物質とは、アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチル、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸、イソ吉草酸とする。	
地球温暖化対策	137	・事業実施主体の油糧作物の生産コスト（費用合計）を5%以上削減。 17%以上・・・・・・・・・・10ポイント 14%以上・・・・・・・・・・8ポイント 11%以上・・・・・・・・・・6ポイント 8%以上・・・・・・・・・・4ポイント 5%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・事業実施主体の油糧作物の生産コスト（費用合計）が、統計部、地方自治体等の調査における平均と比較して115%以下。 100%以下・・・・・・・・・・5ポイント 103%以下・・・・・・・・・・4ポイント 107%以下・・・・・・・・・・3ポイント 111%以下・・・・・・・・・・2ポイント 115%以下・・・・・・・・・・1ポイント
	138	・事業実施主体の農業生産に伴う化石燃料由来の単位面積当たりの温室効果ガス排出量を事業実施前年度と比較して30ポイント以上削減。 50ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 45ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 40ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 35ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 30ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・事業実施主体の農業生産に伴う化石燃料由来の単位面積当たりの温室効果ガス排出量を事業実施前年度と比較して1%以上削減。 13%以上・・・・・・・・・・5ポイント 10%以上・・・・・・・・・・4ポイント 7%以上・・・・・・・・・・3ポイント 4%以上・・・・・・・・・・2ポイント 1%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	139	・事業実施主体が農業生産に使用する軽油を全量バイオディーゼル燃料へ転換する場合のバイオディーゼル燃料の原料となる廃食油量に対して、事業実施地区で生産した油糧作物の搾油量の比率が13ポイント以上増加。 61ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 49ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 37ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 25ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 13ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・事業実施主体が農業生産に使用する軽油を全量バイオディーゼル燃料へ転換する場合のバイオディーゼル燃料の原料となる廃食油量に対して、事業実施地区で生産した油糧作物の搾油量の比率が1%以上。 25%以上・・・・・・・・・・5ポイント 19%以上・・・・・・・・・・4ポイント 13%以上・・・・・・・・・・3ポイント 7%以上・・・・・・・・・・2ポイント 1%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	140	・搾油歩留まりが現状に対して5ポイント以上向上。 10ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 8ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント	・搾油歩留まりが25%以上。 37%以上・・・・・・・・・・5ポイント 34%以上・・・・・・・・・・4ポイント

		7ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	31%以上・・・・・・・・・・3ポイント 28%以上・・・・・・・・・・2ポイント 25%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	141	・事業の受益に係る販売農家の栽培面積のうち、たい肥の施用面積の割合を1ポイント以上増加。 9ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 7ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 1ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・事業の受益に係る販売農家の栽培面積のうち、たい肥の施用面積割合が3%以上。 36%以上・・・・・・・・・・5ポイント 27%以上・・・・・・・・・・4ポイント 18%以上・・・・・・・・・・3ポイント 11%以上・・・・・・・・・・2ポイント 3%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	142	・事業の受益に係る販売農家の栽培面積のうち、すき込み以外に稲わらの有効活用を図る面積の割合を1ポイント以上増加。 25ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 19ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 13ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 7ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 1ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・事業の受益に係る販売農家の栽培面積のうち、すき込み以外に稲わらを有効活用している面積が3%以上。 66%以上・・・・・・・・・・5ポイント 50%以上・・・・・・・・・・4ポイント 35%以上・・・・・・・・・・3ポイント 19%以上・・・・・・・・・・2ポイント 3%以上・・・・・・・・・・1ポイント
穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用 ※米、麦又は大豆の乾燥調製、保管に係る施設	143	○施設の再編利用による利用率の向上 ・再編後の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率（再編利用計画に基づく、再編後の対象作物（米、麦、大豆等）の予定取扱数量を再編後の施設能力で除して算出）が80%以上。 100%以上・・・・・・・・・・10ポイント 95%以上・・・・・・・・・・8ポイント 90%以上・・・・・・・・・・6ポイント 85%以上・・・・・・・・・・4ポイント 80%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・現在の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率（現在の対象作物（米、麦、大豆等）の取扱数量を当初計画の施設能力で除して算出）が80.0%以上。 100%以上・・・・・・・・・・5ポイント 95.0%以上・・・・・・・・・・4ポイント 90.0%以上・・・・・・・・・・3ポイント 85.0%以上・・・・・・・・・・2ポイント 80.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント 又は、米について ・現在、戦略的な販売のための施設運営を行うため、以下のいずれかを取り組んでいる場合 ① 担い手で構成される組織への施設運営委託又はサイロ単位等施設の部分貸与取り組んでいる場合 ・・・・・・・・・・5ポイント ② 担い手に対しての大口割引や平日割引等優先配慮取り組んでいる場合・・・・・・・・・・3ポイント 又は、麦について ・現在、以下のいずれかを取り組んでいる場合 ① 事業実施地区において、複数品種又は麦種による作付体系（作付面積比率が25%以上）へと転換することによって施設利用の効率化に取り組んでいる場合 ・・・・・・・・・・5ポイント ※作付面積比率＝A／B A：事業実施地区に作付けられている麦について、上位1品種（もしくは上位1麦種）を除いた作付面積の合計 B：事業実施地区における麦作付面積 ② 人工衛星等による上空からの撮影画像の解析と気象情報の活用による雨害の回避（高水分収穫）及び収穫順序の決定技術、ヘイバインピックアップ収穫技術等の導入による乾燥調製に係るコスト縮減に取り組んでいる場合 ・・・・・・・・・・3ポイント
	144	○施設の再編利用による利用率向上と施設運営等の転換 ・再編後の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率（再編利用計画に基づく、再編後の対象作物（米、麦、大豆等）の予定取扱数量を再編後の施設能力で除して算出）が80%以上。 100%以上・・・・・・・・・・5ポイント 95%以上・・・・・・・・・・4ポイント 90%以上・・・・・・・・・・3ポイント 85%以上・・・・・・・・・・2ポイント 80%以上・・・・・・・・・・1ポイント かつ、	・現在の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率（現在の対象作物（米、麦、大豆等）の取扱数量を当初計画の施設能力で除して算出）が80.0%以上。 100%以上・・・・・・・・・・5ポイント 95.0%以上・・・・・・・・・・4ポイント 90.0%以上・・・・・・・・・・3ポイント 85.0%以上・・・・・・・・・・2ポイント 80.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント 又は、 ・現在、戦略的な販売のための施設運営を行うため、以下

		・策定する再編利用計画において、戦略的な販売のための施設運営を行うため、当該施設において以下のいずれかを新たに組み込む場合 ① 担い手で構成される組織への施設運営委託又はサイロ単位等施設の部分貸与に組み込む計画となっている場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント ② 担い手に対しての大口割引や平日割引等優先配慮に組み込む計画となっている場合・・・・・・・・ 3 ポイント	のいずれかを取り組んでいる場合 ① 担い手で構成される組織への施設運営委託又はサイロ単位等施設の部分貸与に取り組んでいる場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント ② 担い手に対しての大口割引や平日割引等優先配慮に取り組んでいる場合・・・・・・・・ 3 ポイント
	145	○施設の再編利用による利用率向上と施設運営等の転換 ・再編後の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率（再編利用計画に基づく、再編後の対象作物（米、麦、大豆等）の予定取扱数量を再編後の施設能力で除して算出）が80％以上。 100％以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 95％以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 90％以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 85％以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 80％以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント かつ、 ・策定する再編利用計画において、当該施設で以下のいずれかを新たに組み込む場合 ① 事業実施地区において、複数品種又は麦種による作付体系（作付面積比率が25％以上）へと転換することによって施設利用の効率化に取り組む場合・・・・・・・・ 5 ポイント ※作付面積比率＝A／B A：事業実施地区に作付けられている麦について、上位 1 品種（もしくは上位 1 麦種）を除いた作付面積の合計 B：事業実施地区における麦作付面積 ② 人工衛星等による上空からの撮影画像の解析と気象情報の活用による雨害の回避（高水分収穫）及び収穫順序の決定技術、ヘイバインピックアップ収穫技術等の導入による乾燥調製に係るコスト縮減に取り組む場合・・・・・・・・ 3 ポイント	・現在の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率（現在の対象作物（米、麦、大豆等）の取扱数量を当初計画の施設能力で除して算出）が80.0%以上。 100%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 95.0%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 90.0%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 85.0%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 80.0%以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント 又は、 ・現在、以下のいずれかを取り組んでいる場合 ① 事業実施地区において、複数品種又は麦種による作付体系（作付面積比率が25％以上）へと転換することによって施設利用の効率化に取り組んでいる場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント ※作付面積比率＝A／B A：事業実施地区に作付けられている麦について、上位 1 品種（もしくは上位 1 麦種）を除いた作付面積の合計 B：事業実施地区における麦作付面積 ② 人工衛星等による上空からの撮影画像の解析と気象情報の活用による雨害の回避（高水分収穫）及び収穫順序の決定技術、ヘイバインピックアップ収穫技術等の導入による乾燥調製に係るコスト縮減に取り組んでいる場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント
集出荷貯蔵施設等再編利用	146	・再編後の集出荷貯蔵施設又は農産物処理加工施設の利用率(再編利用計画に基づく、再編後の対象作物の取り扱い収量を再編後の処理能力で除して算出)が80％以上。 100％以上・・・・・・・・・・ 10 ポイント 95％以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 90％以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 85％以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 80％以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・過去 5 年間の集出荷貯蔵施設又は農産物処理加工施設の利用率の低下が 9 ポイント以下。 23ポイント以上（上昇）・・・・・・・・ 5 ポイント 15ポイント以上（上昇）・・・・・・・・ 4 ポイント 7 ポイント以上（上昇）・・・・・・・・ 3 ポイント 1 ポイント以下・・・・・・・・ 2 ポイント 9 ポイント以下・・・・・・・・ 1 ポイント ※「過去 5 年間」とは、直近 2 年間の平均値と直近年の 4 年前及び 5 年前の平均値との比較とする。
農産物処理加工施設等再編利用（茶）	147	・産物販売単価指数を直近値の 5 ％以上増加。（なお、産物販売単価指数とは、事業実施地区等における当該産物の平均販売単価を、直近の荒茶の全茶種全国平均価格で除し、100を乗じた数とする。） 22％以上・・・・・・・・・・ 10 ポイント 18％以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 14％以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 9 ％以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 5 ％以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・産物販売単価指数の過去 3 年間の増加率が 3 ％以上。 12％以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 10％以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 8 ％以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 5 ％以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 3 ％以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント
	148	・下級茶歩留指数を直近値の10%以上低減。（なお、下級茶歩留指数とは、事業実施地区等における荒茶平均販売単価未満の荒茶（下級茶という。）の生産量を、当該年の荒茶生産量全体で除し、100を乗じた数とする。） 44％以上・・・・・・・・・・ 10 ポイント 36％以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 27％以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 18％以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント	・直近の下級茶歩留指数が47以下。 39以下・・・・・・・・・・ 5 ポイント 41以下・・・・・・・・・・ 4 ポイント 43以下・・・・・・・・・・ 3 ポイント 45以下・・・・・・・・・・ 2 ポイント 47以下・・・・・・・・・・ 1 ポイント

	10%以上・・・・・・・・・・2ポイント	
149	・契約取引量指数を直近値より7以上増加。 （なお、契約取引指数とは、契約取引量を全出荷量で除した後 に100を乗じた数とする。） 35以上・・・・・・・・・・10ポイント 28以上・・・・・・・・・・8ポイント 21以上・・・・・・・・・・6ポイント 14以上・・・・・・・・・・4ポイント 7以上・・・・・・・・・・2ポイント	・契約取引量指数の直近値が7以上。 44以上・・・・・・・・・・5ポイント 35以上・・・・・・・・・・4ポイント 26以上・・・・・・・・・・3ポイント 16以上・・・・・・・・・・2ポイント 7以上・・・・・・・・・・1ポイント
150	・10 a 当たりの単収を直近値の8%以上増加。 24%以上・・・・・・・・・・10ポイント 20%以上・・・・・・・・・・8ポイント 16%以上・・・・・・・・・・6ポイント 12%以上・・・・・・・・・・4ポイント 8%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・10 a 当たりの単収の過去3年間の増加率が4.0%以上。 18.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 14.5%以上・・・・・・・・・・4ポイント 11.0%以上・・・・・・・・・・3ポイント 7.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 4.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント
151	・荒茶原料流入量指数を直近値より10以上増加。 （ここで、荒茶原料流入量指数とは、事業実施地区等以外の国 内荒茶製造者から調達される原料荒茶の量を、原料荒茶の全体 量で除して、100を乗じた数とする。） 40以上・・・・・・・・・・10ポイント 33以上・・・・・・・・・・8ポイント 25以上・・・・・・・・・・6ポイント 18以上・・・・・・・・・・4ポイント 10以上・・・・・・・・・・2ポイント	・荒茶原料流入量指数の直近値が5以上。 25以上・・・・・・・・・・5ポイント 20以上・・・・・・・・・・4ポイント 15以上・・・・・・・・・・3ポイント 10以上・・・・・・・・・・2ポイント 5以上・・・・・・・・・・1ポイント
152	・産物1kg当たり生産コストを直近値の2%以上低減。 （なお、生産コストとは、産物の加工等に要する費用の合計と する。） 15%以上・・・・・・・・・・10ポイント 12%以上・・・・・・・・・・8ポイント 9%以上・・・・・・・・・・6ポイント 5%以上・・・・・・・・・・4ポイント 2%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・産物1kg当たり生産コストの過去3年間の低減率が1.0% 以上。 11.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 8.5%以上・・・・・・・・・・4ポイント 6.0%以上・・・・・・・・・・3ポイント 3.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント
153	・10 a 当たり生産コスト（費用合計）を直近値の6%以上低減。 18%以上・・・・・・・・・・10ポイント 15%以上・・・・・・・・・・8ポイント 12%以上・・・・・・・・・・6ポイント 9%以上・・・・・・・・・・4ポイント 6%以上・・・・・・・・・・2ポイント 又は ・10 a 当たり労働時間を直近値の14%以上低減。 34%以上・・・・・・・・・・10ポイント 29%以上・・・・・・・・・・8ポイント 24%以上・・・・・・・・・・6ポイント 19%以上・・・・・・・・・・4ポイント 14%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・10 a 当たり生産コスト（費用合計）の過去3年間の低減 率が3%以上。 11%以上・・・・・・・・・・5ポイント 9%以上・・・・・・・・・・4ポイント 7%以上・・・・・・・・・・3ポイント 5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 3%以上・・・・・・・・・・1ポイント 又は ・10 a 当たり労働時間の過去3年間の低減率が7.0%以上。 18.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 15.3%以上・・・・・・・・・・4ポイント 12.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント 9.8%以上・・・・・・・・・・2ポイント 7.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント
154	・施設稼働率指数を直近値の4以上増加。 （ここで、施設稼働率指数とは、再編後の加工施設の年間操業 日数を、当該都府県における年間操業日数の平均値で除し、100 を乗じた数とする。） 18以上・・・・・・・・・・10ポイント 15以上・・・・・・・・・・8ポイント 11以上・・・・・・・・・・6ポイント 8以上・・・・・・・・・・4ポイント 4以上・・・・・・・・・・2ポイント	・施設稼働率指数が102以上。 172以上・・・・・・・・・・5ポイント 154以上・・・・・・・・・・4ポイント 137以上・・・・・・・・・・3ポイント 119以上・・・・・・・・・・2ポイント 102以上・・・・・・・・・・1ポイント
155	・仕向先多様化指数を直近値より25以上増加。	・直近の仕向先多様化指数が13以上。

		（なお、仕向先多様化指数とは、既存のリーフ茶製品以外の茶製品（ティーバック、抹茶、ドリンク等）への仕向量を全仕向量で除し、100を乗じた数とする。） 45以上・・・・・・・・・・10ポイント 40以上・・・・・・・・・・8ポイント 35以上・・・・・・・・・・6ポイント 30以上・・・・・・・・・・4ポイント 25以上・・・・・・・・・・2ポイント	35以上・・・・・・・・・・5ポイント 30以上・・・・・・・・・・4ポイント 24以上・・・・・・・・・・3ポイント 19以上・・・・・・・・・・2ポイント 13以上・・・・・・・・・・1ポイント
	156	・主要茶種指数を直近値の6％以上低減。 （なお、主要茶種指数とは、事業実施地区等における茶種「せん茶」の量を、当該年の全体量で除し、100を乗じた数とする。） 24％以上・・・・・・・・・・10ポイント 20％以上・・・・・・・・・・8ポイント 15％以上・・・・・・・・・・6ポイント 11％以上・・・・・・・・・・4ポイント 6％以上・・・・・・・・・・2ポイント	・直近の主要茶種指数が66以下。 34以下・・・・・・・・・・5ポイント 42以下・・・・・・・・・・4ポイント 50以下・・・・・・・・・・3ポイント 58以下・・・・・・・・・・2ポイント 66以下・・・・・・・・・・1ポイント
	157	・主要品種指数を直近値の2％以上低減。 （なお、主要品種指数とは、事業実施地区等における茶品種「やぶきた」の量を、当該年の全体量で除し、100を乗じた数とする。） 34％以上・・・・・・・・・・10ポイント 26％以上・・・・・・・・・・8ポイント 18％以上・・・・・・・・・・6ポイント 10％以上・・・・・・・・・・4ポイント 2％以上・・・・・・・・・・2ポイント	・直近の主要品種指数が75以下。 50以下・・・・・・・・・・5ポイント 56以下・・・・・・・・・・4ポイント 63以下・・・・・・・・・・3ポイント 69以下・・・・・・・・・・2ポイント 75以下・・・・・・・・・・1ポイント
畜産生産基盤育成強化	158	・事業実施地区内における当該畜産加工品の出荷額が2ポイント以上増加。 10ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 8ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 2ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・事業実施地区内における畜産物のお荷額が事業実施年度と直近3カ年の平均値と比較して102％以上。 114％以上・・・・・・・・・・5ポイント 111％以上・・・・・・・・・・4ポイント 108％以上・・・・・・・・・・3ポイント 105％以上・・・・・・・・・・2ポイント 102％以上・・・・・・・・・・1ポイント
	159	・事業実施地区で生産し出荷する畜産物のうち畜産加工処理施設に仕向ける割合が5ポイント以上増加。 65ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 50ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 35ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・事業実施地区内における畜産加工処理に仕向ける畜産物の出荷量が都道府県の平均値と比較して102％以上。 110％以上・・・・・・・・・・5ポイント 108％以上・・・・・・・・・・4ポイント 106％以上・・・・・・・・・・3ポイント 104％以上・・・・・・・・・・2ポイント 102％以上・・・・・・・・・・1ポイント
	160	【生乳】 ・1頭当たり乳量を3％以上増加。 7％以上・・・・・・・・・・10ポイント 6％以上・・・・・・・・・・8ポイント 5％以上・・・・・・・・・・6ポイント 4％以上・・・・・・・・・・4ポイント 3％以上・・・・・・・・・・2ポイント	・直近3カ年の当該地区の1頭当たり乳量の平均値が都道府県の平均値と比較して102％以上。 110％以上・・・・・・・・・・5ポイント 108％以上・・・・・・・・・・4ポイント 106％以上・・・・・・・・・・3ポイント 104％以上・・・・・・・・・・2ポイント 102％以上・・・・・・・・・・1ポイント
	161	【生乳】 ・生乳100kg当たり生産コストを8％以上削減。 13％以上・・・・・・・・・・10ポイント 12％以上・・・・・・・・・・8ポイント 11％以上・・・・・・・・・・6ポイント 9％以上・・・・・・・・・・4ポイント 8％以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別162の成果目標を選択することはできない。	・直近3カ年の当該地区の生乳100kg当たり生産コストの平均値が都道府県の平均値と比較して98％以下。 90％以下・・・・・・・・・・5ポイント 92％以下・・・・・・・・・・4ポイント 94％以下・・・・・・・・・・3ポイント 96％以下・・・・・・・・・・2ポイント 98％以下・・・・・・・・・・1ポイント
	162	【生乳】 ・生乳100kg当たり労働時間を9％以上削減。	・直近3カ年の当該地区の生乳100kg当たり労働時間の平均値が都道府県の平均値と比較して98％以下。

	26%以上・・・・・・・・・・10ポイント 21%以上・・・・・・・・・・8ポイント 17%以上・・・・・・・・・・6ポイント 13%以上・・・・・・・・・・4ポイント 9%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別161の成果目標を選択することはできない。	90%以下・・・・・・・・・・5ポイント 92%以下・・・・・・・・・・4ポイント 94%以下・・・・・・・・・・3ポイント 96%以下・・・・・・・・・・2ポイント 98%以下・・・・・・・・・・1ポイント
163	【生乳】 ・酪農における初産月齢を1.0%以上短縮。 2.2%以上・・・・・・・・・・10ポイント 1.9%以上・・・・・・・・・・8ポイント 1.6%以上・・・・・・・・・・6ポイント 1.3%以上・・・・・・・・・・4ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・直近3カ年の当該地区の初産月齢の平均値が都府県の平均値と比較して98%以下。 90%以下・・・・・・・・・・5ポイント 92%以下・・・・・・・・・・4ポイント 94%以下・・・・・・・・・・3ポイント 96%以下・・・・・・・・・・2ポイント 98%以下・・・・・・・・・・1ポイント
164	【牛肉】 ・繁殖における子牛の平均販売価格が2.4%以上増加。 5.6%以上・・・・・・・・・・10ポイント 4.8%以上・・・・・・・・・・8ポイント 4.0%以上・・・・・・・・・・6ポイント 3.2%以上・・・・・・・・・・4ポイント 2.4%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・直近3カ年の当該地区の平均販売価格が都道府県の平均値と比較して102.0%以上。 113.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 110.3%以上・・・・・・・・・・4ポイント 107.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント 104.8%以上・・・・・・・・・・2ポイント 102.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント
165	【牛肉】 ・肥育における＝出荷生産物に占めるA4、A5等級の割合が0.6ポイント以上増加。 1.4ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 1.2ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 1.0ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 0.8ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 0.6ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・直近3カ年の当該地区の出荷生産物に占めるA4、A5等級の割合の平均値が都道府県の平均値と比較して102.0%以上。 143.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 132.8%以上・・・・・・・・・・4ポイント 122.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント 112.3%以上・・・・・・・・・・2ポイント 102.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント
166	【牛肉】 ・肉用牛の肥育における肥育開始月齢を2.4%以上短縮。 5.6%以上・・・・・・・・・・10ポイント 4.8%以上・・・・・・・・・・8ポイント 4.0%以上・・・・・・・・・・6ポイント 3.2%以上・・・・・・・・・・4ポイント 2.4%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別167の成果目標を選択することはできない。	・直近3カ年の当該地区の肥育開始月齢の平均値が都道府県の平均値と比較して98%以下。 90%以下・・・・・・・・・・5ポイント 92%以下・・・・・・・・・・4ポイント 94%以下・・・・・・・・・・3ポイント 96%以下・・・・・・・・・・2ポイント 98%以下・・・・・・・・・・1ポイント
167	【牛肉】 ・肉用牛の繁殖における子牛の出荷月齢を2.4%以上短縮。 5.6%以上・・・・・・・・・・10ポイント 4.8%以上・・・・・・・・・・8ポイント 4.0%以上・・・・・・・・・・6ポイント 3.2%以上・・・・・・・・・・4ポイント 2.4%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別166の成果目標を選択することはできない。	・直近3カ年の当該地区の子牛の出荷月齢の平均値が都道府県の平均値と比較して98%以下。 90%以下・・・・・・・・・・5ポイント 92%以下・・・・・・・・・・4ポイント 94%以下・・・・・・・・・・3ポイント 96%以下・・・・・・・・・・2ポイント 98%以下・・・・・・・・・・1ポイント
168	【牛肉】 ・肉用牛の繁殖におけるほ育育成時事故率（出荷頭数／分娩頭数）を4.2ポイント以上低減。 9.8%以上・・・・・・・・・・10ポイント 8.4%以上・・・・・・・・・・8ポイント 7.0%以上・・・・・・・・・・6ポイント 5.6%以上・・・・・・・・・・4ポイント 4.2%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・直近3カ年の当該地区のほ育育成時事故率の平均値が都道府県の平均値と比較して98.0%以下。 84.0%以下・・・・・・・・・・5ポイント 87.5%以下・・・・・・・・・・4ポイント 91.0%以下・・・・・・・・・・3ポイント 94.5%以下・・・・・・・・・・2ポイント 98.0%以下・・・・・・・・・・1ポイント
169	【牛肉】	・直近3カ年の当該地区の肥育終了月齢の平均値が都道府

	・肉用牛の肥育における肥育期間月齢を2.7%以上短縮。 6.3%以上・・・・・・・・・・10ポイント 5.4%以上・・・・・・・・・・8ポイント 4.5%以上・・・・・・・・・・6ポイント 3.6%以上・・・・・・・・・・4ポイント 2.7%以上・・・・・・・・・・2ポイント	県との平均値と比較して98%以下。 90%以下・・・・・・・・・・5ポイント 92%以下・・・・・・・・・・4ポイント 94%以下・・・・・・・・・・3ポイント 96%以下・・・・・・・・・・2ポイント 98%以下・・・・・・・・・・1ポイント
170	【牛肉】 ・事業実施地区の子牛の体重のバラツキ（標準偏差）を都道府県のバラツキの削減率を10ポイント以上上回る。 18ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 16ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 14ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・直近3年間における、当該地区の子牛の体重のバラツキ（標準偏差）と都道府県のバラツキの比率が98%以下。 90%以下・・・・・・・・・・5ポイント 92%以下・・・・・・・・・・4ポイント 94%以下・・・・・・・・・・3ポイント 96%以下・・・・・・・・・・2ポイント 98%以下・・・・・・・・・・1ポイント
171	【牛肉】 ・肉用牛の繁殖牛にあつては子牛1頭当たり、肉用牛の肥育にあつては肥育牛1頭当たりの生産コストを7%以上削減。 15%以上・・・・・・・・・・10ポイント 13%以上・・・・・・・・・・8ポイント 11%以上・・・・・・・・・・6ポイント 9%以上・・・・・・・・・・4ポイント 7%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別172の成果目標を選択することはできない。	・直近3カ年の当該地区の肉用牛の繁殖にあつては子牛1頭当たり、肉用牛の肥育にあつては、肥育1頭当たりの生産コストの平均値が都道府県の平均値と比較して98%以下。 90%以下・・・・・・・・・・5ポイント 92%以下・・・・・・・・・・4ポイント 94%以下・・・・・・・・・・3ポイント 96%以下・・・・・・・・・・2ポイント 98%以下・・・・・・・・・・1ポイント
172	【牛肉】 ・肉用牛の繁殖牛にあつては子牛1頭当たり、肥育にあつては、肥育牛1頭当たりの労働時間を12%以上削減。 25%以上・・・・・・・・・・10ポイント 22%以上・・・・・・・・・・8ポイント 19%以上・・・・・・・・・・6ポイント 15%以上・・・・・・・・・・4ポイント 12%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別171の成果目標を選択することはできない。	・直近3カ年の当該地区の肉用牛の繁殖にあつては子牛1頭当たり、肉用牛の肥育にあつては、肥育1頭当たりの労働時間の平均値が都道府県の平均値と比較して98.0%以下。 56.0%以下・・・・・・・・・・5ポイント 66.5%以下・・・・・・・・・・4ポイント 77.0%以下・・・・・・・・・・3ポイント 87.5%以下・・・・・・・・・・2ポイント 98.0%以下・・・・・・・・・・1ポイント
173	【牛肉】 ・肉用牛の繁殖における1頭当たり分娩間隔を1.3%以上短縮。 3.1%以上・・・・・・・・・・10ポイント 2.6%以上・・・・・・・・・・8ポイント 2.2%以上・・・・・・・・・・6ポイント 1.8%以上・・・・・・・・・・4ポイント 1.3%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別167の成果目標を選択することはできない。	・直近3カ年の当該地区の分娩間隔の平均値が都道府県の平均値と比較して98%以下。 90%以下・・・・・・・・・・5ポイント 92%以下・・・・・・・・・・4ポイント 94%以下・・・・・・・・・・3ポイント 96%以下・・・・・・・・・・2ポイント 98%以下・・・・・・・・・・1ポイント
174	【豚肉】 ・肥育豚における出荷生産物のうち「上」に格付けされる割合が1.5ポイント以上増加。 3.5ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 3.0ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 2.5ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 2.0ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 1.5ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・直近3カ年の当該地区の出荷生産物のうち「上」に格付けされたものの割合の平均値が都道府県の平均値と比較して102.0%以上。 145.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 134.3%以上・・・・・・・・・・4ポイント 123.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント 112.8%以上・・・・・・・・・・2ポイント 102.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント
175	【豚肉】 ・繁殖めす豚における年間分娩回数を1.1%以上増加。 2.7%以上・・・・・・・・・・10ポイント 2.3%以上・・・・・・・・・・8ポイント 1.9%以上・・・・・・・・・・6ポイント 1.5%以上・・・・・・・・・・4ポイント	・直近3カ年の当該地区の養豚の年間分娩回数の平均値が都道府県の平均値と比較して102%以上。 110%以上・・・・・・・・・・5ポイント 108%以上・・・・・・・・・・4ポイント 106%以上・・・・・・・・・・3ポイント 104%以上・・・・・・・・・・2ポイント

	1. 1%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	102%以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント
176	【豚肉】 ・養豚における事故率（出荷頭数／分娩頭数）を24ポイント以上低減。 56ポイント以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 48ポイント以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 40ポイント以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 32ポイント以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 24ポイント以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・直近 3 カ年の当該地区の事故率（出生から出荷場まで）の平均値が都道府県の平均値と比較して98%以下。 90%以下・・・・・・・・・・ 5 ポイント 92%以下・・・・・・・・・・ 4 ポイント 94%以下・・・・・・・・・・ 3 ポイント 96%以下・・・・・・・・・・ 2 ポイント 98%以下・・・・・・・・・・ 1 ポイント
177	【豚肉】 ・養豚における1腹産子数が平均0. 25頭以上増加。 1. 25頭以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 1. 00頭以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 0. 75頭以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 0. 50頭以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 0. 25頭以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・直近 3 カ年における当該地区の養豚の1腹産子数の向上割合の平均値が都道府県の平均値と比較して102%以上。 110%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 108%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 106%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 104%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 102%以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント
178	【豚肉】 ・養豚における1日平均増体重が0. 25%以上増加。 1. 25%以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 1. 00%以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 0. 75%以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 0. 50%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 0. 25%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・直近 3 カ年の当該地区の1日平均増体重の平均値が都道府県の平均値と比較して102. 0%以上。 119. 0%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 114. 8%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 110. 5%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 106. 3%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 102. 0%以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント
179	【豚肉】 ・肥育豚 1 頭当たり生産コストを 6 %以上削減。 11%以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 9 %以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 8 %以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 7 %以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 6 %以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別180の成果目標を選択することはできない。	・直近 3 カ年の当該地区の肥育豚1頭当たりの生産コストの平均値が都道府県の平均値と比較して98%以下。 90%以下・・・・・・・・・・ 5 ポイント 92%以下・・・・・・・・・・ 4 ポイント 94%以下・・・・・・・・・・ 3 ポイント 96%以下・・・・・・・・・・ 2 ポイント 98%以下・・・・・・・・・・ 1 ポイント
180	【豚肉】 ・肥育豚 1 頭当たり労働時間を13%以上削減。 23%以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 21%以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 18%以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 15%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 13%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別179の成果目標を選択することはできない。	・直近 3 カ年の肥育豚 1 頭当たり労働時間の平均値が都道府県の平均値と比較して98%以下。 90%以下・・・・・・・・・・ 5 ポイント 92%以下・・・・・・・・・・ 4 ポイント 94%以下・・・・・・・・・・ 3 ポイント 96%以下・・・・・・・・・・ 2 ポイント 98%以下・・・・・・・・・・ 1 ポイント
181	【鶏肉】 ・肉用鶏飼養における育成率（49日齢時における生存羽数／鶏群のえ付け羽数）が0. 2ポイント以上増加。 0. 6ポイント以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 0. 5ポイント以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 0. 4ポイント以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 0. 3ポイント以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 0. 2ポイント以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・直近 3 カ年の当該地区の育成率の平均値が都道府県の平均値と比較して102%以上。 110%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 108%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 106%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 104%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 102%以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント
182	【鶏肉】 ・肉用鶏飼養における飼料要求率が0. 25ポイント以上増加。 1. 00ポイント以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 0. 80ポイント以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 0. 65ポイント以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 0. 45ポイント以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 0. 25ポイント以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・直近 3 カ年の当該地区の飼料要求率の向上割合の平均値が都道府県の平均値と比較して102%以上。 110%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 108%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 106%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 104%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 102%以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント

183	【鶏肉】 ・肉用鶏飼養におけるブロイラー100羽当たり生産コストを8%以上削減。 19%以上・・・・・・・・・・10ポイント 16%以上・・・・・・・・・・8ポイント 13%以上・・・・・・・・・・6ポイント 11%以上・・・・・・・・・・4ポイント 8%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別184の成果目標を選択することはできない。	・直近3カ年の当該地区のブロイラー100羽当たりの生産コストの平均値が都道府県の平均値と比較して98%以下。 90%以下・・・・・・・・・・5ポイント 92%以下・・・・・・・・・・4ポイント 94%以下・・・・・・・・・・3ポイント 96%以下・・・・・・・・・・2ポイント 98%以下・・・・・・・・・・1ポイント
184	【鶏肉】 ・肉用鶏飼養におけるブロイラー100羽当たり労働時間を13%以上削減。 23%以上・・・・・・・・・・10ポイント 20%以上・・・・・・・・・・8ポイント 18%以上・・・・・・・・・・6ポイント 15%以上・・・・・・・・・・4ポイント 13%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別183の成果目標を選択することはできない。	・直近3カ年の当該地区のブロイラー100羽当たりの労働時間の平均値が都道府県の平均値と比較して98%以下。 90%以下・・・・・・・・・・5ポイント 92%以下・・・・・・・・・・4ポイント 94%以下・・・・・・・・・・3ポイント 96%以下・・・・・・・・・・2ポイント 98%以下・・・・・・・・・・1ポイント
185	【鶏肉】 ・肉用鶏飼養における49日齢時体重が0.25%以上増加。 1.00%以上・・・・・・・・・・10ポイント 0.80%以上・・・・・・・・・・8ポイント 0.65%以上・・・・・・・・・・6ポイント 0.45%以上・・・・・・・・・・4ポイント 0.25%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・直近3カ年の当該地区の49日齢時体重の平均値が都道府県の平均値と比較して102%以上。 110%以上・・・・・・・・・・5ポイント 108%以上・・・・・・・・・・4ポイント 106%以上・・・・・・・・・・3ポイント 104%以上・・・・・・・・・・2ポイント 102%以上・・・・・・・・・・1ポイント
186	【鶏卵】 ・採卵養鶏飼養における産卵率が0.3ポイント以上向上。 0.7ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 0.6ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 0.5ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 0.4ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 0.3ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別187の成果目標を選択することはできない。	・直近3カ年の当該地区の産卵率の平均値が都道府県の平均値と比較して102%以上。 110%以上・・・・・・・・・・5ポイント 108%以上・・・・・・・・・・4ポイント 106%以上・・・・・・・・・・3ポイント 104%以上・・・・・・・・・・2ポイント 102%以上・・・・・・・・・・1ポイント
187	【鶏卵】 ・採卵鶏における年間産卵量が0.25%以上増加。 1.00%以上・・・・・・・・・・10ポイント 0.80%以上・・・・・・・・・・8ポイント 0.65%以上・・・・・・・・・・6ポイント 0.45%以上・・・・・・・・・・4ポイント 0.25%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別186の成果目標を選択することはできない。	・直近3カ年の当該地区の産卵量の平均値が都道府県の平均値と比較して102.0%以上。 119.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 114.8%以上・・・・・・・・・・4ポイント 110.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント 106.3%以上・・・・・・・・・・2ポイント 102.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント
188	【鶏卵】 ・採卵鶏100羽当たり生産コストが8%以上削減。 19%以上・・・・・・・・・・10ポイント 16%以上・・・・・・・・・・8ポイント 13%以上・・・・・・・・・・6ポイント 10%以上・・・・・・・・・・4ポイント 8%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別189の成果目標を選択することはできない。	・直近3カ年の当該地区の採卵鶏100羽当たりの生産コストの平均値が都道府県の平均値と比較して98.0%以下。 88.0%以下・・・・・・・・・・5ポイント 90.5%以下・・・・・・・・・・4ポイント 93.0%以下・・・・・・・・・・3ポイント 95.5%以下・・・・・・・・・・2ポイント 98.0%以下・・・・・・・・・・1ポイント
189	【鶏卵】 ・採卵鶏100羽当たり労働時間が13%以上削減。	・直近3カ年の当該地区の採卵鶏100羽当たりの労働時間の平均値が都道府県の平均値と比較して98.0%以下。

		23%以上・・・・・・・・・・10ポイント 20%以上・・・・・・・・・・8ポイント 18%以上・・・・・・・・・・6ポイント 15%以上・・・・・・・・・・4ポイント 13%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別188の成果目標を選択することはできない。	80.0%以下・・・・・・・・・・5ポイント 84.5%以下・・・・・・・・・・4ポイント 89.0%以下・・・・・・・・・・3ポイント 93.5%以下・・・・・・・・・・2ポイント 98.0%以下・・・・・・・・・・1ポイント
	190	【鶏卵】 ・採卵鶏飼養における飼料要求率が0.25ポイント以上増加。 1.00ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 0.80ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 0.65ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 0.45ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 0.25ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・直近3カ年の当該地区の飼料要求率の向上割合が都道府県の平均値と比較して102%以上向上。 110%以上・・・・・・・・・・5ポイント 108%以上・・・・・・・・・・4ポイント 106%以上・・・・・・・・・・3ポイント 104%以上・・・・・・・・・・2ポイント 102%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	191	・実施地区における1戸当たりの農用地面積の平均値が全国の一戸当たり農用地面積の割合が100%以上。 160%以上・・・・・・・・・・10ポイント 140%以上・・・・・・・・・・8ポイント 120%以上・・・・・・・・・・6ポイント 110%以上・・・・・・・・・・4ポイント 100%以上・・・・・・・・・・2ポイント 又は、 ・実施地区における1頭当たりの農用地面積の平均値が全国の1頭当たり農用地面積の割合が102%以上。 110%以上・・・・・・・・・・10ポイント 108%以上・・・・・・・・・・8ポイント 106%以上・・・・・・・・・・6ポイント 104%以上・・・・・・・・・・4ポイント 102%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・現状の実施地区を含む地域の1戸当たり又は1頭当たりの農用地面積の平均値が直近3カ年の全国平均値と比較して120%以上。 160%以上・・・・・・・・・・3ポイント 140%以上・・・・・・・・・・2ポイント 120%以上・・・・・・・・・・1ポイント かつ、 ・各都道府県の直近3カ年平均値と比較して110%以上。 120%以上・・・・・・・・・・2ポイント 110%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	192	・事業実施地区の乳飼比(育成牛を含む)(＝総購入飼料費÷総生乳販売額×100)の平均値に対して2%以上削減。 10%以上・・・・・・・・・・10ポイント 8%以上・・・・・・・・・・8ポイント 6%以上・・・・・・・・・・6ポイント 4%以上・・・・・・・・・・4ポイント 2%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・事業実施地区を含む地域の乳飼比(育成牛を含む)の平均値が直近3カ年の全国平均値と比較して98%以下。 90%以下・・・・・・・・・・5ポイント 92%以下・・・・・・・・・・4ポイント 94%以下・・・・・・・・・・3ポイント 96%以下・・・・・・・・・・2ポイント 98%以下・・・・・・・・・・1ポイント
	193	・経営収支計画における農場譲渡後6年目の農業所得が、農場貸付期間中(1～3年目)の農業所得の平均より4%以上増加。 12%以上・・・・・・・・・・10ポイント 10%以上・・・・・・・・・・8ポイント 8%以上・・・・・・・・・・6ポイント 6%以上・・・・・・・・・・4ポイント 4%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・当該地区の畜産経営(酪農、繁殖、肥育)における農業所得の平均値が直近3カ年の全国平均値と比較して4%以上。 120%以上・・・・・・・・・・5ポイント 90%以上・・・・・・・・・・4ポイント 62%以上・・・・・・・・・・3ポイント 33%以上・・・・・・・・・・2ポイント 4%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	194	・実施地区における1戸当たりのTDN1kg当たりの自給飼料生産コストの平均値が全国平均値と比較して98%以下。 90%以下・・・・・・・・・・10ポイント 92%以下・・・・・・・・・・8ポイント 94%以下・・・・・・・・・・6ポイント 96%以下・・・・・・・・・・4ポイント 98%以下・・・・・・・・・・2ポイント	・現状の実施地区を含む地域におけるTDN1kg当たりの自給飼料生産コストが直近3カ年の全国平均値と比較して98%以下。 90%以下・・・・・・・・・・5ポイント 92%以下・・・・・・・・・・4ポイント 94%以下・・・・・・・・・・3ポイント 96%以下・・・・・・・・・・2ポイント 98%以下・・・・・・・・・・1ポイント
家畜改良増殖	195	【牛肉】 ・後代検定後、選抜種雄牛の産子の年間市場上場頭数が県有種雄牛産子中の上位10位以内。 3位以内・・・・・・・・・・10ポイント 4位以内・・・・・・・・・・8ポイント	・直近年度に産子の肥育成績が出る選抜種雄牛において、産子の肥育成績(日齢枝肉重量(g)または1日平均増体量(kg))の平均値が直近年度以前の過去2カ年に産子の肥育成績が出た選抜種雄牛産子の肥育成績平均値と比較して2.0%または4.0%以上高い。

	6 位以内 6 ポイント 8 位以内 4 ポイント 10位以内 2 ポイント	日齢枝肉重量 10.0%以上 . . 5 ポイント 8.0%以上 . . 4 ポイント 6.0%以上 . . 3 ポイント 4.0%以上 . . 2 ポイント 2.0%以上 . . 1 ポイント 1 日平均増体量 20.0%以上 . . 5 ポイント 16.0%以上 . . 4 ポイント 12.0%以上 . . 3 ポイント 8.0%以上 . . 2 ポイント 4.0%以上 . . 1 ポイント 又は、 ・直近年度に産子の肥育成績が出る選抜種雄牛雌産子において、直近年度の平均期待育種価（日齢枝肉重量（g））が直近年度の県内雌牛の平均期待育種価と比較して1.0%以上増加。 5.0%以上 5 ポイント 4.0%以上 4 ポイント 3.0%以上 3 ポイント 2.0%以上 2 ポイント 1.0%以上 1 ポイント
196	【牛肉】 ・繁殖供用した雌牛の平均初産月齢が0.5%以上短縮。 4.0%以上 10ポイント 3.0%以上 8 ポイント 2.0%以上 6 ポイント 1.0%以上 4 ポイント 0.5%以上 2 ポイント	・繁殖供用した雌牛の平均分娩間隔が0.5%以上短縮。 5.0%以上 5 ポイント 4.0%以上 4 ポイント 2.0%以上 3 ポイント 1.0%以上 2 ポイント 0.5%以上 1 ポイント
197	【牛肉】 ・選抜種雄牛の雌産子の平均推定育種価（日齢枝肉重量（g））が県内雌牛の平均推定育種価と比較して1.0%以上向上。 5.0%以上 10ポイント 4.0%以上 8 ポイント 3.0%以上 6 ポイント 2.0%以上 4 ポイント 1.0%以上 2 ポイント	・直近年度に繁殖供用できる選抜種雄牛の雌産子を繁殖供用し、その初産月齢または分娩間隔が0.5%以上短縮。 （初産月齢） 4.0%以上 5 ポイント 3.0%以上 4 ポイント 2.0%以上 3 ポイント 1.0%以上 2 ポイント 0.5%以上 1 ポイント （分娩間隔） 5.0%以上 5 ポイント 4.0%以上 4 ポイント 2.0%以上 3 ポイント 1.0%以上 2 ポイント 0.5%以上 1 ポイント 又は、 ・直近年度に選定された選抜種雄牛の雄産子を候補種雄牛として、直接検定における1日平均増体量（kg）が直近3カ年の県内平均値と比較して1.0%以上高い。 5.0%以上 5 ポイント 4.0%以上 4 ポイント 3.0%以上 3 ポイント 2.0%以上 2 ポイント 1.0%以上 1 ポイント
198	【牛肉】 ・各都道府県内において銘柄牛や美味しさの指標を取り入れる等の特色ある牛肉生産（家畜改良に資するものに限る）を行い、年間出荷量（kg）が0.8%以上増加。 1.6%以上 10ポイント 1.4%以上 8 ポイント 1.2%以上 6 ポイント 1.0%以上 4 ポイント 0.8%以上 2 ポイント	・直近年度に各都道府県内において銘柄牛や美味しさの指標を取り入れる等の特色ある牛肉生産（家畜改良に資するものに限る）を行い、直近過去3カ年の年間平均出荷量（kg）より0.8%以上増加。 1.6%以上 5 ポイント 1.4%以上 4 ポイント 1.2%以上 3 ポイント 1.0%以上 2 ポイント 0.8%以上 1 ポイント
199	【豚肉】 ・能力（1腹当たり産子数、離乳頭数、1日平均増体重、背脂肪の厚さ、ロース芯筋内脂肪含量、保水力、剪断力価、飼料要	・左記の能力について都道府県で独自に設定した値に対して1.0%以上向上。 2.4%以上 5 ポイント

	求率等のうち、把握可能な２項目以上について改良を行うものとする。）を1.0％以上向上。 2.4％以上・・・・・・・・・・10ポイント 2.0％以上・・・・・・・・・・8ポイント 1.7％以上・・・・・・・・・・6ポイント 1.4％以上・・・・・・・・・・4ポイント 1.0％以上・・・・・・・・・・2ポイント	2.0％以上・・・・・・・・・・4ポイント 1.7％以上・・・・・・・・・・3ポイント 1.4％以上・・・・・・・・・・2ポイント 1.0％以上・・・・・・・・・・1ポイント
200	【豚肉】 ・当該銘柄（事業実施地区内の養豚産業の品質向上、競争力強化に寄与するものであり、都道府県が推奨する銘柄又は今後、銘柄化が確実であるもの。以下【豚肉】において同じ。）の一腹当たりに係る生産量（産肉量）又は飼養頭数を４％以上増加。 8％以上・・・・・・・・・・10ポイント 7％以上・・・・・・・・・・8ポイント 6％以上・・・・・・・・・・6ポイント 5％以上・・・・・・・・・・4ポイント 4％以上・・・・・・・・・・2ポイント	・当該銘柄の一腹当たりに係る生産量（産肉量）又は飼養頭数について、都道府県における銘柄の過去５年間の生産量又は飼養頭数に対して４％以上多い。 8％以上・・・・・・・・・・5ポイント 7％以上・・・・・・・・・・4ポイント 6％以上・・・・・・・・・・3ポイント 5％以上・・・・・・・・・・2ポイント 4％以上・・・・・・・・・・1ポイント
201	【豚肉】 ・当該銘柄の生産量（産肉量）又は飼養頭数を５％以上増加。 20％以上・・・・・・・・・・10ポイント 16％以上・・・・・・・・・・8ポイント 13％以上・・・・・・・・・・6ポイント 9％以上・・・・・・・・・・4ポイント 5％以上・・・・・・・・・・2ポイント	・当該銘柄の生産量（産肉量）又は飼養頭数について、都道府県における銘柄の過去５年間の生産量に対して５％以上多い。 20％以上・・・・・・・・・・5ポイント 16％以上・・・・・・・・・・4ポイント 13％以上・・・・・・・・・・3ポイント 9％以上・・・・・・・・・・2ポイント 5％以上・・・・・・・・・・1ポイント
202	【豚肉】 ・当該銘柄豚１頭当たり物財費を３％以上削減。 7％以上・・・・・・・・・・10ポイント 6％以上・・・・・・・・・・8ポイント 5％以上・・・・・・・・・・6ポイント 4％以上・・・・・・・・・・4ポイント 3％以上・・・・・・・・・・2ポイント	・当該銘柄の物財費について、都道府県における銘柄の把握可能な直近年度の物財費に対して３％以上。 7％以上・・・・・・・・・・5ポイント 6％以上・・・・・・・・・・4ポイント 5％以上・・・・・・・・・・3ポイント 4％以上・・・・・・・・・・2ポイント 3％以上・・・・・・・・・・1ポイント
203	【豚肉】 ・当該銘柄豚１頭当たり労働時間を6.5％以上削減。 11.5％以上・・・・・・・・・・10ポイント 10.0％以上・・・・・・・・・・8ポイント 9.0％以上・・・・・・・・・・6ポイント 7.5％以上・・・・・・・・・・4ポイント 6.5％以上・・・・・・・・・・2ポイント	・当該銘柄の労働時間について都道府県における銘柄豚の把握可能な直近年度の労働時間に対して6.5％以上。 11.5％以上・・・・・・・・・・5ポイント 10.0％以上・・・・・・・・・・4ポイント 9.0％以上・・・・・・・・・・3ポイント 7.5％以上・・・・・・・・・・2ポイント 6.5％以上・・・・・・・・・・1ポイント
204	【鶏肉】 ・能力（飼料要求率、49日齢時体重等）が現在値に対して1.0％以上向上。 2.4％以上・・・・・・・・・・10ポイント 2.0％以上・・・・・・・・・・8ポイント 1.7％以上・・・・・・・・・・6ポイント 1.4％以上・・・・・・・・・・4ポイント 1.0％以上・・・・・・・・・・2ポイント	・能力について都道府県が独自に設定した値に対して１％以上高い。 25％以上・・・・・・・・・・5ポイント 19％以上・・・・・・・・・・4ポイント 13％以上・・・・・・・・・・3ポイント 7％以上・・・・・・・・・・2ポイント 1％以上・・・・・・・・・・1ポイント
205	【鶏肉】 ・当該銘柄（事業実施地区内の養鶏産業の競争力強化・品質向上に寄与するものであり、改良増殖に資する取組を行う家畜の銘柄。以下【鶏肉】において同じ。）の飼養羽数又は生産量（産肉量）が現在値に対して５％以上増加。 25％以上・・・・・・・・・・10ポイント 20％以上・・・・・・・・・・8ポイント 15％以上・・・・・・・・・・6ポイント 10％以上・・・・・・・・・・4ポイント 5％以上・・・・・・・・・・2ポイント	・当該銘柄の飼養羽数又は生産量（産肉量）について都道府県が独自に設定した値に対して５％以上多い。 65％以上・・・・・・・・・・5ポイント 50％以上・・・・・・・・・・4ポイント 35％以上・・・・・・・・・・3ポイント 20％以上・・・・・・・・・・2ポイント 5％以上・・・・・・・・・・1ポイント

206	【鶏肉】 ・当該銘柄100羽当たりの生産コストが現在値に対して4.0%以上削減。 9.5%以上・・・・・・・・・・10ポイント 8.0%以上・・・・・・・・・・8ポイント 6.5%以上・・・・・・・・・・6ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・4ポイント 4.0%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別207の成果目標を選択することはできない。	・当該銘柄100羽当たりの生産コストが直近3カ年の平均よりも4.0%以上削減。 9.5%以上・・・・・・・・・・5ポイント 8.0%以上・・・・・・・・・・4ポイント 6.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・2ポイント 4.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント
207	【鶏肉】 ・当該銘柄100羽当たりの労働時間が現在値に対して6.5%以上削減。 11.5%以上・・・・・・・・・・10ポイント 10.0%以上・・・・・・・・・・8ポイント 9.0%以上・・・・・・・・・・6ポイント 7.5%以上・・・・・・・・・・4ポイント 6.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別206の成果目標を選択することはできない。	・当該銘柄100羽当たりの労働時間が直近3カ年の平均よりも6.5%以上削減。 11.5%以上・・・・・・・・・・5ポイント 10.0%以上・・・・・・・・・・4ポイント 9.0%以上・・・・・・・・・・3ポイント 7.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 6.5%以上・・・・・・・・・・1ポイント
208	【鶏卵】 ・能力（飼料要求率、年間産卵量等）が現在値に対して1.0%以上向上。 2.4%以上・・・・・・・・・・10ポイント 2.0%以上・・・・・・・・・・8ポイント 1.7%以上・・・・・・・・・・6ポイント 1.4%以上・・・・・・・・・・4ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・能力（飼料要求率、年間産卵量等）について都道府県が独自に設定した値に対して1.0%以上高い。 2.4%以上・・・・・・・・・・5ポイント 2.0%以上・・・・・・・・・・4ポイント 1.7%以上・・・・・・・・・・3ポイント 1.4%以上・・・・・・・・・・2ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント
209	【鶏卵】 ・当該銘柄（事業実施地区内の養鶏産業の競争力強化・品質向上に寄与するものであり、改良増殖に資する取組を行う家畜の銘柄。以下【鶏卵】において同じ。）の飼養羽数又は鶏卵の生産量が現在値に対して5%以上増加。 25%以上・・・・・・・・・・10ポイント 20%以上・・・・・・・・・・8ポイント 15%以上・・・・・・・・・・6ポイント 10%以上・・・・・・・・・・4ポイント 5%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・当該銘柄の飼養羽数又は鶏卵の生産量が都道府県が独自に設定した値に対して5%以上多い。 25%以上・・・・・・・・・・5ポイント 20%以上・・・・・・・・・・4ポイント 15%以上・・・・・・・・・・3ポイント 10%以上・・・・・・・・・・2ポイント 5%以上・・・・・・・・・・1ポイント
210	【鶏卵】 ・当該銘柄100羽当たりの生産コストが現在値に対して4.0%以上削減。 9.5%以上・・・・・・・・・・10ポイント 8.0%以上・・・・・・・・・・8ポイント 6.5%以上・・・・・・・・・・6ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・4ポイント 4.0%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別211の成果目標を選択することはできない。	・当該銘柄100羽当たりの生産コストが直近3カ年の平均よりも4.0%以上削減。 9.5%以上・・・・・・・・・・5ポイント 8.0%以上・・・・・・・・・・4ポイント 6.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・2ポイント 4.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント
211	【鶏卵】 ・当該銘柄100羽当たりの労働時間が現在値に対して6.5%以上削減。 11.5%以上・・・・・・・・・・10ポイント 10.0%以上・・・・・・・・・・8ポイント 9.0%以上・・・・・・・・・・6ポイント 7.5%以上・・・・・・・・・・4ポイント 6.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別210	・当該銘柄100羽当たりの労働時間が直近3カ年の平均よりも6.5%以上削減。 11.5%以上・・・・・・・・・・5ポイント 10.0%以上・・・・・・・・・・4ポイント 9.0%以上・・・・・・・・・・3ポイント 7.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 6.5%以上・・・・・・・・・・1ポイント

		の成果目標を選択することはできない。	
212	【特用家畜のうち地鶏等の家さん】 ・当該家畜（当該銘柄（事業実施地区内の産業の競争力強化・品質向上に寄与するものであり、改良増殖に資する取組を行う特用家畜の銘柄。以下【特用家畜】において同じ。）の飼養羽数又は生産量（産肉量）が現在値に対して25%以上増加。 125%以上・・・・・・・・・・10ポイント 100%以上・・・・・・・・・・8ポイント 75%以上・・・・・・・・・・6ポイント 50%以上・・・・・・・・・・4ポイント 25%以上・・・・・・・・・・2ポイント 【馬及び特用家畜】 ・事業実施地区を含む地域の当該家畜の飼養頭羽数又は生産量（産肉量）が都道府県の定める目標頭数に対して60%以上増加。 140%以上・・・・・・・・・・10ポイント 120%以上・・・・・・・・・・8ポイント 100%以上・・・・・・・・・・6ポイント 80%以上・・・・・・・・・・4ポイント 60%以上・・・・・・・・・・2ポイント	【特用家畜】 ・当該家畜（当該銘柄）の農家1戸当たりの飼養頭羽数又は生産量（産肉量）の全国平均値（ただし、全国平均値がない場合は都道府県で独自に設定）に対して5.0%以上多い。 122.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 92.8%以上・・・・・・・・・・4ポイント 63.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント 34.3%以上・・・・・・・・・・2ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント 【馬】 ・現状の地区の生産技術（生産率）が平成15年度から平成17年度までの全国平均値と比較して0.5%以上高い。 2.5%以上・・・・・・・・・・5ポイント 2.0%以上・・・・・・・・・・4ポイント 1.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・2ポイント 0.5%以上・・・・・・・・・・1ポイント	
213	【馬】 ・馬の生産技術（生産率）を現状値に対して0.5ポイント以上向上。ただし、馬の生産技術（生産率）の全国平均値又は都道府県で独自に設定した数値以上の取組とする。 2.5ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 2.0ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 1.5ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 1.0ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 0.5ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント 【地鶏等を除く特用家畜】 ・当該家畜（当該銘柄）の能力を0.5%以上向上。ただし、能力については家畜改良増殖目標に定めてあるものとし、全国平均値又は都道府県独自に設定した数値以上の取組とする。 2.5%以上・・・・・・・・・・10ポイント 2.0%以上・・・・・・・・・・8ポイント 1.5%以上・・・・・・・・・・6ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・4ポイント 0.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント	【馬】 ・現状の地区の生産技術（生産率）が平成15年度から平成17年度までの全国平均値と比較して0.5%以上高い。 2.5%以上・・・・・・・・・・5ポイント 2.0%以上・・・・・・・・・・4ポイント 1.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・2ポイント 0.5%以上・・・・・・・・・・1ポイント 【地鶏等を除く特用家畜】 ・農家1戸当たりの当該家畜の飼養頭羽数、農家1戸当たりの当該家畜の生産量の全国平均値（ただし、全国平均値がない場合は、都道府県で独自に設定）に対して5.0%以上多い。 15.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 12.5%以上・・・・・・・・・・4ポイント 10.0%以上・・・・・・・・・・3ポイント 7.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント	
214	【馬及び特用家畜】 ・当該家畜（当該銘柄）の生産コストが現在値に対して5%以上削減。ただし、地域における直近3年間平均生産コスト以下の取組とする。 12%以上・・・・・・・・・・10ポイント 10%以上・・・・・・・・・・8ポイント 8%以上・・・・・・・・・・6ポイント 7%以上・・・・・・・・・・4ポイント 5%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別215の成果目標を選択することはできない。	【馬及び特用家畜】 ・当該家畜（当該銘柄）の生産コストが直近3カ年の平均よりも5%以上削減。 12%以上・・・・・・・・・・5ポイント 10%以上・・・・・・・・・・4ポイント 8%以上・・・・・・・・・・3ポイント 7%以上・・・・・・・・・・2ポイント 5%以上・・・・・・・・・・1ポイント	
215	【馬及び特用家畜】 ・当該家畜（当該銘柄）の労働時間が現在値に対して5%以上削減。ただし、地域における直近3年間平均労働時間以下の取組とする。 25%以上・・・・・・・・・・10ポイント 20%以上・・・・・・・・・・8ポイント 15%以上・・・・・・・・・・6ポイント 10%以上・・・・・・・・・・4ポイント 5%以上・・・・・・・・・・2ポイント	【馬及び特用家畜】 ・当該家畜（当該銘柄）の労働時間が直近3カ年の平均よりも5.0%以上削減。 68.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 52.3%以上・・・・・・・・・・4ポイント 36.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント 20.8%以上・・・・・・・・・・2ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント	

		※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別214の成果目標を選択することはできない。	
飼料増産	216	・組織の飼料収穫・収集・受託面積・放牧面積の県又は市町村平均と比較した割合が直近年から5ポイント以上増加。 30ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・組織の飼料収穫・収集・受託面積・放牧面積が県又は市町村平均と比較して100%以上。 120%以上・・・・・・・・・・5ポイント 115%以上・・・・・・・・・・4ポイント 110%以上・・・・・・・・・・3ポイント 105%以上・・・・・・・・・・2ポイント 100%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	217	・受益地区や組織の単収の県又は市町村平均と比較した割合が直近年から4ポイント以上増加。 （本交付金で整備する施設等が地区内の農業者が広く利用するものの場合は「受益地区」、事業実施主体の構成員内で利用するものの場合は「組織」を設定基準とすること。） 20ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 16ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 8ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・受益地区や組織の単収が県又は市町村平均と比較して100.0%以上。 134.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 125.5%以上・・・・・・・・・・4ポイント 117.0%以上・・・・・・・・・・3ポイント 108.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 100.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	218	・受益地区や組織の労働時間が県又は市町村平均と比較して4%以上削減。 （本交付金で整備する施設等が地区内の農業者が広く利用するものの場合は「受益地区」、事業実施主体の構成員内で利用するものの場合は「組織」を設定基準とすること。） 20%以上・・・・・・・・・・10ポイント 16%以上・・・・・・・・・・8ポイント 12%以上・・・・・・・・・・6ポイント 8%以上・・・・・・・・・・4ポイント 4%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・受益地区や組織の労働時間が県又は市町村平均と比較して100%以下。 64%以下・・・・・・・・・・5ポイント 73%以下・・・・・・・・・・4ポイント 82%以下・・・・・・・・・・3ポイント 91%以下・・・・・・・・・・2ポイント 100%以下・・・・・・・・・・1ポイント
飼料増産（地域未利用資源の飼料利用）	219	・受益農家における濃厚飼料中の未利用資源の利用率が、直近の全国の利用率（ただし、地域で算出された未利用資源の利用率を用いても可。）に対して2ポイント以上拡大。 10ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 8ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 2ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・受益農家における濃厚飼料中の未利用資源の利用率が、全国の数値（ただし、地域で算出された未利用資源の利用率を用いても可。）の100%以上。 110.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 107.5%以上・・・・・・・・・・4ポイント 105.0%以上・・・・・・・・・・3ポイント 102.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 100.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	220	・未利用資源の排出事業者における飼料化率が、直近の全国の飼料化率（ただし、地域で算出された未利用資源の飼料化率を用いても可。）に対して2ポイント以上拡大。 10ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 8ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 2ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・未利用資源の排出事業者における飼料化率が、全国の数値（ただし、地域で算出された未利用資源の飼料化率を用いても可。）の100.0%以上。 123.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 117.3%以上・・・・・・・・・・4ポイント 111.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント 105.8%以上・・・・・・・・・・2ポイント 100.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	221	・受益農家における飼料コスト（濃厚飼料相当の飼料購入費）が、直近の全国の数値（ただし、地域で算出され飼料コストの数値を用いても可。）の平均に対して0.5%以上削減。 4.5%以上・・・・・・・・・・10ポイント 3.5%以上・・・・・・・・・・8ポイント 2.5%以上・・・・・・・・・・6ポイント 1.5%以上・・・・・・・・・・4ポイント 0.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・受益農家における飼料コスト（濃厚飼料相当の飼料購入費）が、全国の数値（ただし、地域で算出された飼料コストを用いても可。）の100%以下。 96%以下・・・・・・・・・・5ポイント 97%以下・・・・・・・・・・4ポイント 98%以下・・・・・・・・・・3ポイント 99%以下・・・・・・・・・・2ポイント 100%以下・・・・・・・・・・1ポイント
	222	・受益地区や組織の労働時間が県又は市町村平均と比較して4	・受益地区や組織の労働時間が県又は市町村平均と比較し

		%以上削減。 （本交付金で整備する施設等が地区内の農業者が広く利用するものの場合は「受益地区」、事業実施主体の構成員内で利用するものの場合は「組織」を設定基準とすること。） 20%以上・・・・・・・・・・10ポイント 16%以上・・・・・・・・・・8ポイント 12%以上・・・・・・・・・・6ポイント 8%以上・・・・・・・・・・4ポイント 4%以上・・・・・・・・・・2ポイント	て100%以下。 80%以下・・・・・・・・・・5ポイント 85%以下・・・・・・・・・・4ポイント 90%以下・・・・・・・・・・3ポイント 95%以下・・・・・・・・・・2ポイント 100%以下・・・・・・・・・・1ポイント
食肉等流通体制整備	223	【牛肉・豚肉】 ・産地食肉センターの1日当たりの平均処理頭数（牛及び馬は1頭につき豚4頭に換算する。以下「肥育豚換算」という。）を10%以上増加。 ただし、目標年度における1日当たりの平均処理頭数が1,120頭以上であることとする。 30%以上・・・・・・・・・・10ポイント 25%以上・・・・・・・・・・8ポイント 20%以上・・・・・・・・・・6ポイント 15%以上・・・・・・・・・・4ポイント 10%以上・・・・・・・・・・2ポイント 又は、 ・新たに取り組む場合にあっては1日当たりの平均処理頭数（肥育豚換算）が1,120頭以上。 （平均処理頭数＝年間処理頭数（肥育豚換算）÷稼働日数（245日）） 1,680頭以上・・・・・・・・・・10ポイント 1,540頭以上・・・・・・・・・・8ポイント 1,400頭以上・・・・・・・・・・6ポイント 1,260頭以上・・・・・・・・・・4ポイント 1,120頭以上・・・・・・・・・・2ポイント	・事業を実施する産地食肉センターの1日当たりの平均処理頭数が900頭以上。 ただし、再編整備を伴うものについては、統合する施設の処理頭数を加えるものとする。 （平均処理頭数＝年間処理頭数（肥育豚換算）÷稼働日数（245日）） 1,400頭以上・・・・・・・・・・5ポイント 1,260頭以上・・・・・・・・・・4ポイント 1,120頭以上・・・・・・・・・・3ポイント 1,000頭以上・・・・・・・・・・2ポイント 900頭以上・・・・・・・・・・1ポイント
	224	【牛肉・豚肉】 ・産地食肉センターの年間の牛と畜頭数における輸出向けの牛のと畜頭数の割合を4%以上に増加。 ただし、施設整備により輸出が可能となる国・地域に輸出する牛の頭数に限る。 8%以上・・・・・・・・・・10ポイント 7%以上・・・・・・・・・・8ポイント 6%以上・・・・・・・・・・6ポイント 5%以上・・・・・・・・・・4ポイント 4%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・事業を実施する産地食肉センターの年間の牛と畜頭数における輸出向けの牛のと畜頭数の割合について以下のとおり。 ただし、施設整備により輸出が可能となる国・地域に輸出する牛の頭数に限る。 5%未満・・・・・・・・・・5ポイント 5%以上6%未満・・・・・・・・・・4ポイント 6%以上7%未満・・・・・・・・・・3ポイント 7%以上8%未満・・・・・・・・・・2ポイント 8%以上9%未満・・・・・・・・・・1ポイント
	225	【牛肉・豚肉】 ・産地食肉センターの1頭当たりの部分肉処理コストを5%以上削減。（処理コスト：部分肉処理加工部門における水道光熱費、修繕費、消耗品器具費、減価償却費、労務費、管理費、その他必要な経費を計上） 25%以上・・・・・・・・・・10ポイント 20%以上・・・・・・・・・・8ポイント 15%以上・・・・・・・・・・6ポイント 10%以上・・・・・・・・・・4ポイント 5%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・事業を実施する産地食肉センターの1頭当たりの部分肉処理コストが、 1 牛 18,400円以下・・・・・・・・・・5ポイント 19,550円以下・・・・・・・・・・4ポイント 20,700円以下・・・・・・・・・・3ポイント 21,850円以下・・・・・・・・・・2ポイント 23,000円以下・・・・・・・・・・1ポイント 2 豚 1,840円以下・・・・・・・・・・5ポイント 1,955円以下・・・・・・・・・・4ポイント 2,070円以下・・・・・・・・・・3ポイント 2,185円以下・・・・・・・・・・2ポイント 2,300円以下・・・・・・・・・・1ポイント
	226	【牛肉・豚肉】 ・産地食肉センターの部分肉仕向割合を2.5ポイント以上増加。 12.5ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 10.0ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント	・事業を実施する産地食肉センターの部分肉仕向割合が、 1 牛の場合 60.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 57.5%以上・・・・・・・・・・4ポイント

	7.5ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 5.0ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 2.5ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	55.0%以上・・・・・・・・・・3ポイント 52.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 50.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント 2 豚の場合 80.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 77.5%以上・・・・・・・・・・4ポイント 75.0%以上・・・・・・・・・・3ポイント 72.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 70.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント
227	【家畜流通】 ・年間の家畜取引頭数を1.0%以上増加。 25.0%以上・・・・・・・・・・10ポイント 15.0%以上・・・・・・・・・・8ポイント 10.0%以上・・・・・・・・・・6ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・4ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・事業を実施する家畜市場の年間取引頭数が8,000頭以上。 ただし、合併等により市場の統合をする場合は合算した取引頭数とする。 10,000頭以上・・・・・・・・・・5ポイント 9,500頭以上・・・・・・・・・・4ポイント 9,000頭以上・・・・・・・・・・3ポイント 8,500頭以上・・・・・・・・・・2ポイント 8,000頭以上・・・・・・・・・・1ポイント
228	【家畜流通】 ・開催1回当たりの平均取引頭数が250頭以上。 ただし現況を下回る目標は認めない。 450頭以上・・・・・・・・・・10ポイント 400頭以上・・・・・・・・・・8ポイント 350頭以上・・・・・・・・・・6ポイント 300頭以上・・・・・・・・・・4ポイント 250頭以上・・・・・・・・・・2ポイント	・年間開催回数（毎月1回以上）が12回以上。 36回以上・・・・・・・・・・5ポイント 30回以上・・・・・・・・・・4ポイント 24回以上・・・・・・・・・・3ポイント 18回以上・・・・・・・・・・2ポイント 12回以上・・・・・・・・・・1ポイント
229	【家畜流通】 ・牛換算100頭当たり取引コストを1.0%以上削減。 10.0%以上・・・・・・・・・・10ポイント 7.5%以上・・・・・・・・・・8ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・6ポイント 2.5%以上・・・・・・・・・・4ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・再編整備地域内の市場流通占有割合が20%以上。 80%以上・・・・・・・・・・5ポイント 65%以上・・・・・・・・・・4ポイント 50%以上・・・・・・・・・・3ポイント 35%以上・・・・・・・・・・2ポイント 20%以上・・・・・・・・・・1ポイント
230	【鶏肉】 ・鶏もも肉1kg当たりの販売価格を1.0%以上増加。 10.0%以上・・・・・・・・・・10ポイント 7.5%以上・・・・・・・・・・8ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・6ポイント 2.5%以上・・・・・・・・・・4ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・直近3カ年の鶏もも肉1kgの卸売価格の平均と比較して1.0%以上。 10.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 7.5%以上・・・・・・・・・・4ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・3ポイント 2.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント
231	【鶏肉】 ・受益農家の出荷羽数を1%以上増加。 10.0%以上・・・・・・・・・・10ポイント 7.5%以上・・・・・・・・・・8ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・6ポイント 2.5%以上・・・・・・・・・・4ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・受益農家全体の年間出荷羽数がブロイラーにあつては600万羽以上、成鶏にあつては200万羽以上。（ただし、再編整備を伴う場合には、統合する施設の受益農家の出荷羽数を加えるものとする） （ブロイラーにあつては、） 660万羽以上・・・・・・・・・・5ポイント 645万羽以上・・・・・・・・・・4ポイント 630万羽以上・・・・・・・・・・3ポイント 615万羽以上・・・・・・・・・・2ポイント 600万羽以上・・・・・・・・・・1ポイント （成鶏にあつては、） 220万羽以上・・・・・・・・・・5ポイント 215万羽以上・・・・・・・・・・4ポイント 210万羽以上・・・・・・・・・・3ポイント 205万羽以上・・・・・・・・・・2ポイント 200万羽以上・・・・・・・・・・1ポイント
232	【鶏肉】	・生体1kg当たりの平均処理加工費用50円と比較して1.0%

		・ 1 万羽当たり処理・加工コストを 1 %以上削減。 10.0%以上・・・・・・・・・・10ポイント 7.5%以上・・・・・・・・・・8 ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・6 ポイント 2.5%以上・・・・・・・・・・4 ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・2 ポイント	以上低い。 11.0%以下・・・・・・・・・・5 ポイント 8.5%以下・・・・・・・・・・4 ポイント 6.0%以下・・・・・・・・・・3 ポイント 3.5%以下・・・・・・・・・・2 ポイント 1.0%以下・・・・・・・・・・1 ポイント
	233	【鶏卵】 ・ 鶏卵 1 kg 当たりの販売価格を1.0%以上増加。 10.0%以上・・・・・・・・・・10ポイント 7.5%以上・・・・・・・・・・8 ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・6 ポイント 2.5%以上・・・・・・・・・・4 ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・2 ポイント	・ 直近 6 年間の農家販売価格の平均と比較して1.0%以上。 10.0%以上・・・・・・・・・・5 ポイント 7.5%以上・・・・・・・・・・4 ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・3 ポイント 2.5%以上・・・・・・・・・・2 ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・1 ポイント
	234	【鶏卵】 ・ 事業実施主体の鶏卵販売量を1.0%以上増加。 10.0%以上・・・・・・・・・・10ポイント 7.5%以上・・・・・・・・・・8 ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・6 ポイント 2.5%以上・・・・・・・・・・4 ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・2 ポイント	・ 1 日当たりの鶏卵販売量が10トン以上。（ただし、再編整備を伴う場合には、統合する施設の販売量を加えるものとする。） 61トン以上・・・・・・・・・・5 ポイント 48トン以上・・・・・・・・・・4 ポイント 36トン以上・・・・・・・・・・3 ポイント 23トン以上・・・・・・・・・・2 ポイント 10トン以上・・・・・・・・・・1 ポイント
	235	【鶏卵】 ・ 鶏卵100kg 当たり処理コストを1.0%以上削減。 10.0%以上・・・・・・・・・・10ポイント 7.5%以上・・・・・・・・・・8 ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・6 ポイント 2.5%以上・・・・・・・・・・4 ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・2 ポイント	・ 鶏卵100kg 当たりの全国平均処理コスト2,879円より1.0%以上低い。 30.0%以上・・・・・・・・・・5 ポイント 22.8%以上・・・・・・・・・・4 ポイント 15.5%以上・・・・・・・・・・3 ポイント 8.3%以上・・・・・・・・・・2 ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・1 ポイント
	236	【鶏卵】 ・ 鶏卵処理施設内における廃棄ロスの割合を0.2ポイント以上低減。 1.0ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 0.8ポイント以上・・・・・・・・・・8 ポイント 0.6ポイント以上・・・・・・・・・・6 ポイント 0.4ポイント以上・・・・・・・・・・4 ポイント 0.2ポイント以上・・・・・・・・・・2 ポイント	・ 鶏卵処理施設内における廃棄ロスの割合が2.00%以下。 1.00%以下・・・・・・・・・・5 ポイント 1.25%以下・・・・・・・・・・4 ポイント 1.50%以下・・・・・・・・・・3 ポイント 1.75%以下・・・・・・・・・・2 ポイント 2.00%以下・・・・・・・・・・1 ポイント
草地環境基盤整備対策	237	・ 飼料自給率の増加割合が事業実施前に対して 5 ポイント以上増加。 15ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 13ポイント以上・・・・・・・・・・8 ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・6 ポイント 7 ポイント以上・・・・・・・・・・4 ポイント 5 ポイント以上・・・・・・・・・・2 ポイント	・ 飼料自給率（直近単年度）の全国平均値（ただし、事業実施地区を含む地域で算出された数値を用いても可。）に対して100.0%以上。 182.0%以上・・・・・・・・・・5 ポイント 161.5%以上・・・・・・・・・・4 ポイント 141.0%以上・・・・・・・・・・3 ポイント 120.5%以上・・・・・・・・・・2 ポイント 100.0%以上・・・・・・・・・・1 ポイント
	238	・ 家畜飼養頭数又は畜産物出荷量（公共牧場にあつては、利用頭数、採草供給量）の増加割合が事業実施前に対して 8 %以上増加。 16%以上・・・・・・・・・・10ポイント 14%以上・・・・・・・・・・8 ポイント 12%以上・・・・・・・・・・6 ポイント 10%以上・・・・・・・・・・4 ポイント 8 %以上・・・・・・・・・・2 ポイント	・ 1 戸当たりの家畜飼養頭数又は畜産物出荷量（直近単年度）の全国平均値（ただし、事業実施地区を含む地域で算出された数値を用いても可。）に対して100.0%以上。 181.0%以上・・・・・・・・・・5 ポイント 160.8%以上・・・・・・・・・・4 ポイント 140.5%以上・・・・・・・・・・3 ポイント 120.3%以上・・・・・・・・・・2 ポイント 100.0%以上・・・・・・・・・・1 ポイント ・ 公共牧場にあつては、事業実施前の利用率に対して100.0%以上。 181.0%以上・・・・・・・・・・5 ポイント 160.8%以上・・・・・・・・・・4 ポイント

			140.5%以上・・・・・・・・・・・・・3ポイント 120.3%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント 100.0%以上・・・・・・・・・・・・・1ポイント
239	・労働時間が事業実施前に対して2%以上減少。 10%以上・・・・・・・・・・・・・10ポイント 8%以上・・・・・・・・・・・・・8ポイント 6%以上・・・・・・・・・・・・・6ポイント 4%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 2%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント	・労働時間が（直近単年度）の北海道・都府県の平均値（ただし、地域で算出された数値を用いても可。）に対して100%以下。 80%以下・・・・・・・・・・・・・5ポイント 85%以下・・・・・・・・・・・・・4ポイント 90%以下・・・・・・・・・・・・・3ポイント 95%以下・・・・・・・・・・・・・2ポイント 100%以下・・・・・・・・・・・・・1ポイント	
240	・堆肥の農地還元量の向上割合が事業実施前に対して5ポイント以上増加。 25ポイント以上・・・・・・・・・・・・・10ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・・・・8ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・・・・6ポイント 7ポイント以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント	・堆肥の還元農用地において、土壌に投入される肥料成分量のうちたい肥から供給される成分量の割合が5.0%以上。 26.0%以上・・・・・・・・・・・・・5ポイント 20.8%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 15.5%以上・・・・・・・・・・・・・3ポイント 10.3%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・・・・1ポイント	

別表 2－2（経営力の強化）

メニュー	達成すべき成果目標基準	ポイント
新規就農者の育成・確保	【研修教育基幹施設整備】	達成すべき成果目標の基準の欄の1、2、3のうち1つ又は2つを選択し、それぞれのポイントを加えた合計
	1 新規学卒就農者率の向上 卒業生に占める新規就農者の割合が現状より増加すること。	・卒業生に占める新規就農者の割合の増加について 6ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 4ポイント以上6ポイント未満・・・・6ポイント 2ポイント以上4ポイント未満・・・・4ポイント 2ポイント未満・・・・・・・・・・2ポイント ※上記のポイントに加え、以下の場合には4ポイントを加算 ・現状の卒業生に占める新規就農者の割合が、全国平均より大きい場合 ※※上記のポイントに加え、以下のいずれかにより3ポイントを加算 ① 農業研修教育の取組について、農業改良助長法（昭和23年法律第165号）第7条第5項に掲げる「協同農業普及事業の実施に関する方針」に記載されている場合 ② 就農に向けた計画指導等を担当する専任職員を配置 ③ 有機農業の授業を導入 ④ 輸出促進関連授業の導入 ⑤ 当該施設の導入により重点課題における普及指導課題の30%以上が解決されること ⑥ 目標時の新規就農者に占める認定就農者の割合が30%以上
	2 新規就農者の育成 新規就農希望者を対象とした研修教育修了者が新規就農すること。	・新規就農希望者を対象とした研修教育修了者のうちの新規就農者数について 9名以上・・・・・・・・・・8ポイント 6名～8名・・・・・・・・・・6ポイント 3名～5名・・・・・・・・・・4ポイント 3名未満・・・・・・・・・・2ポイント ※上記のポイントに加え、以下の場合には4ポイントを加算 ・目標時の新規就農者に占める認定就農者の割合が30%以上の場合 ※※上記のポイントに加え、以下のいずれかにより3ポイントを加算 ① 農業研修教育の取組について、農業改良助長法（昭和23年法律第165号）第7条第5項に掲げる「協同農業普及事業の実施に関する方針」に記載されている場合 ② 就農に向けた計画指導等を担当する専任職員を配置 ③ 有機農業の授業を導入 ④ 2以上の研修コースを設置 ⑤ 農業者等の組織する団体が研修教育を実施する場合
	3 農業者のスキルアップ （1）又は（2）のどちらか1つのみ選択が可能。 （1）当該地域における農業者のうち研修受講者数が現状より増加すること。	・研修受講者の増加数について 80名以上・・・・・・・・・・8ポイント 40名～79名・・・・・・・・・・6ポイント 10名～39名・・・・・・・・・・4ポイント 10名未満・・・・・・・・・・2ポイント ※上記のポイントに加え、以下の場合には4ポイントを加算 ・目標時の研修受講者に占める認定就農者及び認定農業者の割合が40%以上の場合 ※※上記のポイントに加え、以下のいずれかにより3ポイントを加算 ① 農業研修教育の取組について、農業改良助長法（昭和23年法律第165号）第7条第5項に掲げる「協同農業普及事業の実施に関する方針」に記載されている場合 ② 有機農業の授業を導入 ③ 輸出促進関連授業の導入

		④ 2以上の研修コースを設置 ⑤ 新たな製品開発に向けた加工技術に関する授業の導入
	(2) 2の研修教育修了者で新規就農した者のうち新規就農者向け研修受講者が増加すること	・2の研修教育修了者で新規就農した者のうち新規就農者向け研修を受ける者の割合について 60%以上・・・・・・・・・・8ポイント 40%以上60%未満・・・・・・6ポイント 20%以上40%未満・・・・・・4ポイント 20%未満・・・・・・・・・・2ポイント ※上記のポイントに加え、以下の場合には4ポイントを加算 ・目標時の研修受講者に占める認定就農者及び認定農業者の割合が40%以上の場合 ※※上記のポイントに加え、以下のいずれかにより3ポイントを加算 ① 農業研修教育の取組について、農業改良助長法（昭和23年法律第165号）第7条第5項に掲げる「協同農業普及事業の実施に関する方針」に記載されている場合 ② 有機農業の授業を導入 ③ 輸出促進関連授業の導入 ④ 2以上の研修コースを設置 ⑤ 新たな製品開発に向けた加工技術に関する授業の導入

別表 2－3（食品流通の合理化）
「達成すべき成果目標基準」をいずれか2つまで選択できる。

メニュー	達成すべき成果目標基準	ポイント	
安全・安心な 市場流通	【環境負荷の軽減】 ・売場施設における二酸化窒素の大気濃度の環境基準値を100とした場合の指数値、浮遊粒子状物質の大気濃度の環境基準値を100とした場合の指数値の平均が41.7以下	・指数値の平均が 27.4以下・・・7ポイント 27.5～41.7・・・3ポイント	該当する以下のいずれか1つ又は2つの加算を行う（1つのメニュー内で「達成すべき成果目標基準」を1つ選択する場合は1つを加算する。同一のメニュー内で2つの「達成すべき成果目標基準」を選択する場合は異なる2つを加算する。）。
	【物品鮮度の保持】 ・低温売場販売率（低温売場での販売金額／全売場での販売金額）が低温売場面積率（低温売場面積／全売場面積）を1.8ポイント以上超過	・超過ポイント数が 4.9以上・・・7ポイント 1.8～4.8・・・3ポイント	
	【物品評価の改善】 ・全国を100とした場合の卸売単価（販売金額／販売数量）の指数値が施設整備前の値を1.2ポイント以上超過 ※ 施設整備市場の卸売単価は青果物では全中央卸売市場の野菜、果物、水産物では全中央卸売市場の生鮮魚、冷凍魚、塩干加工、食肉では全中央卸売市場の牛、豚、花きでは全中央卸売市場の切花、枝もの、鉢ものの取扱金額で加重平均し算出すること。 ・廃棄される物品の量を15.3%以上削減	・超過ポイント数が 2.4以上・・・7ポイント 1.2～2.3・・・3ポイント ・廃棄物品量の削減率が 39.5%以上・・・7ポイント 15.3～39.4%・・・3ポイント	・中央卸売市場整備計画に「施設の改善を図ることが必要と認められる中央卸売市場」として位置付けられた中央卸売市場が、農林水産省に提出した整備計画書に沿って施設の改良、造成若しくは取得を行う場合又は上記以外の中央卸売市場がBSE対策に係る施設の改良、造成若しくは取得を行う場合・・・8ポイント加算 ・卸売市場再編促進施設整備の取組のうち地方卸売市場への転換に係る取組による場合・・・8ポイント加算 ・円滑な市場取引を確保するための天災等により被災した施設の改良を行う場合・・・8ポイント加算 ・民間活力を活用する卸売市場活性化推進の取組による場合・・・4ポイント加算
	【品質管理の高度化】 ・BSE対策に対応した整備を実施 ・卸売市場品質管理高度化マニュアルに基づく規範の策定及び実施	・BSE対策に係る施設の整備 ・・・7ポイント ・卸売業者及び仲卸業者が取組む品質管理についての規範を策定・・・7ポイント	
効率的な市場 流通	【集荷力の向上】 ・目標年度における取扱数量が推計値を0.7%以上超過	・取扱数量の推計値超過率が 4.6%以上・・・7ポイント 0.7～4.5%・・・3ポイント	該当する以下のいずれか1つ又は2つの加算を行う（1つのメニュー内で「達成すべき成果目標基準」を1つ選択する場合は1つを加算する。同一のメニュー内で2つの「達成すべき成果目標基準」を選択する場合は異なる2つを加算する。）。
	【物流の迅速化】 ・単位重量当たり作業時間を1.2%以上短縮	・作業時間の短縮率が 8.1%以上・・・7ポイント 1.2～8.0%・・・3ポイント	
	【物流コスト等の削減】 ・物流コストを1.1%以上削減	・物流コストの削減率が 1.9%以上・・・7ポイント	・中央卸売市場整備計画に「施設の改善を図ることが必要と認められる中央卸売市場」として位置付けられた中央卸売市場が、農林水産省に提出した整備計画書に沿って施設の改良、造成又は取得を行う場合・・・8ポイント加算

	・残品・残さ、包装容器の処理コストを1.2%以上削減 ・施設の維持管理コストを1.3%以上削減	1.1～1.8%・・・3ポイント ・処理コストの削減率が8.1%以上・・・7ポイント 1.2～8.0%・・・3ポイント ・維持管理コストの削減率が14.2%以上・・・7ポイント 1.3～14.1%・・・3ポイント	・卸売市場再編促進施設整備の取組のうち地方卸売市場への転換に係る取組による場合・・・8ポイント加算 ・円滑な市場取引を確保するための天災等により被災した施設の改良を行う場合・・・8ポイント加算 ・民間活力を活用する卸売市場活性化推進の取組による場合・・・4ポイント加算 ・食料供給コスト縮減アクションプランの別添「重点的に取組むべき課題に係る取組」の3のうち「物流の効率化」に規定している内容に即した取組を実施している場合又は実施することが確実である場合・・・8ポイント加算
卸売市場の再編	【統合による中央卸売市場の機能強化】 ・目標年度における取扱数量が推計値を0.7%以上超過	・取扱数量の推計値超過率が4.6%以上・・・7ポイント 0.7～4.5%・・・3ポイント	該当する以下のいずれか1つの加算を行う。 ・地方市場施設整備の取組のうち他の地方卸売市場との統合に係る取組による場合・・・8ポイント加算
	【市場間連携による中央卸売市場の機能強化】 ・取扱数量が卸売市場整備基本方針に定める再編基準の指標①の取扱数量（平成14年3月末現在の人口から算定される取扱数量）又は指標②の取扱数量のいずれか以上となる時期が連携後5年以内	・指標①の取扱数量（又は指標②の取扱数量）以上となるのが連携後3年以内 ・・・7ポイント - 連携後4年又は5年 ・・・3ポイント	・円滑な市場取引を確保するための天災等により被災した施設の改良、造成又は取得を行う場合・・・8ポイント加算 ・卸売市場再編促進施設整備の取組のうち廃止に係る取組による場合・・・4ポイント加算
	【統合・市場間連携による地方卸売市場の再編】 ・統合の場合 目標年度における取扱数量が推計値を0.7%以上超過 ・市場間連携の場合 目標年度における連携市場の取扱数量の合計が推計値を0.7%以上超過（ただし、地域拠点市場と連携先市場との転送に係る取扱数量は控除する）	・取扱数量の推計値超過率が4.6%以上・・・7ポイント 0.7～4.5%・・・3ポイント ・取扱数量の推計値超過率が4.6%以上・・・7ポイント 0.7～4.5%・・・3ポイント	・卸売市場再編促進施設整備の取組のうち他の卸売市場との連携に係る取組による場合、又は地方市場施設整備の取組のうち他の卸売市場と連携した集荷・販売活動に係る取組による場合・・・4ポイント加算 ・食料供給コスト縮減アクションプランの別添「重点的に取組むべき課題に係る取組」の3のうち「卸売市場の改革」及び「物流の効率化」に規定している内容に即した取組を実施している場合又は実施することが確実である場合・・・8ポイント加算

別表 2－4（共通加算ポイント）

別表 2－1 から 2－3 までに定めるポイントに加え、以下に掲げる場合はポイントを加算できるものとする。

共通加算ポイントの内容
都道府県の優先的事業加算ポイント 事業実施主体等が策定する事業実施計画のうち、都道府県において、特に重要性が高く優先的に事業を実施する必要があると判断した事業実施計画を 1 つ選択できることとする。 ただし、上記により選択した計画が食品流通の合理化を目的とする取組に係るものでない場合には、食品流通の合理化を目的とする取組の中から 1 つに限り別途選択できることとする。 これらの事業実施計画については、2 ポイントを加算できるものとし、都道府県において優先的に事業採択に努めるものとする。